

平成 25 年

第 5 回定例会会議録

平成 25 年 9 月 9 日

）

平成 25 年 9 月 24 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第24号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日〔第1号〕（9月9日（月））

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告	9
○議第 1号 田上町教育委員会委員の任命について	18
○議第 2号 田上町教育委員会委員の任命について	18
○議第 3号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第2号））の 報告について	19
○議第 4号 田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について	20
○議第 5号 田上町入湯税条例の一部改正について	20
○議第 6号 田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	20
○議第 7号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	20
○議第 8号 田上町介護保険条例の一部改正について	20
○議第 9号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	21
○議第10号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定につ いて	21
○議第11号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について	21
○議第12号 平成24年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	23

○議第13号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	23
○議第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	23
○議第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	23
○議第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	23
○議第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	23
○議第18号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	23
○議第19号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	23
○一般質問		28
9番	川口 與志郎 君	28
3番	有川 りえ子 君	39
7番	川崎 昭夫 君	52
11番	池井 豊 君	57
2番	椿 一春 君	67
○散会		75
○議事日程		76

会期第2日 [第2号] (9月10日 (火))

○招集年月日、招集場所	79	
○出席議員	79	
○欠席議員	79	
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	79	
○本会議に職務のため出席した者の氏名	79	
○開議	80	
○一般質問	80	
1番	今井 幸代 君	80
12番	関根 一義 君	93
6番	皆川 忠志 君	108
○散会	119	
○議事日程	120	

会期第16日 [第3号] (9月24日 (火))

○招集年月日、招集場所	121
-------------	-----

○出席議員	1 2 1
○欠席議員	1 2 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	1 2 1
○本会議に職務のため出席した者の氏名	1 2 1
○開 議	1 2 2
○議案の訂正について	1 2 2
○議第 3 号 専決処分（平成 2 5 年度田上町一般会計補正予算（第 2 号））の報告について	1 2 3
○議第 4 号 田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について	1 2 4
○議第 5 号 田上町入湯税条例の一部改正について	1 2 4
○議第 6 号 田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	1 2 4
○議第 7 号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	1 2 4
○議第 8 号 田上町介護保険条例の一部改正について	1 2 4
○議第 9 号 平成 2 5 年度田上町一般会計補正予算（第 3 号）議定について	1 2 6
○議第 1 0 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について	1 2 7
○議第 1 1 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について	1 2 7
○議第 1 2 号 平成 2 4 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	1 3 1
○議第 1 3 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 1
○議第 1 4 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 1
○議第 1 5 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 1
○議第 1 6 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 1
○議第 1 7 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 1
○議第 1 8 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 1
○議第 1 9 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について	1 3 1
○意見案第 1 号 道州制導入に断固反対する意見書について	1 3 5
○請願第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願について	1 3 7
○請願第 3 号 下吉田 1 区地内の町道認定についての請願について	1 3 7

○日程の追加	1 4 0
○意見案第2号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私 学助成の増額・拡充を求める意見書について	1 4 0
○議員派遣の件について	1 4 3
○閉会中の継続調査について	1 4 3
○閉 会	1 4 4
○議事日程	1 4 5

田上町告示第24号

平成25年第5回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月29日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成25年9月9日
2. 場 所 田上町議会議場

平成25年 第5回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 9 (月)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託) ・一般質問 ・散 会
9. 1 0 (火)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
9. 1 1 (水)			議案調査
9. 1 2 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 3 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 4 (土)			(休 会)
9. 1 5 (日)			(休 会)
9. 1 6 (月)			(休 会) 敬老の日
9. 1 7 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 8 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 9 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 2 0 (金)			議案調査
9. 2 1 (土)			(休 会)
9. 2 2 (日)			(休 会)
9. 2 3 (月)			(休 会) 秋分の日
9. 2 4 (火)	午後 1 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（14名）

1 番	今	井	幸	代	君
2 番	椿		一	春	君
3 番	有	川	り	え子	君
4 番	浅	野	一	志	君
5 番	熊	倉	正	治	君
6 番	皆	川	忠	志	君
7 番	川	崎	昭	夫	君
8 番	松	原	良	彦	君
9 番	川	口	與	志郎	君
10 番	渡	邊	正	策	君
11 番	池	井		豊	君
12 番	関	根	一	義	君
13 番	泉	田	壽	一	君
14 番	小	池	真	一郎	君

平成25年第5回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
議第1号	田上町教育委員会委員の任命について
議第2号	田上町教育委員会委員の任命について
議第3号	専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について
議第4号	田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
議第5号	田上町入湯税条例の一部改正について
議第6号	田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議第7号	田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議第8号	田上町介護保険条例の一部改正について
議第9号	平成25年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について
議第10号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議第11号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
議第12号	平成24年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
議第13号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号	件名
議第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第18号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第19号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

第 1 号

(9 月 9 日)

平成25年田上町議会
第5回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成25年9月9日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 8番 | 松原良彦君 |
| 2番 | 椿一春君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（渡邊正策君） 改めましておはようございます。本日、平成25年第5回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成25年第5回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては秋の収穫期を迎えて何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

ただいま長年地方自治の功労ということで関根議員、池井議員に県の町村議長会から表彰が、ただいま伝達をされましたが、今後も田上町発展のためご尽力をいただけることをお願いして、お祝いの言葉にさせていただきます。

ところで、昨日は久々にうれしいニュースが報道されました。それは、2020年のオリンピックの開催地が東京に決定したことです。また、このオリンピックによる経済効果は3兆円に及び、産業界に対する波及効果、また雇用拡大にもつながると報道されておりますが、その反面福島の汚染水問題や電力問題あるいは消費税増税の導入やTPPの参加など、最終判断を下す時期を迎え、これらとの関係も深い、今後私たちの生活にどのような影響を及ぼすのか、現時点では予測が難しい状況にあります。

さて、今定例会におきましては、教育委員会委員の任期満了に伴います人事案件2件と7月末の豪雨対策に要した経費の専決処分の報告や田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正の5件、一般会計及び特別会計の関係で急を要する経費の補正予算3件及び平成24年度の一般会計及び各特別会計の決算認定についての8件の全部で19議案を提案いたしました。

今議会は、決算議会ということもありまして、内容からいたしましてもまた長期になろうと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時04分 開 議

議長（渡邊正策君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊正策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

5番 熊倉正治 議員

6番 皆川忠志 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（渡邊正策君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日9日から24日までの16日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9日から24日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（渡邊正策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果報告書の5月、6月、7月分並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による田上町教育

に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願、下吉田1区地内の町道認定についての請願、この計2件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情は、理科教育設備整備等に関する要望、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情、「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情の3件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) おはようございます。総務産経常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

今回は、産業振興課の関係ということで経営所得安定化対策、旧戸別所得補償制度ということと、湯っ多里館の入り込みが減少傾向にあるということで、主に入り込みの関係について調査をいたしました。経営所得安定対策については、制度そのものを理解するというで委員会の中で勉強をしたという形でございますが、町の平成25年産米の生産目標数量は約ということではありますが、3,032トン、面積では548ヘクタールということで、前年より17トン、0.6%減の目標であるというような説明でございました。それと、25年度の水田面積、水張り面積は約800ヘクタールちょうどということでした。転作率は、37.5%ということでした。24年度の戸別直接支払い制度参加者は213名ということで、平成23年は231名ということだそうありますので、少し減っているということでした。それと、主食用の作付面積は578ヘクタール、目標作付面積は552ヘクタールということで、25ヘクタールほど超過であるという説明でございました。

あと、制度としては水田に対する支援は、コメの直接支払い交付金あるいは米価

変動補填交付金、水田活用の直接支払い交付金というような制度があるということ
でございまして、畑作に対する支援ということで営農継続支払いという制度もある
ということあるいは各種加算措置として農地拡大加算というような制度、そういっ
たものがあるという説明であります。それと、町の作付助成としては、経営所得安
定対策加入が条件ではありますが、加工米等には10アール当たり1万円という町の
助成があるというような説明もございました。あと、団地化、土地利用集積加算で10ア
ール当たり2万1,000円という町の助成があるという説明もございました。

質疑の中では、特に議論になったものはございませんが、町における作付の平均
はどうかという質問の中では、結果的にははっきりと統計上の面積はとっていない
ということではわからないというのが結論ではありましたが、2ヘクタールぐらいで
はないかというような答弁がありましたが、結果的にはそういう説明でございまし
た。ただ、そういった中で資料における交付金算定のシミュレーションというのも
出ておりましたが、それが4ヘクタールが平均ということで出ておりましたので、
実態に合わせた資料の作成も必要ではないかといったような議論もございました。

それと、農地の集積化はJA、農協と農業委員会でやっているが、主体はどこな
のかという質問がございまして、農業委員会が主体であるという答弁がございまし
た。集落でのまとまりを作るには、農業委員をもっと活用するべきでないかといっ
たような意見もございました。

経営所得安定化対策のほうは以上でございまして、湯っ多里館につきましてはト
ンネル工事あるいはあじさいまつりが工事によって中止をされたということで入館
者が減少しているということで、8月調査の時点では4月、5月、6月の入り込み
が報告をされておりましたが、その後追加できよう報告するというので私が直接
お聞きをしたところによりますと、やっぱり4月は前年と比べて若干増加している
ということで350人ほど増加をしているということで1万4,000人ほどでしたが、5
月は1万4,738人ということで、前年と比べると1,307名減っているというような状
況でございまして。それと、6月は1万2,072人のところ、前年は1万4,060人とい
うことで約2,000人近く、1,988人減っているという、委員会での入り込みの状況は6
月まででございましたが、その後お聞きをしたところによると、7月は1万2,661人
ということで、前年が1万4,264人ということで1,603名減っていると。8月は1万
3,985人で、平成24年は1万4,107人ということで122名ほど若干減っているとい
う状況で、総体的には5月、6月、7月はやっぱりかなり入り込みが前年と比べて減
っているという状況であったという説明がございました。その時点で指定管理に移行

することに伴う説明会の参加申し込みがあったということで、それは7社であったと新聞報道も出ておりましたが、あの委員会の時点では7社あったということで報告もございました。

質疑の中では、直営の期間がまだ1年以上あることから、現状での入館者の増加対策というものも必要でないかというような議論もございましたし、農商工連携による梅の製品等を湯田上温泉とタイアップして活用してはどうかといったような意見もございました。

以上が所管事務調査の報告でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） おはようございます。朝から報告させていただきます。よろしく申し上げます。

社会文教常任委員会の所管事務調査でございますが、8月の6日火曜日午前8時から行いました。まず、東京電力柏崎刈羽原子力発電所、ここの主に安全対策について視察いたしました。田上町は、この原発から50キロ圏内ということで非常に影響があるということで、安心、安全、それから健康面、これらは現実的にどうなのかということで視察に行っていました。

少し発電所の概略をちょっとご説明しますと、海に沿って横3.2キロ、それから縦に1.4キロということで大きな敷地であります。原子炉は、ご存じのとおり1号機から7号機までありまして、1号機が昭和57年、それから7号機が平成9年ということで開始になっているようであります。ここで働いている方は、私もびっくりしたのですが、東電の関係で約1,000人強、それから協力会社、これは600社あるのですが、4,000人弱ということで約5,000の方が働いているというふうな状況です。

説明は、まずサービスホールというところがございまして、そこで発電所の概要がございました。その後内部を見学させていただきました。セキュリティーは、非常に厳しいものがございまして、安全対策をアピールしたいのだなというのは、にじみ出ているような状況でございます。そのポイントというのは、津波による浸水、それから商用電源がなくなった場合の電源確保と原子炉の冷却方法、これはもう皆さんも福島でいろんな形でお聞きになっていると思いますけれども、それと事故が発生した際の拡大を防ぐ手だてという等々の説明をいただきました。防潮堤ができたということで各施設を視察したのですが、発電所の所長からも最後になりました

けれども、非常に信頼回復について丁寧な説明がございました。

視察といいますか、内部を見学した後に発電所長等の説明がございまして、それから質疑応答がございました。主なものは刈羽村議会、地元ですけれども、そこに説明したということでございましたので、その模様とか、それから福島原発の電源喪失、これが本当に津波によるものなのか、それともそれ以前の地震によるものなのかということで質問がございまして、まず電源の対策が津波に限定しているということで、これで本当にいいのかというような質問がございました。

また、新しい基準ができたわけですけれども、これは事故が起きることを前提にしているのだということで、これをクリアしたからといって安全が確保されたわけではないというような質問がございました。

それから、そのほかの質疑として、田上町は先ほど申し上げましたように50キロ圏内ということで屋内避難計画区域ということでございます。実際には私どもも理解しているのですが、避難場所がないというような中で、事業者としてどのような考え方をしているのかというような質問がございました。今申し上げた質問の回答といいますか、中身をちょっとだけご報告いたします。刈羽村議会では、フィルターベント、これはもう今喫緊の課題になっていきますけれども、フィルターベントとは何かというような技術的な意見をたくさんいただいたというような話がありました。

それから、福島原発の関係では電源はいつなくなったのかということで先ほどお話ししたのですが、電源は地震のときはあったと、地震の際はあったと。あくまでも津波によって使用不可になったというような説明がございました。

それから、新基準について、今までの安全基準から変わったわけですけれども、これを達成したとしても終わりではないというような、ひとりよがりのないような、客観的に評価してもらえらる津波対策をやっていきたいと、地震対策をやっていきたいというような説明がございました。

それから、屋内避難関係では放射能対策が固まってきたので、今県防災と話を詰めているというような話がございました。

大分午前中は、柏崎刈羽原発を見学してもう午前中目いっぱい、8時から出発したのですが、もう目いっぱいになりましたので、午後からは津南町を視察しました。津南町役場で意見交換を行いまして、ここは津南町は今年の12月に大手コンビニと水ビジネスで業務提携したわけですけれども、ここの状況がどうなのかというような話を伺いました。この事業所は、当初14名で発足すると。うち地元からは、7名

から8名の雇用が予定されているということで、事業を新たに創出するということは極めて重要だというふうに認識したところであります。それから、そのことに伴って水の使用料と環境保全費で1本当たり0.3円をキックバックするというので、地元の収入は約700万円ぐらい年間あるというような話がありました。

それから、津南町は認証米がございまして、認証米の説明を受けた後、社会福祉法人のつなん福社会というところを視察訪問しました。ここは、最初に就労継続支援B型事業所であるすみれ工房を見学しました。ちょうど私らが訪問させていただいたときは、正月用の玄関のしめ縄を作っておりました。登録している方は、男性13名、女性6名の18歳から73歳までの19名。それから、職員は管理者お一人、サービス管理責任者お二人、それから職業指導者お一人、その他パートというような構成になっているそうでございます。平均収入をお聞きしたのですが、大体1万6,000円程度だというようなお話がありました。ここは先ほど言いましたようにB型事業所ですので、送り迎えがないという事業所ですので、通うのも嫌になるとか、それから地域とのトラブルが若干あるというような話はございました。

次に、障害者のグループホームでありますすみれホームを見学いたしました。これは、空き家の利活用ということで考えたようですが、空き家が古くて地震に耐えられないということで建て替えた。町から1,700万円の補助金をいただいて、6,200万円かけて建て替えたということでございます。定員は6人で、料金は4万2,000円。これは、食事全部ついての話です。私も単身赴任したのですが、私が住んでもいいようなきれいな食事つきの環境がいいなというふうに思いました。現在5名入っておりまして、道路を隔てたところに親会社みたいなのがありますので、非常に安心であるというようなお話を伺いました。

8時から帰ってきたのが5時過ぎて非常に厳しい日程でしたが、有意義な視察ができたというふうに私自身は思っております。

以上、簡単ではございますが、ご報告させていただきました。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。皆川委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を求めます。

（1番 今井幸代君登壇）

1番（今井幸代君） おはようございます。それでは、加茂市・田上町消防衛生組合臨

時議会の報告をいたします。

臨時議会が7月25日午前10時より加茂市役所にて開かれました。配付いたしております資料のとおり、この議会は構成が変わってからの初めての議会でありましたので、人事が主な案件となっております。議長、副議長選挙の結果、議長には加茂市の中野元栄市議が、副議長には当議会の池井豊副議長、監査には新たに皆川議員が決定をいたしました。

そのほかに消防救急無線デジタル化整備事業において、神奈川県川崎市の株式会社富士通ゼネラルと2億9,820万円、工事期間230日の契約を議決いたしました。

また、今月1日から今年度末まで実施される給与削減に関する条例改正案も提出され、可決いたしました。給与削減は、加茂市職員に準ずるためであります。今年度9月1日から3月31日まで3.5%の引き下げかつ本年12月の期末手当、給料月額の引き下げ額の2カ月分を減ずるための内容となっております。

なお、県内市町村の給与減額措置の取り組み状況ですが、給与削減を実施した自治体が4市、検討中が13市町村、実施しないもしくは実施の必要がない自治体が12市町村となっているとの説明を受けました。

以上、報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（5番 熊倉正治君登壇）

5番（熊倉正治君） 三条地域水道用水供給企業団の議会報告を行います。企業団議会は、7月29日に第2回定例会、8月の29日に第3回臨時会ということで2回開かれております。7月の第2回定例会においては、提案された議案は監査委員の選任が2件及び条例の制定、平成24年度未処分利益剰余金の処分、それに24年度決算認定の5議案でありました。

企業団議会も構成がえがありまして、当町では2人、加茂市で4人、議員の交代があったということから、副議長選挙も行われ、加茂市の茂岡議員が副議長に当選をされました。

監査委員の選任では、議員のうちから選任する監査委員には私が、それと識見を有する者のうちからの選任では、現在三条市の識見の監査委員であります大久保氏であります。7月末で任期4年が満了となることから、引き続き選任したいということで提案され、それぞれ同意されました。

決算の認定では、資料につけておきましたが、それぞれ提案されましたが、特に

質疑、討論はなく、認定をされました。

未処分利益剰余金では、全額減債積立金に積み立てることで可決され、条例の制定についても異議なく可決をされました。

以上が第2回定例会でございしますが、第3回の臨時会、8月29日に行われましたが、この臨時会は給水料金の再度の見直しにより経費の再積算を行い、給水収益の確保を図り、水道用水の安定供給を図りたいということで条例の一部改正が提案され、採決の結果、全会一致で可決はされました。

条例の中身は、2月議会で可決された25年度の給水料金について、構成市町である三条市分は変更はしなくて、当町及び加茂市分は基本料金で立方当たり2円引き下げ、使用料金で立方当たり10銭引き上げ、それと超過水量分では立方当たり5円の引き下げということで、それぞれ試算の表も資料に出ておりますが、当初予算より年間で総額360万円ほどの引き下げになるというものでした。それで、その期間は当分の間であり、本年4月1日からの適用ということでの改正でございました。前段で議員協議会及び本会議における質疑では、条例にある当分の間というのはいつごろまでのことなのかという質問がございましたが、当分の間であり、期間は明示しないという答弁でありました。

それと、参与会のあり方について、新聞報道では参与会の内部は不安定というような企業長のコメントが載っていたが、議案の提案の仕方に問題があるのではないかとといった質問がございましたが、企業長の答弁としては議論は尽くされたと、今後も水道用水の安定供給のために努力をしていきたいといったような趣旨の答弁がございました。

それと、条例が半年ほどで改正されるのは、一事不再議に当たるのではないかとといったような問いもございましたが、そのような指摘は当たらないという答弁でございました。

最後に、副企業長である加茂市長から発言がありまして、大変感謝していると、三条市に足を向けて寝れないといったような趣旨の発言がございました。

以上が水道企業団議会の報告でございます。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。熊倉議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（6番 皆川忠志君登壇）

6番（皆川忠志君） それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

8月の定例会が8月30日、新潟市の新潟自治会館で開かれました。議事日程は、皆さんに配付されているとおりでございます。私は、今回初めての議会でしたが、そのほかに後ろのほうに名簿をつけてございますが、7名の方の議員が交代しております。

まず、議案ですけれども、第9号 平成24年度新潟県後期高齢者広域連合一般会計決算認定についてでございます。これは、一般管理事務費とか人件費ですが、歳入決算額27億5,714万円、歳出が26億8,976万円ということで、差し引きは6,737万5,000円でございます。この差引額は、平成25年度に繰り越しまして、共通経費負担金の減額により精算されるというような説明がございました。

次に、議案第10号 平成24年度後期高齢者医療特別会計決算認定でございます。こちらは、全県の保険給付費ですので、額は非常に大きくて、歳入決算額2,446億2,294万円、それから歳出は2,412億891万円ということで、差し引き34億1,402万2,000円というふうになっております。差引額から国、県負担金等の返還金の財源があるということで、これを差し引きますと実質の繰越額は10億25万円というような説明がございました。

なお、社会情勢もあるのですが、保険給付費は2,377億1,068万円ということで約0.9%の伸びということで順調と言っているのでしょうか、伸びているというような状況でございます。

議案11号は、特別会計の補正予算についてでございます。歳入歳出とも24億9,885万円を追加するものでございまして、これは24年度の保険給付費の実績に基づく負担金の精算に係る経費を補正するものでありますという説明がございました。

採決に当たりまして、特別会計でこの制度を廃止すべきというような反対意見がございましたけれども、3議案とも認定並びに可決されました。

一般質問が1件ございまして、共通経費の市町村別負担金について、もととなる均等割の是正について質問がございました。これは、何回もあったようでございますが、答弁の趣旨は制度開始以来、ほかの市町村からも全然意見が出ていないというような話、答弁がございました。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。皆川議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議第1号 田上町教育委員会委員の任命について

議第2号 田上町教育委員会委員の任命について

議長（渡邊正策君） 日程第4、議第1号及び議第2号の田上町教育委員会委員の任命についての2案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することと決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議第1号 田上町教育委員会委員の任命につきまして、現在その任に当たっておられます田上町大字田上乙1675番地、石田一平氏が本年9月30日をもって4年の任期を満了しますことから、引き続き委員に再任したいので、議会の同意を求めるものであります。

また、任期につきましては、平成29年9月30日までの4年間となっております。

なお、石田一平氏におかれましては、田上町教育委員会の委員を1期4年務めていただいております。

次に、議第2号 田上町教育委員会の委員の任命につきましては、現在その任に当たっております田上町大字川船河甲326番地1、諸橋雅子氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き続投を切にお願い申し上げましたが、ご本人の辞退の意思はかたく、断念せざるを得ませんでした。そこで、後任といたしまして、田上町大字田上丙2580番地1、長澤幸枝氏、昭和23年5月3日生まれを任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、石田氏と同様、平成29年9月30日までの4年間となっております。

なお、長澤氏の略歴につきましては、昭和43年4月に田上村役場に採用後、平成21年3月の退職まで主に保育士として長年勤められ、現在も児童クラブの指導者として活躍されており、長年の教育者としての経験を生かしていただけるものと考えてお

ります。

これらの議案に関係いたしますお二人の略歴を参考資料としてお手元に配付をいたしております。

以上、2議案につきましてご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの2案件については討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決しました。

これより順次採決を行います。

この採決は起立採決といたします。

最初に、議第1号の採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渡邊正策君） 起立全員であります。よって、議第1号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議第2号の採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渡邊正策君） 起立全員であります。よって、議第2号は原案どおり同意することに決しました。

日程第5 議第3号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について

議長（渡邊正策君） 日程第5、議第3号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま上程になりました議第3号 専決処分(平成25年度田上町一般会計補正予算(第2号))の報告につきましては、歳入歳出それぞれ859万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,018万6,000円といたしたものであります。

その内容は、7月29日及び7月31日に発生しました集中豪雨に伴う災害関連予算を13款に災害復旧費を新設し、関係予算の追加をお願いするものであります。

なお、これらの件につきましては、早期に実施する必要があるために7月29日付でやむなく専決処分いたしたものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

議長(渡邊正策君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第6 議第4号 田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
議第5号 田上町入湯税条例の一部改正について
議第6号 田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議第7号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議第8号 田上町介護保険条例の一部改正について

議長(渡邊正策君) 日程第6、議第4号から議第8号までの5案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました5議案につきまして、その概要を

ご説明申し上げます。

初めに、議第4号 田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号が公布されたことに伴い、当町の町税以外の債権につきましてもこれに準じて延滞金の税の引き下げを行うための所要の改正を行うものであります。

次に、議第5号 田上町入湯税条例の一部改正につきましても議第4号同様、平成25年度の税制改正に伴う地方税法の一部改正を受けまして、延滞金の割合の見直しが行われたことによる改正を行うものであります。

次に、議第6号 田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正及び議第7号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、また議第8号 田上町介護保険条例の一部改正の3議案につきましても議第4号同様、平成25年度の税制改正に伴う地方税法の一部改正を受けまして、延滞金の割合の見直しが行われたことにより改正を行うものであります。

以上5議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの5案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第7 議第 9号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 議第10号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議第11号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について

議長（渡邊正策君） 日程第7、議第9号から議第11号までの3案件を一括議題といた

します。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議第9号 平成25年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,609万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,628万1,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では国庫支出金において小中学校の理科教育設備の整備に係る理科教育設備補助金の追加。県支出金においては、農地面的集積促進事業補助金を追加するものであります。繰入金においては平成24年度介護保険特別会計繰出金の精算に伴う受け入れ。諸収入においては、平成24年度の事業確定による社会福祉協議会からの補助金返還金の受け入れなどであります。

一方、歳出では、総務費においては、法人税の還付が見込まれる会社が数社あることから、過年度過誤納還付金を増額しております。民生費においては、平成24年度に交付を受けた各種事業の完了に伴う県への補助金返還の追加。老人福祉センターの屋上部の外壁改修工事の追加。子ども・子育て支援法施行に伴い、町においても子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられましたので、その策定に関する経費を追加しておりますし、幼稚園増築に伴う必要となる備品購入費を増額しております。衛生費においては、平成24年度に交付を受けた各事業の完了に伴う県への補助金返還金を追加しております。農林水産業費においては、国の施策による大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金及び農地面的集積促進事業補助金を追加しております。土木費においては、町道の維持管理に係る関係経費で増額しております。教育費においては、羽生田小学校グラウンド脇の法面改修に係る委託料の追加や歳入でもご説明申し上げましたが、小中学校の理科教育設備を整備するための備品購入費の増額など、それぞれお願いいたすものであります。

次に、議第10号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)の議定につきましては、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,990万円といたすものであります。

その内容といたしまして、長年の使用でふぐあいが生じております訪問看護システムの入れかえに必要な経費の追加をお願いするものであります。

次に、議第11号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定につ

きましては、歳入歳出それぞれ1,561万9,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ11億9,540万4,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、平成24年度の保険給付費や地域支援事業費の確定によりまして、国、県支払い基金からの交付金、町の負担分についてはそれぞれ整理をお願いするものであります。

以上3議案について一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第8 議第12号 平成24年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
議第13号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第18号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第19号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（渡邊正策君） 日程第8、議第12号から議第19号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この8議案は、平成24年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき、監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

さて、国の平成24年度の地方財政への対応につきましては、平成24年度予算の概算要求組みかえ基準に基づきまして、通常収支分と東日本大震災の区分を整理することとしまして、通常収支分については財政運営戦略に基づき定める中期財政フレーム、平成24年度から平成26年度に沿いまして、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含めまして交付団体初め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本といたしております。所要の対応を行うこととされました。

このような現状を踏まえまして、税収入の確保や受益者負担金の適正な確保に努める一方で、限られた財産を事業選択による重点配分と経常経費削減に努めまして、町民ニーズの高い施策及び社会情勢の推移に即応した施策を推進してまいりました。

その結果、議第12号 平成24年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的に歳入決算額44億7,675万8,989円、歳出決算額としては43億5,684万1,904円で、歳入歳出差し引きでは1億1,991万7,085円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて、実質収支は1億1,866万8,085円の黒字決算となりました。また、今年度の実質収支から前年度の実質収支1億3,557万273円を差し引いた単年度収支では、1,690万2,188円の赤字となりました。

歳入につきましては、前年度比マイナス1億4,289万6,116円で率にして3.1%の減となりました。これは、町税等は微増となっておりますが、国の施策による交付金事業の終了による国庫支出金あるいは県支出金が減となったほか、地方特例交付金、財産収入などが減となったことによるものです。国庫支出金におきましては、マイナスの4,556万6,784円、率にして13.8%の減となりました。この主な要因は、地域活性化きめ細かな交付金事業及び地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金事業の完了によるものであります。県支出金につきましては、マイナスの886万3,468円、率にして3.3%の減となりました。この主な内容は、東日本大震災の新潟及び新潟・福島豪雨に伴う災害救助費負担金の減によるものであります。地方特例交付金につき

ましては、マイナスの1,431万4,000円、率にして77.5%の大幅な減となりました。この主な要因は、平成24年度税制改正によりまして制度改正がなされたことによる減であります。財産収入におきましては、マイナスの2,619万8,208円、率にして64.5%の大幅な減となりました。この主な要因は、不動産売払収入の減によるものであります。なお、社会資本整備総合交付金に関する国庫支出金につきましては、やむなく繰越明許としまして平成25年度に行うこととしたものであります。

歳出につきましては、前年度比でマイナスの1億2,724万2,928円、率にして2.8%の減となりました。これは、国の交付金事業や中学校体育館屋根改修等大規模改修工事の完了などによるものであります。なお、平成24年度に実施いたしました新規あるいは臨時の主な事業といたしまして、総務費では第5次総合計画の推進や総合行政システム及び財務会計システムの更新及び関係機器の入れ替え、県知事選挙、衆議院選挙などを実施いたしました。民生費におきましては、各種在宅福祉事業の推進や竹の友幼稚園及び子育て支援センターの運営事業、子ども手当の交付などを実施いたしました。衛生費におきましては、子ども医療費の助成事業で対象年齢の拡大や予防接種に応じて目まぐるしく変わる制度改正に対応しながら実施してまいりました。農林水産業におきましては、国土調査費、いわゆる地籍調査を実施いたしました。商工費におきましては、農商工連携事業や観光振興事業、湯っ多里館運営事業などを実施いたしました。土木費におきましては、社会資本整備総合交付金事業や都市計画基礎調査事業、新婚世帯家賃支援事業を実施いたしました。消防費におきましては、自主防災組織連絡協議会関連事業や小型動力ポンプの購入などを実施いたしました。教育費においては、田上小学校の特別支援教室空調設備設置工事あるいは中学校体育館の屋根改修大規模改造工事、トレーニング機器の購入や生涯学習センター建設基金への積み立てなど実施をいたしました。なお、町道坂田・湯川3号線、それから本田上・横場線ほか補修工事など、やむなく繰越明許としました。平成25年度に行うこととしたものであります。

次に、議第13号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額では5億7,272万3,664円、歳出決算額では5億6,712万2,157円となりまして、歳入歳出差し引きは560万1,507円となりました。前年度比では、歳入では6,193万5,873円、率にして9.8%の減、歳出では6,099万7,371円、率にして9.7%の減となりました。その主な内容につきましては、公債費における補償金免除繰上償還に伴う借換債額の減によるものであります。特定環境保全公共下水道事業は整備も完了しており、下水道施設等の維持管理が主要な事業になっておりますが、下

水道施設の適正な機能を保つため、昨年度に引き続き処理施設の改築更新工事を行い、地域の環境改善及び河川の水質保全を図り、加入率の向上に努め、下水道施設の適正な維持管理に努めてまいりました。

次に、議第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算では6,838万9,693円、歳出決算額では6,671万1,302円となりまして、歳入歳出差し引きは167万8,391円となりました。前年度比では、歳入では912万1,434円、率にして11.8%の減、歳出では774万7,194円、率にして10.4%の減となりました。その主な内容につきましては、処理場の施設修繕料の減によるものであります。集落排水事業におきましては整備は完了し、施設等の維持管理が主要な事業になっておりますが、農村地域の生活環境の向上及び集落内水路の水質保全を図り、加入率の向上に努め、施設の適正な維持管理に努めてまいりました。

次に、議第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算認定につきましては、最終的には歳入決算額は14億676万3,322円、歳出決算額としては12億8,351万9,940円で、歳入歳出差し引きでは1億2,324万3,382円の黒字決算となりました。歳入につきましては、昨年度比では1,528万248円、率にして1.1%の増、歳出につきましては前年度比マイナスで1,725万9,033円で、率にして1.3%減となりました。年間平均被保険者数は3,256人で、前年度比で69人減となっておりますが、そのうち退職者医療対象者は329人で、前年度比で3人増となりました。国民健康保険税につきましては、2億9,457万9,896円で、前年度比でマイナス26万1,610円、率にして0.1%減となりました。また、被保険者1人あたりは、8万6,770円、前年度比ではマイナスで177円、率にして0.2%減となりました。保険給付費につきましては、8億6,244万5,924円で、前年度比でマイナス1,646万2,725円、率にして1.9%の減となりました。また、一般被保険者の1人当たりの医療費は、26万8,013円で、前年度比でマイナス1,483円、率にして0.6%減となっておりますが、退職被保険者の1人当たり医療費は21万7,491円で、前年度比で2万358円、率にして10.3%増となりました。

次に、議第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額1億727万6,847円、歳出決算額としては1億521万5,854円、歳入歳出差し引きで206万993円の黒字決算となりました。歳入につきましては、前年度比で45万8,260円、率にして0.4%増、歳出につきましては前年度比で73万4,669円、率にして0.7%増となりました。歳入の主なものは後期高齢者医療保険料で、6,997万2,200円、率にして65.2%を占めており、前年度比でマイナス12万500円、

率にして0.2%減となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、1億306万5,149円、率として98%を占めており、前年度比では87万2,884円、率にして0.9%増となりました。

次に、同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額4,386万6,573円、歳出決算額は3,662万3,642円、歳入歳出差し引きは724万2,931円の黒字決算となりました。訪問看護の利用者数は111名で、訪問延べ回数では前年度に比べて787回、率にして15%減の4,388回の訪問となりました。

次に、議第18号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額10億5,884万8,918円、歳出決算額は10億2,582万3,532円、歳入歳出差し引きは3,302万5,386円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者は3,572人で、町人口の28.1%を占めております。また、要介護認定者数は要支援者を含め605名でありました。そのうち居宅の介護サービスを利用されている方は348名、施設に入所されている方は131名であります。

最後に、議第19号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量における年間有収水量では143万9,229立方となり、前年に比較して3,412立方、率にして0.2%の減となりました。収益的収支の収入では、2億7,217万2,797円、支出では2億3,042万1,730円。資本的収支の収入では、2億9,613万3,215円、支出では5億6,734万9,502円となりました。収益的支出では、浄水場、配水池等施設の修繕、点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、配水管布設がえ工事及び配水管移設工事並びに浄水場の建設工事を行いまして、平成25年度供用開始に向けた工事を施工いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業経営を努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

本決算については、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、ごらん願います。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますの

で、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することと決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時50分 再開

議長(渡邊正策君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。決算審査特別委員会委員長に川崎昭夫議員、副委員長に浅野一志議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託されました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

日程第9 一般質問

議長(渡邊正策君) 日程第9、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、9番、川口議員の発言を許します。

(9番 川口與志郎君登壇)

9番(川口與志郎君) 川口與志郎です。一般質問をさせていただきます。今回2点、椿寿荘について、1点目です。2点目は、「はだしのゲン」がいろいろ話題になっていますが、その件で質問いたします。

椿寿荘ですが、今大事な節目を迎えていると思います。指定管理者制度が導入されて4年以上が経過しました。やっぱりここできちっと総括しておく必要があるのではないかなというふうに思っています。それで、椿寿荘に関しては7点の質問をしたいと思います。1点目は、田上の子供たちがどれくらい椿寿荘を見に来て

いるのかという問題であります。私は、心配しております。余り子供たちがあるいは田上の町民が椿寿荘に足を運んでいないのではないかとということが心配です。

2点目は、椿寿荘で用意していますパンフレット、館内放送、つい最近椿寿荘に行きまして見せていただきました。館内放送も聞きましたが、改善の余地があるというふうに思っています。その点はどうか。

3点目、椿寿荘は町の文化財の指定になってはいますが、県の指定に格上げする意向はあるかないか。私は、十分価値のある文化財だと思います。積極的に県の指定を受けるように働きかけることは意味のあることだというふうに考えています。

4番目、椿寿荘の存在価値を改めてしっかり認識する必要があるのではないかと、町長がどのように認識しているか伺います。

5点目、椿寿荘を守らなければいけません、自然災害、火災、盗難。その防災体制、セキュリティー体制がどうなっているか伺います。また、万一のときに責任を誰がとるのか、指定管理者なのか、町長なのか、伺います。

6点目、椿寿荘を田上の教育に生かしていただきたいというふうに思いますが、その点についての教育長の見解を伺います。

最後の項目は、椿寿荘の維持管理、運営は、町がやるべきではないか。ほかの人任せにしない。つまり指定管理者に任せないで町が責任を持ってやる、そういう性質のものではないかと、椿寿荘はそういうものではないかというふうに思います。その点について伺います。

以上7点、ちょっと多岐にわたって申しわけないのですが、最初にお話ししましたように大変大事な問題だと私は長年田上に住んでいまして痛切に思います。現状が必ずしも十分だと言えないというふうに思いますので、しっかり質問でただしていきたいというふうに考えます。

ポイントは、椿寿荘の認識を深め、椿寿荘を確かに維持管理、運営する必要があるのではないかとということですが、そのことが中心になります。細かくいろいろ申し上げます。椿寿荘をどう認識しているのか、どのように位置づけているのか伺います。県内有数の豪農の館の一つが椿寿荘です。それは、非常に価値あるものです。まだ見ていない町民は、見ていただきたい。県内はもとより、全国の多くの方にこの貴重な文化遺産を見ていただきたいというふうに思います。ここを訪れる人が増加傾向にあるということは、喜ばしいことです。もっと来館者が増大することが期待されます。ここで気になることがあります。田上の子供たちがどのくら

い椿寿荘を見に来ているのかということです。統計はありますか。見に来ている子供たちが少ないのではないかと心配しています。どうですか。ここを訪れた人が何を見て感動し、何を学んでいくかは人さまごまだと思います。それはそれでよいのだと思います。しかし、来た人任せにしないで、ポイントはここですよ、ここをしっかり見ていってくださいと知らせることは重要だと思います。その点いかがでしょうか。

パンフレット、館内放送は、毎年総括され、改正されていくことが必要です。パンフレットの内容の改善を折あるごとにしていますか。それは、見た人にわかりやすいものになっていますか。館内放送の内容の検討は、折々になされていますか。それらが最初に作ったままになっていませんか。先日私は、入館してパンフを見せてもらい、放送を聞きました。それは、まだ改善の余地があります。きょう持ってこようと思ってパンフ忘れてしまったのですが、内容は大変いいです。ただ、どのぐらいの人が、今有川さんのところにあります。済みません。これがパンフレットです。こうなっているわけです。特にこの部分です。細かい字がだあっと並んでいます。内容は、非常にいいのです。だけれども、この文読みますか。どのぐらいの人が読んでいますか。それから、写真があるのですが、ちょっと小さいです。もっと大きくポイントをちゃんと示したほうがいいと思います。私は、これは改善の余地があると思っています。惰性に流されて最初に作ったままずっと来ているのではないのでしょうか。パンフに田上町指定文化財とあります。また、こう書いてあります。「全国から銘木を集めるぜいを凝らし、くぎ類を一本も使わず、枯山水の庭園とともに、春夏秋冬いつの日も重厚で華麗な趣を見せている」と書いてあります。私も本当にそれには賛成であります。このとおりです。重厚で華麗な趣、椿寿荘は持っています。町の指定から県の指定に格上げしてもいいぐらいに価値があるものではないかと思っています。県の文化遺産登録を目指す意向はありませんか。伺います。

ここで椿寿荘のガイドをさせていただきます。私なりにガイドをいたします。田上には、2家の豪農がありました。三郎兵衛家と七郎兵衛家です。椿寿荘は、七郎兵衛家の離れ座敷です。七郎兵衛家は、幕末期には石高2,600石、面積約1,300町歩を所有していました。当時100石の禄をもらう武士はまれでした。そういう時代です。江戸の末期から大変な豪農であります。それが明治、大正、昭和にかけて、それで面積が増大していきます。自分の土地を通っていった、他人の土を踏むことなく弥彦山まで行けたというのですから、恐れ入ります。その膨大な土地から得た富が椿寿荘に結実しました。大正7年に完成しています。その広大な土地を小作人が耕作

していました。高額な小作料を支払っていたのは、地主から土地を借りていたためです。小作料は、収穫された米のおよそ半分くらいです。凶作のときなどあるいは飢饉のとき米を作っていないながら米が食べられないので、水のみ百姓と言われた人もいたことは事実です。女衞の姿があったことも知られています、女衞です、人買いです。娘を売り出す農家があったことも知られている事実です。何も喜んで好き好んで娘を売りに出したりしません。泣きの涙で売りに出したということは想像できます。その場面が目には浮かぶようです。寺泊の大河津分水ができる前には、一帯がよく洪水に見舞われたとのこと。大河津分水、江戸末期から大正、昭和にかけて完成するのでしょうか、あれは大きな仕事だったと思います。その前はよく氾濫したということです。それから、それだけではなくて、豪雨のときなど各地で信濃川が氾濫しました。子供が大好きな良寛和尚は、子供たちと遊びながら子供たちに不幸が、悲劇が訪れませぬようにと祈っていたということを書いています。農業機械のある今とは違い、稲作は苦勞の多い手作業でした。椿寿荘は、多くの人の汗と涙が結晶したものです。今も椿寿荘は、文化財として七郎兵衛家の勢いを示しています。残された遺産は一部ですが、七郎兵衛家の栄華を想像することができます。そして、七郎兵衛家の衰退も示唆します。第2次世界大戦の直後に農地改革が断行され、地主制度は終えんします。七郎兵衛家も没落します。七郎兵衛家を支えた小作農家は、自作農家になります。農地解放と言われていますが、それは田上の町のあり方を急激に変えて今日に至りました。この農地解放は、日本国憲法の成立、独占禁止法の成立、労働基本権の成立、女性の参政権の実施等々の一つとして、日本の民主化のための施策であったことが教科書の現代史に記述されています。そして、日本は民主主義国として現在に至ります。明治維新も大変な改革でありましたが、戦後行われた民主的な改革というのは、日本のあり方にとって大変に大きな意味を持ちます。民主主義国がそこで出発したと言ってもいいと思います。同時に行われた農地解放は、田上の地主制度を崩壊させて、小作人は自作農に変わっていきます。椿寿荘は、現代史の主要な側面を学ぶ格好の素材です。ふるさとを知る生きた教材です。それを使って子供たちに田上の歴史を教えてほしいなというふうに思います。庭園、枯山水は、日本の伝統的な庭園について考えさせてくれます。建物は、当時日本の3大名人の一人と言われた松井角平が棟梁として3年半の歳月をかけて完成させた建築物です。それは、日本の伝統的な建築様式を代表しています。建築に興味のある子供たちにとっては、ありがたい存在です。ガイドは、これくらいにします。私がガイドで言いたかったことは、椿寿荘は歴史的文化財であるとい

うことです、歴史的な文化財。その価値を深く認識していただきたいと思います。

また質問に移ります。田上の子は田上で育てる、一環として椿寿荘を活用してほしいと思いますが、教育長、いかがですか。これまで椿寿荘を田上の学校教育に生かした試みはありましたか。ありましたら教えてください。

次に、椿寿荘を自然災害、火災、盗難、事故などから守る体制がどうなっているか伺います。そのマニュアルがあると思いますが、資料として配付してください。ちょっと仲間に聞きましたら、椿寿荘のような建物の場合は、漏電と落雷が怖いのだという話でありました。落雷は、避雷針で守っているのかもしれませんが、漏電は目に見えないところで漏電する。それは、意外に検査をされていないというふうに、そういうものは言っていました。そういう見えないところの電気配線、これは漏電、注意しなければいけないと言われていました。もし火災が起こりますと、あっという間なそうです、木造建築ですから、あっという間に燃え広がって、消防車が来ても消せないのではないかと、そう仲間は言うておりました。建物、掛け軸、つい立て、展示物等々の目録がありますか。それぞれどれくらいの価値があるのか、鑑定も必要ではありませんか。特につい立てですが、玄関入りますとすぐについ立てがあります。能舞台の仕手が描かれています。あれ八方にらみのつい立てだということをご存じですか。右に動けば右に顔を移します。左に動けば左のほうに視線が移ります。あれは、どういう仕組みでそうなっているのでしょうか。京都の文化財で見たことありますが、あんな立派な八方にらみのものというのを見たことがありません。すばらしいものです。とにかく一つ一つきちっと評価を決めて、そしてそれを守る体制を作る必要があるのではないのでしょうか。

また、万一のときの責任は誰がとるのですか。指定管理者ですか、町長ですか。万一のときに指定管理者をかえればいい、責任をとってもらえばいいでは済まないと思います。一度失うともとは戻りません。私は、椿寿荘の維持管理、運営は、町の直営にし、担当課は教育長が中心になっている教育委員会事務局がふさわしいと思います。人任せにしないで町が維持管理、運営をすべきだと思いますが、いかがですか。今担当課は産業振興課ですが、観光の目玉として田上に多くの観光客を呼び込むということは大切な仕事です。それは、産業振興課がかかわります。しかし、もう一つの柱、文化遺産保護という位置づけはどうでしょうか。産業振興課の指定管理者の募集要項には、そのことが書かれています。しかし、それは産業振興課の中心の仕事ではありません。ついでにやるという性質のものではありません。県内にある豪農の館の維持管理、運営主体の実態を報告してください。もし町の直

営にしないのでしたら、責任を持って事に当たる教育長中心の教育委員会事務局と同様のことができる指定管理者を選定してください。限られた応募の中からベターの団体を選ぶというやり方はしないでください。選定の必要条件是、文化遺産の保護が可能な人、郷土史に通じた人であること、教育の視点を持っていることなどが考えられます。私は、議会の一員としてその動きを見守っていきます。町民の関心は高いものがあり、注目されています。前進することを希望します。以上、1項目めの質問です。

2項目めに移ります。「はだしのゲン」問題についてであります。本を持ってきましたが、これ一般質問をするというふうに決めましたから、本に触れないではいけないと思ひまして、急遽取り寄せました。10冊です、これは。1万2,000円だったですが、もっと安いのもありますけれども。読みました、一生懸命。感動いたしました。原爆は、日本の国民、全国民の課題であります原爆問題。ここで強く言われていますが、原爆投下直後に10万人近くの方が亡くなりました。ひどい状況です、それは。まず、ぴかっと光るのは放射能です。それから、熱を帯びています、何百度という。それが風に運ばれて広島全域を覆います。やけどをします。家は、押しつぶされます。押しつぶされて出られなくなった人たちは、熱風で火災があちこちで起こりますので、出られないですから焼け死ぬしかありません。ここでも書かれています、兄弟がたまたま押しつぶされなかった、出られる。助けようとするわけですが、そう簡単に助けられません。焼け死ぬのを見ているわけです。「はだしのゲン」の主人公は、父親と妹、弟を見ている前で焼き殺されます。母親とゲンは、やっと逃げ延びます。だけれども、地獄を見えています。あと、ぐたぐた申し上げませんが、熱線に焼かれてやけどをした人の状況はひどい状況です、放射能にやられて。しかも、1カ月もしないうちにたくさんの方がどんどん倒れていきます。それで終わればいいのですけれども、生きるも地獄と「はだしのゲン」は言っています。偏見であります。原爆病がうつるのではないか。それで、原爆病にやられていない人から嫌われます。また、顔はケロイドで焼かれた女の子たちはどうなるのでしょうか。もう偏見の中で生きています。うちに閉じこもって外へ出ない。「はだしのゲン」は、そういう悲惨な状況の中で強く生きていきます。家族の愛があります。友達のきずながあります。そういう中で強く生きていきます。これは、すばらしい本であります。絵も上手です、作者は。インパクトがあります。物語性もありまして、ただ原爆の悲惨さを訴える、そういうことだけではありません。本当に物語性がありまして、ゲンの生き方が魅力的です。それで、どんどん引きつけられて

います。ただ、作者が話したかったのは、もうこんな原子爆弾など絶対に人の上に落としてはいけないと、これは絶対阻止しなければいけないという強い訴えがずっと全編を貫いております。当然考えます。何で自分は、こんな苦しみを受けるのだと。そしたら戦争です。戦争によってあの太平洋戦争、日本が戦争に突き進んでいきますが、それが私たちをこんな苦しい目に遭わせたのだ、こう考えるのが当然です。何であんな戦争が起こったのだと考えます。だから、反戦です。絶対これは、もう戦争反対、絶対反対です。ただ悲惨な被爆者の状況だけではない、生きた姿としてドラマとして描かれています。大変なドラマ性に富んでいまして、読み始めたらなかなかやめられません。

質問に移ります。松江市内の小・中学校、島根県松江市、これ県庁所在地であります。小・中学校の図書館で「はだしのゲン」が自由に読めなくなっていることが全国的に注目されて批判されています。この問題での田上の小・中学校の状況はどうなっていますか、伺います。聞くところによりますと、田上小学校にはきちっと図書館に置かれているという話がありました。田上中、羽生田小、私は行っていませんが、どうでしょうか。三條新聞が三条市の状況について報道しておりました。2校が古くなって廃棄され置いていないが、ほかの学校は自由に閲覧できるということが三條新聞に書かれていました。教育長は、このことでどのような見解を持っていますか。松江市教委は、戦争や原爆の悲惨さを描いた幾つかの場面が読者を動揺させるかもしれないので、関係者による許可制にしたということであります。戦争とか原爆が悲惨でないなんていうことはあり得るのでしょうか。では、それは悲惨だから子供たちの目から離す、そんなことあっていいのでしょうか。悲惨に決まっているのです。だけれども、子供たちにはしっかり見て考えてほしいというふうに思うのです。だから、松江市教委というのは何を考えているのだと私は言いたいです。特に松江市教育委員会の事務局が暴走した、松江市教育委員会に諮らないで勝手にやったということであります。これも問題です。その後松江市教育委員会は、自由に閲覧できないようにした事務局のやり方を撤回させたということであります。これは、全く正しいと思います。日本の被爆者団体協議会、被爆者の組織です、被団協ともいいますが。この松江市の閲覧制限に対して、自由に閲覧できるようにという要請書を送ったということあります。被爆者にとってもう大変な怒りです、これは。大変な苦しみをなめているのです。もう大変という、この重みというのは、一言で言い尽くせません。先ほどちょっと申し上げました。それを、しかも島根県って広島からそんな離れていません。どういうセンスなのですか、松江市教育委員

会事務局。今全体的に右傾化していると言われていますが、そういう空気を先読みしたのではないですか。とんでもない認識違いです。私これ読んで思いましたけれども、事務局の人は「はだしのゲン」ちゃんと最後まで読んだのですか。読んでいないのではないかと思います。もう大変ですから。特に被爆者の実態を明らかにして反戦を訴えている本ですから、読むには苦痛だったと思います、松江市の事務局の方は。

(何事か声あり)

9番(川口興志郎君) はい。やじは、そのぐらいですか。もうちょっとやって。被爆者は怒ります、こんなこと。これは、学校図書館協議会というのがありますが、その指定図書になっています。全国どこの学校の図書館にも三条もそうですが、田上も田上小にあるということですから、もう全国どこでも置かれている本で、しかもすぐれた、もう日本人にとってはなくてはならない大事な本であります。そういうものをいとも簡単に教育委員会の一事務局が閲覧制限をするなんてとんでもない話だと私は思います。教育長に質問をいたしたいと思いますが、どのように考えておられますか。田上の特に羽生田小、田上中学校でこの本はどのように扱われていますでしょうか。

以上、質問いたします。終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの川口議員のご質問にお答えいたしますが、最初に椿寿荘の認識あるいは位置づけというご質問の中で、最初に田上の子供たちが椿寿荘に見に来ているかと、こういうご質問でございますが、子供を対象としたいわゆる統計的な数字はありません。

次に、説明のポイントはどうかというような質問であります。館長の説明では椿寿荘建設に至った経緯あるいは椿寿荘の名前の由来とか使われている材料、建築に携わった人物など、来館者の目的に合わせたポイントを要領よく説明しており、とても好評をいただいているということでもあります。

次に、現在のパンフ及び館内放送の改善の余地はどの質問であります。基本的な情報等で新たに発見された歴史的な事実などが明らかになった場合は変更することもあります。当面はこのままでいきたいと考えております。現在のパンフは、去年だったでしょうか、ここ一、二年見直しをしたパンフであります。

次に、県の文化遺産登録を目指す意向はどの質問であります。県の文化財遺産、文化財の指定を受けるというためには、いわゆる県にとって歴史上または芸術上、

価値の高いものとしての要件を満たす必要があります。その要件は、実は公開されてはおりません。椿寿荘がこの要件に該当するかどうかは、現時点では判断できない状況であります。また、指定を受けた場合の規制の問題もあります。例えば修理の30日前までに届けが必要であったりあるいは現行行っているイベントも内容によっては事前協議が必要になることも考えられます。したがって、現在の運営を維持するためには、現時点の文化財指定は考えておりません。県の文化財指定を受ける、受けないにもかかわらず、町の文化財としての価値は変わりませんので、町の宝物として大切に保存し、活用しながら後世に伝えていき、登録の必要性が高まった時点で検討していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、これまでの椿寿荘を田上の学校教育に生かす試みとのご質問であります。これは教育長にお聞きしましたところ、田上町の歴史文化を知ることは郷土愛を育む教育につながることから、小学校の社会科副読本「私たちの町、田上」の中で椿寿荘について述べてあり、子供たちに機会あるごとに教えております。また、今年の夏には各学校の先生が椿寿荘で研修会を開催いたしまして、館長から講演をいただきましたので、今後の田上町の歴史教育に生かすことができると考えていますとのことでありました。

次に、防災マニュアルとの質問であります。防災マニュアルはありません。防火に対する備えとして防火管理者を置き、火気の取り締まりあるいは災害時の対応については徹底して管理を行うこととともに、火災報知機、消火器を配置しまして、初期消火への備えを行っているところであります。今後指定管理者との協議の上、必要であればマニュアルを整備していきたいと、こういうふうに思っております。

次に、建物、掛け軸等の目録があるかとの質問であります。目録は残念ながらありませんが、いわゆる備品台帳に登載してあります。また、掛け軸の価値については鑑定しておりません。歴史的な価値は、金銭にかえることはできないものと考えております。そこで、今後の参考として鑑定などの調査については検討していきたいと、こう考えております。

また、災害などによる万が一の場合の責任との質問であります。最終的にはこれは当然町長である私の責任となります。

次に、県内にある施設の維持管理の実態との質問であります。関川村の渡邊邸は公益社団法人渡邊家保存会が、旧味方村の笹川邸は新潟市南区が、また旧豊浦町市島邸は財団法人継志会が、また旧横越村の北方博物館は財団法人北方博物館が、それから旧守門村の目黒邸は魚沼市が管理運営などを行うなど、市町村によってそ

れぞれさまざまな形をとっております。したがって、田上町の椿寿荘につきましては従来どおりの管理運営で問題が発生しておりませんので、同様の方向で考えております。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 川口議員のご質問にお答えいたします。

「はだしのゲン」についてのご質問であります。町内の3校に確認しましたところ、3校とも図書室に蔵書として備えてあり、閲覧については特別な扱いはしておりません。

また、教育長の見解とのことでありますが、不勉強で「はだしのゲン」は読んでおりませんので、直接的なコメントは控えさせていただきたいと思っております。ただし、一般論として子供の知る権利は尊重されなければなりませんので、インターネットが普及し、情報が氾濫する中、さまざまな考え方に触れ、最後はみずから判断する力を持ってほしいと願っております。先ほどの質問では触れられませんでしたけれども、通告で田上町は非核平和都市宣言の町というくだりが触れられてありました。教育長の見解というようなことも求められておりますので、あわせてお答えさせていただきます。田上町は、平成7年7月31日に田上町平和宣言を行っているというふうに私は理解をしております。

以上でございます。

9番(川口興志郎君) ありがとうございます。

1点目の椿寿荘についてちょっと質問をさせていただきます。特に今豪農の館の県内の状況の説明がありました。直営が魚沼、それから財団法人が多いようであります。私は、北方博物館、何度も足を運びましたが、あそこではもとの地主の方の伊藤家の方の流れをくむ方が思いを込めてあそこの維持管理、運営に当たっているのではないかと思います。指定管理者と財団法人はどう違うか、やっぱり違うのではないですか。指定管理者でいくという話ですが、それで十分椿寿荘の維持管理、運営がしっかりできるということであれば問題ありませんが、どうも心配であります。どうも人任せではないか。責任は町長がとる、それはすばらしい覚悟だと思っておりますが、その点1点質問いたします。

町長(佐藤邦義君) 椿寿荘のいわゆる管理運営でございますが、指定管理者というのは議会の議決をいただきまして指定管理者にしておりますが、いわゆる指定管理者の使命というのは、実際には日ごろの入館者の管理あるいは建物が傷んでいるかど

うか等の点検等もありますが、実際には大規模な管理とかそういうのは基本的には町がすると。これも指定管理指定のときにお話ししましたように、10万円以下のものについては指定管理料の中に含めるということになっておりまして、大きなものについては町が直接責任を持って事に当たっています。実際に指定管理者、特に椿寿荘の指定管理者のほうからは、再三にわたってここが悪い、あそこが悪いとかあるいは入館料がちょっと安過ぎるとかと、そういったことは絶えず町のほうに申し出があったりしておりますので、その件につきましては十分に対応できていると、こう思っております。もちろん川口議員のご指摘の椿寿荘の歴史的な価値観とかそういうものは、恐らくは指定管理者の人たちはどう把握しているかはちょっとわかりませんが、私どもはそれなりにある程度把握して、なぜいわゆる県の文化財に指定しないかというものはご質問にはありませんが、簡単に言いますと県にお尋ねしたところは、時代がちょっと浅いということで1点ですけれども、ありますので、これは先ほど申し上げましたようにある一定の時期になりませんと、県の文化財指定にはなり得ないという、こういう実は指摘がありますので、そういったことで今後田上町がこの椿寿荘についての文化財の指定も含めて、椿寿荘をどう維持管理するかというようなことも実はありますので、大変重要な課題をしょっております。一部直すのに5,000万円もかかるというようなことも実は業者にお願いして判断があったことも事実でありますので、いずれしっかりとした大事な文化財でありますので、町が責任持って管理していくことになっております。

以上であります。

9番（川口興志郎君） ありがとうございます。

3点目、ちょっと質問いたします。防災マニュアルがないという先ほどの町長のお話でしたが、これやっぱり姿勢が弱い一つの象徴的なあらわれではないかと思う。漏電が起こったら先ほど申し上げましたようにどうするのですか。点検するのですか、しない、されているのですか。されていないのではないかと思うのです。だから、いつ起こるかかわからないです。いつ雷が落ちるかわかりません。放火だってあるかもしれません。これは、早急に防災マニュアルを作っていただきたいと思えます。指定管理者任せではいけないのではないかというふうに思えます。それが1つ。

それから、財団法人の維持、運営管理が多いということですが、指定管理者とどう違うのですか。私は、愛着が違うと思えます。構えが違うと思えます。指定管理者というのは5年ごとにかわっていくわけですが、5年間無事に何とか過ごせばいいという、それでは済まないような問題ではありませんか。財団法人のほうがやっぱ

り意気込みが違うのではないですか、取り組みに対する。その点いかがでしょう。

町長（佐藤邦義君） ご指摘の防災マニュアルですが、実際には先ほど今町では防災マニュアル作成しておりません。これ必要であるとは思っておりますが、日ごろから実は椿寿荘の点検については定期的の実施をしております、残念ながらご指摘の屋根裏を走っています電線、いわゆるそれが漏電になる可能性、十分あるわけありますので、当然そのことについても点検はしておりますが、いずれ本格的なそういう点検とかあるいは屋根裏にめぐらしている古い電線については取りかえる必要は十分にあると思っておりますので、私はそれは点検をするに加えていきたいと、こう思っております。

それから、指定管理と財団法人が運営するにはどう違いがあるかということでございますが、もともと指定管理にした田上町の場合はそれほど大きな意味というか、いわゆる財政再建上、民間でも運営できると。あくまでも管理運営ということでもありますので、そういった観点から指定管理をお願いしているわけでもありますので、建物の本格的な保存とかあるいは大がかりな修理ということについては、これは町が直接タッチしているわけでもありますので、全く指定管理に丸投げしているということではございません。そういったことでそれほど大きな規模の施設ではございませんので、町が買い取ったということもございまして、町が責任持ってやるのは当然でありますので、管理運営だけは指定管理者をお願いしていると、そういう認識でおりますので、ご理解願えればなど、こう思っております。

9番（川口與志郎君） 椿寿荘問題、大事ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） 川口議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩といたします。

午前 11時37分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、有川議員の発言を許します。

（3番 有川りえ子君登壇）

3番（有川りえ子君） 本日佐藤町長も招集挨拶の中で触れられましたが、昨日2020年夏季オリンピック、パラリンピックの開催地が東京に決定いたしました。1964年の

東京オリンピック開催時、世田谷区内の幼稚園に通っていた私は、甲州街道を走るマラソンランナーに日の丸の小旗を振って応援したことを思い出します。当時オリンピックを開催するために羽田空港は整備され、東海道新幹線が開通し、首都高速道路が急ピッチに整備されたことを後に知ることになります。今回のオリンピック招致には、チームジャパンが一丸となってプレゼンに臨み、またロビー活動も功を奏し、招致を勝ち取ったものだと思います。特にきのうの未明に行われたプレゼンにおいては、日本が群を抜いてよかったと思います。高円宮妃久子様がI O C公用語、フランス語で最初にスピーチをし、その後英語でスピーチ、それに続きアスリートや猪瀬東京都知事、安倍総理も皆必死に練習したであろう英語のスピーチをしていました。いかに東京が安全で確実なオリンピックを開催できるかを完成度の高いDVDを使って説明してくれました。このプレゼンをごらんになった方も多いと思いますが、国際競争社会ではいかにプレゼン能力、語学力、コミュニケーション能力が必要かと感じました。オリンピック招致を契機に東京のインフラ整備とともに、東日本大震災の被災地の復興に弾みがつくことを祈るばかりです。本日は、田上町の子供たちの未来を左右する教育問題ほか2点を町長と教育長にお伺いいたします。

8月27日、私は同僚議員と一緒に町村議会議員研修会の午前中のプログラムで、新潟県教育長の人口減少社会に対応した教育のあり方という講演を拝聴いたしました。30年後の日本の人口は、現在の1億2,800万からおよそ2,100万人減少し、新潟県も現在の237万人から179万人と58万人の減少と予想されています。田上町の中学卒業予定者も今年の107名が平成40年には79名と27%減少します。新潟県の児童・生徒減少による統廃合及び教育者定数の見込みという表も資料にありました。小学校児童数が現在の11万7,095人から5年後の平成30年には11万2,882人と4,213人減少に伴い、学校数も505校から470校と35校も減ってしまいます。

そこで、教育長に質問いたします。田上町には、現在田上小学校、羽生田小学校の2つの小学校が存在しています。どちらの児童たちも伸び伸びと元気な姿を見せてくれています。いつ会ってもどの児童もみずから進んで挨拶をしてくれます。隣の市から歩いて帰ってきただけでも田上っ子の挨拶は、抜群によいと感じます。本当に東京から帰ってくると、田上町に帰ってきたなというのを感じるひとこまでもございます。しかしながら、どちらの小学校も1学年2クラスを維持するのがぎりぎりの状態だと思います。小規模の学校のメリットは、かゆいところに手が届く、きめの細かい教育が行われることだと言われておりますが、デメリットとしては切

磋琢磨する機会が減ってしまうということです。近い将来田上町の小学校は、統廃合していかざるを得ないと思いますが、現在の計画はどうなっているのでしょうか、お答えください。

次に、議会議員研修同日、文部科学省が平成25年度全国学力、学習状況調査の結果を発表いたしました。新潟県の小学校は、前年度の17位から8位へと躍進しました。中学校においては、昨年から少しランクアップの32位ということでした。前出の講演の資料にも全国学力、学習状況調査における新潟県と全国の平均回答率の差の資料がありましたが、ここ5年間は新潟県の小学生の学力はアップの傾向にあるが、中学生は残念ながらダウンの傾向にあるようです。県教育長によると、応用力が弱いのではとの指摘がございました。田上町の小中学校のこれまでの全国学力、学習状況調査の結果の傾向はどのようになっているのでしょうか、お示してください。

少し話はそれますが、先日フィンランドの小学校の授業の様子を知る機会がありました。小学5年生の国語の授業は、先生がみずから新聞、雑誌を切り抜いたさまざまな人物の写真を児童めいめいに配る。児童はそれをもとに、まず人物を設定し、年齢や出身地、家族構成などを考え、住まいを考え、今抱えている問題を作り、それをどうやって解決していくかという物語を作る授業なのです。しかし、そこには正解があるのではなく、それぞれの児童がさまざまな手法で物語を作り上げ、最後にそれを発表するという内容でした。まさに私にとって目からうろこの状態でした。フィンランドの教育水準は高く、学力レベルは世界一と言われています。フィンランド式教育は、考える力を育む教育、すなわち問題解決能力を育む教育だそうです。

話がそれましたが、日本の子供たちの学力低下が叫ばれてから随分たちますが、その原因にゆとり教育があることは周知の事実です。2002年から10年続いたゆとり教育は、学習指導要領の改訂によって終えんいたしました。新学習指導要領による授業がスタートして2年が経過し、以前より学習内容が増えたものの、子供たちの学力は回復途中にあるようです。改めて田上町の学力の現況をお伺いいたします。

次に、下村文部科学大臣は2013年1月15日、公立小・中・高校の週5日制を見直し、土曜日にも授業を行う週6日制に切りかえることを検討していることを明らかにいたしました。そこで、教育長にお伺いいたします。週5日制の10年間を振り返り、よかった点と悪かった点をご説明ください。県教育長によると、アンケートをとると8割が土曜授業に賛成しているとのことでした。現状は、土曜授業を行っている学校は体験学習を実施しているとのことでした。そして、体験学習を取り入れて

いる学校は、いじめの件数が減少傾向にもあるとのことでした。先ほどご紹介いたしましたフィンランドでは、日本の年間授業日数が190日ですが、日本よりもフィンランドは40日も年間の授業数が少ないということです。まさにゆとり教育なのです。このあたりも踏まえて10年間の総括をお願いいたします。

次の質問に移ります。先日実家に帰省中に勤めていたときの先輩と再会し、昔話に花が咲きました。その先輩のお嬢様が今年10月、合宿免許を取るということで聞いてみると、新潟県内10の学校の中で田上の自動車学校を選ばれたとのことでした。また、合宿の内容を調べてみると、ごまどう湯っ多里館や美人の湯の2つの温泉に無料で入り放題、ほか自転車が無料で貸し出されたりとか特典がいろいろございました。中でも新潟県とNPOさんじょうが協賛している県央ぎっしり体験ツアーというのがあり、和くぎ作り体験やカレーラーメンなどB級グルメが楽しめる半日ツアーというのが目を引きました。これは、新潟県生活体験交流事業の一環として企画されたものだそうです。合宿免許とは、最短14日間で免許が取れるそうですが、この制度で免許を取得する若者にもっと田上町を知ってもらい、第2のふるさととして再訪していただけるよう、さらに満足していただき、定住していただける方が出てくるよう、もっと町として働きかけをすべきと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

最後の質問になりますが、先日訪問した新潟県自治会館の各自治体のパンフレットのコーナーには、田上町には先ほど川口議員にもご説明いただいた椿寿荘のパンフレットと交流のまちイベントカレンダーの2つしかなく、大変がっかりいたしました。新潟県内外からたくさんの方が訪れる自治会館に町のパンフレットがないのは残念です。ただいまのところ田上町の観光案内のパンフレットを作成中ということでございますが、今決まっている想定されるパンフレットの概要など、わかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

最後に、NSTで放送されている町のテレビコマーシャルは2年目に入っておりますが、今年になって改定されたところや反響などがあればご説明をいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの有川議員のご質問にお答えしますが、最初の小学校の統廃合等についての教育問題については、後ほど教育長が回答を出しますので、私のほうからは合宿免許取得者にもっと町をよく知っていただくための働きかけと観

光PRパンフレットについてのご質問にお答えをいたします。

最初に、田上自動車学校として大変企業努力されて、若い世代にとりましても魅力ある事業を展開しながら、この少子化の時代に対応した経営されていると敬服をいたしているところではありますが、目的は運転免許証の取得でありまして、滞在日数も短いことから、田上町をどれだけ認識していただけるかはわかりませんが、町としては現在作成中の総合観光パンフレットなどをこれから自動車学校にも設置させていただいて、田上町のPRに努め、少しでも興味を持っていただくことから始めたいと思っているところでもあります。

次に、観光PRパンフレットについてのご質問ではありますが、現在の町の総合パンフレットを今作成中でありまして、予定では年明けの1月中の完成を目指しております。パンフレットの概要としては、既存の各種パンフレットを統合し、旅行プランの作成やさまざまな町歩きに有用であるとともに、多様化する観光客に対応いたしまして、適切かつ魅力的な情報発信を図り、より充実したパンフレットであり、なおかつ町の歴史、文化や食、自然などを総合的に発信するパンフレットとしたいと考えておるところであります。完成後、県自治会館あるいは新潟ふるさと村などに配置したいと考えております。

最後のテレビコマーシャルの関係ではありますが、町外の方から田上町のCMはすばらしいとのメールが数件届いているところが現状でございます。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 有川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小学校の統廃合についてのご質問ではありますが、田上町も少子化傾向が顕著で、未就学児童の年齢別調べによりますと、6歳児が100名弱、5歳児から1歳児は70名台、ゼロ歳児は三十数名と、現行の学級編制基準では2学級規模となります。しかし、田上ではご承知のとおり、幼小中を一貫的に捉え、田上の12カ年教育を推進しております。その12カ年を考えますと、幼児期はほぼ同じ集団で生活をし、小学校の6年間は各地域の学校で生活をし、再び中学校で顔を合わせる田上の状況は理想的であると考えております。田上は、教育の町を標榜しておりますので、教育長としてはご理解をいただきながら、この体制を何とか維持していきたいと考えております。また、教育委員会では学級編制については議論しておりますが、統廃合の議論はしておりません。田上町では、今全町を挙げて少子化対策に取り組んでおり、田上の12カ年教育が子育て世代にとりましても魅力的なマグネットプランとな

るよう努力をしておるところでございます。義務教育学校、特に小学校は、地域コミュニティ形成のかなめの役割を担っておりますので、機械的に合理化せず、現状維持を実現させたいと願っておるところでございます。

次に、学力、学習の状況についてのご質問であります。田上町も全体の傾向は県と同じ傾向です。毎年調査の母集団が違いますので、一概には言えませんが、主として知識を問うA問題は、県または全国レベルを維持しておりますが、活用面を問うB問題で課題を持っています。詳細な分析はこれからですが、昨年との比較では小学校では国語は昨年に比べて正答率は低くなりましたが、算数は高くなっています。全体として小学校の学力は伸びていると考えております。中学校では、国語は昨年より低下しましたが、数学はA問題、B問題ともに改善傾向にあります。

最後に、土曜授業についてのご質問であります。まず学校5日制とは何かについて振り返ってみます。学校5日制は、学校、家庭、地域の3者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念のもと、平成4年9月から月1回、そして平成7年4月からは2回と段階を経て、平成14年4月から完全実施されました。平成11年の学習指導要領の解説を見ますと、学校5日制のもとで生きる力を育む新しい学校教育を作ります。そして、わかる授業、楽しい授業、みずから学び考える力、特色ある学校作り、総合的な学習の時間の設定、休みの土曜日にはさまざまな活動が行われます。子供たちの体験学習の場や機会を充実しますとうたっておりました。授業時数は減らし、内容も精選をします。そのかわり問題解決学習や体験学習をすることになっていました。そのとおりやっておれば、フィンランドと同じになったと思います。ところが、この学習指導要領を決めた途端に大学教授による「分数ができない大学生」が出版され話題となりました。小学校については、大手学習塾が「円周率の3.14が3になる」となどのキャンペーンが行われました。また、平成13年1月には文部科学大臣が学びのすすめを発表しました。平成14年4月から完全学校週5日制に移行しましたが、そのときには文部科学省はもう新しい学習指導要領を捨てて、確かな学力と言っておりました。この10年間は、学習指導要領はありながら何か違った方向に進んできたのではないかという印象を持っております。その後、平成20年1月の中央教育審議会答申において、我が国の子供の現状について評価すべき点も少なくない一方で、生きる力で重視している思考力、判断力、表現力と学習意欲、学習習慣、生活習慣、自分への自信やみずからの将来についての関心、体力などに課題があるとされております。平成20年に改訂された新学習指導要領において、授業時数や教育内容の充実など改善が行われたところでご

ざいます。以上、10年を振り返って包括的にお話をさせていただきました。

以上でございます。

3番（有川りえ子君） ご答弁ありがとうございました。

まず、町長がお答えになっていただいた部分です、合宿免許者についてですが、これはもちろん自動車学校さんの企業努力で年間多いときは800人、少なくとも700人以上の若者が田上町に訪れ、合宿生活をしていらっしゃるということでございました。短いといえども2週間以上、この田上町に若者が滞在してくださっているわけです。もちろんパンフレットができたならパンフレットを置くこともよろしいことだとは思いますが、もうちょっと踏み込んで田上町の若者と交流をしていただけたりと、先ほど自治会館にございました交流のまちイベントカレンダーには、いろいろとタケノコのウイークのこととか6月には蛍の光で癒やしウイークなど、こういったもう交流のまちづくり事業できていますので、こういったところに働きかけをもう少しして、本当に田上町の方と交流をして、この町のよさを知っていただく努力があってもよろしいのではないかと思います。新潟県も先ほど申し上げたように遠くというか、NPOさんじょうさんが協力してくださって、そういった半日ツアーというのをもう設けていたわけですので、ぜひ田上にある自治体としてもっと強く働きかけをして、若い方ばかりがそうやって年間に700から800、田上町に訪れてきてくださっているわけですから、ぜひとも町の方々と交流または町の事業に参加していただく、こういった積極的な働きかけをして、第2のふるさとと思っただけのように努力していくべきではないかと私は考えますので、もう少し踏み込んだご回答をいただければうれしいなと思います。

そして、観光PRパンフレットについてなのですが、今年できるということなので、ずっとお待ちをしていたのですが、今のところ1月完成予定ということですが、今までは3つ折りのパンフレットだったのでありますが、例えばページ数とか大きさとかもうちょっと方向性が決まっているのであれば、中身は先ほどお伺いしましたので、中身は濃くなりそうだなと思いますけれども、どのぐらいの想定のパパンフレットなのかなというのをもう少しお聞きしたいと思います。私も東京や地方都市に行ったときにあなたのいる田上町はどういうところなのと言われたときに、やはりツールとしてパンフレットがないというのは大変困ってしまいますので、ぜひともいい内容のもの、今度作ったらあと何年間は改定することがないと思いますので、ぜひ充実させていただきたいと思います。

そして、テレビコマーシャルはいいコマーシャルだよというコメントが寄せられ

ているということでしたけれども、例えばラジオ番組で小千谷市の「こいこいおぢやプログラム」というのが毎週木曜日12時から行われているわけなのですけれども、私は小千谷市に知り合いとかはおりませんけれども、車で東京に帰る際に小千谷市とか通ったら、小千谷って、あのラジオで聞いているから、ちょっと寄ってみようかなと思って小千谷に寄ることもございます。そんなふうに田上のテレビコマーシャルを見ると、えっ、田上町って知らないけれども、行ってみたいなと思わせるような内容があってもいいのではないかと考えております。あと、先日ニュースで新潟県は中国人観光客、特に富裕層の中国人に新潟県に来ていただけるよう強く働きかけるというふうに発表していました。ぜひ田上町も観光ルートに入っただけのように県にアピールすべきと思いますが、いかがでしょうか。また、町としては外国人観光客を受け入れる体制も整えていくべきだと考えますが、その辺の準備とかがあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

次に、学校の教育問題については丸山教育長からのご説明がございました。今のところ統廃合をせずに2つの小学校を維持していくというご説明、それもそれで大変よい考えだとは思いますが、どうしても人口減少が歯どめがかからないということも予想されるときに、1つの学校にするというのも考えがあるのだと思います。もしそういうことも考えられるときに、例えば県からもうあなたの田上町は1校に下さいと言われてからでは遅いと思いますので、そういう場合に備えて町の皆様、児童・生徒や教育委員会の皆様、町の執行の方、いろんな方に入っただいてみんなで検討委員会を作っていくのは、検討していくというのは、もう今の時期結構ぎりぎりなのではないかと考えるのですが、検討をする余地があるのかどうか、ご回答いただきたいと思います。

それから、週5日制はいろいろやってみたけれども、なかなかデメリットのほうが出てしまったのかなというような回答にも聞こえましたけれども、私もフィンランドに行ったわけでもないですし、フィンランドのことをすごくよく知っているわけではないのですけれども、今回この質問をするに当たり少し調べたところ、どこが違うのかなと思ったときに、日本とフィンランドとの大きな違いというものが物を覚えるとか正解を求めるといったのが評価されるのではなくて、自分の言葉で表現する、スピーチをする、プレゼンをするということがフィンランドの教育では求められているそうです。そのフィンランド式教育をやって、10年間でGDPを1.6倍に押し上げた要因にもなったとも言われているわけです。日本人の子供たちは、本当にいいものを持っているし、日本人の特性というのは大変すばらしいと私も思

っておりますが、何か今まで20年間デフレも続きましたし、自信を失い、そんな中で教育も低迷したと言われておりますけれども、ぜひとも東京オリンピック招致をきっかけに希望を持って目標を持って、日本人がまた生きていける何かのきっかけになると思います。ぜひとも教育内容を私が変えてくださいとかいう立場にはございませんけれども、今回改めて教育要覧を読ませていただきましたけれども、そういった先進国の学びも取り入れ、大変すばらしい目標を持ってやっていらっしゃるわけですので、ぜひともそういったところお考えを聞かせていただきたいと思います。

あと、ちょっと田上町教育に関する事務の点検及び評価というのをきょう初めて拝見いたしましたので、ちょっと中までよく精査ができなかったのですが、23年度、昨年度に比べて評価が少し100%から75%に下がっている部分というのが幾つか拝見できるわけなのですけれども、その中で12カ年の発達段階に応じて、自分の命の守り方を教える防災教育の推進や小中の接続を意識した新学習指導要領の着実な実施、これは昨年度より少し悪くなっていました。あとは、豊かな心と社会性の育成というところで、計画的な校内研修の実施や各種研修会への積極的な参加を通じて道徳教育の指導力の向上、この点のところも少しマイナスになっておりました。あと、最後に体力の向上、健康の保持、増進に関する個別指導の充実、この辺が少しマイナスになっていたようですが、この辺の評価、点検のところを通じても何かコメントがあれば教育長からお話をいただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどのご質問にお答えしますが、最初に合宿免許取得のために都会から来ている学生に対しての、学生というか、若者に対しての対応については、ご指摘の点はよく理解できますが、普通であれば免許取得が30日か40日ぐらいかかる免許を2週間だというので、大変多忙な毎日を過ごしているということを自動車学校の先生方は指摘しておりますが、いずれにいたしましてもできるだけ町のことが理解できるような対応はしてまいりたいと、こう思っております。例えば東京のほうから来た生徒が夜は近辺のスナックで田上町の若い人たちと話している場面を何回か見かけたことがありますので、そこに委ねるわけではありませんが、できるだけ理解していただく。また、これ自動車学校とよく相談をしてどういう形がいいのか対応してまいりたいと、こう思っております。

それから、観光パンフレットは先ほど申し上げましたように今作成中ですが、先般私も点検をいたしました。大変いいものになって、今までのパンフとは全

然違うものになっておりまして、非常に総合的なものでありますが、ページ数とか
どういうところが中心であるかというのは、この後課長のほうから多少補足をして
もらいますが、今までと違ったものだと、大変よくできているということでござい
ます。

テレビコマーシャルにつきましては、皆さんご承知のように今月はいわゆる温泉
まつりの宣伝だけになっております。先般NSTの社長に会った際に、30秒ではど
うも物足りないと言って、これお金のせいもありますけれども、しかし普通のコマ
ーシャルというのは15秒なのだよという話でありました。田上町の場合は30秒とい
うことで大変効果的で、NSTでもよかったほうだと、こう言うておるようであ
りますが、いずれもっと改善する必要があるという話を伝えてありますので、今後
話し合いをしながらよりよいコマーシャルを、途中でも要望があれば変えていき
たいと、こういうことでございます。

それから、外国人の観光客の誘致につきましては、これは新潟県の観光協会ある
いは旅館組合の幹部の話では、基本的には東南アジアからの誘致を考えて、特に一
番ターゲットにしているのはやっぱり台湾が主であるいはシンガポールとかベトナ
ムは来るかどうかちょっとわかりませんが、そういったところの外国人の観光
客誘致に力を入れているということで、中国のことを言いますと余りどこかで頭
はたかれそうですけれども、どうもマナーが悪過ぎるというようなことで、かつて
は中国人の旅行も多かったのですが、最近ちょっともう下火になってきたというこ
とで、これももう一回練り直すというようなことを実は話しておりますが。いず
れ田上町も外国人の旅行者の誘致には、観光協会あるいは旅館組合も努力してい
るようではありますが、いずれにいたしましても外国人の言葉の問題があったりしてな
かなか難しいということがあって、そういったことが今ちょっと懸念の材料になっ
ているということと聞いております。

以上であります。

産業振興課長（渡辺 仁君） 有川議員のご質問にちょっと町長のほうからのでお答え
いたしますけれども、一応最大でフルカラーで16ページ、A4判になります、A4
判の縦。それで、A4判というのはA3判の半分でございますので、A3判の裏表
で4ページになるわけですので、そのちょうど4倍の数でいくと16ページぐらいが
最大になるのかなということでございまして、先ほどの答弁の中でお答えしまし
たけれども、今までのだと、ほんの1カ所、1カ所でございますので、それぞれ持
っていくごとに、全部持っていけばいいのですけれども、なかなかつながりが見え

ないということですが、今回ののはそのパンフレットを持つことによって田上町をぐるぐる回って活用できるようなパンフレットにしようと考えておりますので、そのような内容で今回総合のパンフレットは作られる予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと、今までよりやっぱりフリーペーパーのように、フリーペーパーまでとは言ひませんが、若干紙質を落として薄目の仕上げになっておりますので、今後また改定版ということで何年後かに内容が変わるようなことがあれば、余り全面的な改正ではなければ逐次情報を変えていくこともできるのかなと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長（丸山 敬君） それでは、有川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、小学校の統合問題について、検討委員会なるものを作ってはどうかというご意見ですが、今教育制度あるいは法改正等がある、各市町村の教育委員会の権限も尊重されるようになってきております。例えば今年田上中学校の1年生が国の基準からいいますと2学級です。でも、県から配当をいただきました加配を活用しまして、現在1年生も3学級展開をさせていただいております。このようにそれぞれ市町村の教育委員会の考え方がある程度尊重していただける、そういう状況になっております。ただし、人的配当がいただけるかどうかは別の問題になります。私も先ほど答えさせていただきましたが、数からしますと学級編制基準を厳格に守れば2学級規模ですから、当然統廃合していかなければならぬわけですが、今進めております田上の12カ年教育、12年間という長さを考えるとき、これを1つに小学校をまとめて、幼稚園もほぼ竹の友幼稚園で同じ集団、小学校も1つ、中学校も1つ、12年間同じ屋根の下で集団生活をするのが本当に教育的なのか。先ほど切磋琢磨ということが言われましたが、逆にいい面もありますが、マイナス面も出てくるのではないかな、そんなふうにおもっております。そういうことを総合的に考えますと、何とか努力をして竹の友幼稚園ではほぼ同じ子供たちがいますが、6年間はそれぞれ分かれて、そして再び新鮮な気持ちで中学校で顔を合わせる。ある程度の緊張感を持って集団を形成していくということは、子供たちの成長時期考えますと本当に大事なことはないかな。そういうことを考えていきますと、今この時点でそういう検討委員会をお願いをしていろいろ議論していくのは少し早いのではないかなと。県内いろんな学校で複式をやっている学校が多うございます。隣町にも隣の市にも複式学級をやっている学校はありますし、三条市にもあります。ある程度複式を経験しながら、いろいろ整理をしてご理解を得て、ようやく統廃合という話になってくるのが順序のようにおもいます。それぞれ歴史的な背景もあります。単純に

まとめればいいという話にはなかなかならないのではないかな、そんなふうに考えておりますので、何とか各市町村の教育委員会の権限を行使しながら、加配をいただきながらやっていけばありがたいなと思っております。なお、財政力豊かな市町村では独自に教員を採用して、それを学級担任等にも当てていらっしゃる、そういう市町村も正直県内にございます。そのためには相当な財政的なお願いをしなければなりません、その辺のプラス・マイナスを考えながら、総合的にいずれば議論していかなければならないのかな、そんなふうに考えておるところです。

次に、5日制の問題、フィンランドと日本の違いということですが、フィンランドの教育というのが大変話題になって、いろんなフィンランドの取り組み等がテレビ等で紹介される機会があります。ご承知のとおり北欧の国々ですから、冬が非常に長い。大変図書館、そういうものが充実をされておって、子供たちが本に触れるあるいは読書をする時間というのがたっぷり用意されています。小さい子供たちへの絵本の読み聞かせ、こういうのにも積極的に親がかかわっております。フィンランドでは、余り残業という話は聞きません。先生方も非常に専門性が重視されておりますので、どちらかという教科教育を中心にやれば、それでもうオーケー。そして、資格も修士資格以上ということですので、非常に専門性の高い方々が教員になって、今日本でやっているようなナショナルカリキュラムのようなものがなくて、ある程度先生方の独自性、考え方に任されています。ですから、先ほど紹介ありましたように新聞の切り抜き等を使って考えさせる授業とか、そういうことが非常に容易にできる、社会全体がそういう状況になっている。学校の役割、家庭での役割、社会の役割というのがきちっと機能しております。ところが、日本はほとんど全て子供の問題は学校に、学校が頑張っているおかげで社会に値する問題が逆に少なくなっているのではないかなと、そんなふうに思っております。そういうことを考えますと、新しい学習指導要領では考える力、それから言語能力というのが今回の改訂で強調されました。いろいろ基礎、基本は学ぶけれども、それを材料に総合的に考え、そして自分はこういうふうに考えたということを他人にきちっと説明ができる、そういう言語能力は全ての教科に要請しなさいということがうたわれております。それがこれから機能してくるわけで、それがある程度成果を上げてくれば、少しはフィンランドに近づいていけるのではないかな。それと同時に教育を取り巻くいろんな環境というものをぜひ改善していただければありがたいなと。ただフィンランドの仕組みだけがいいというだけではなくて、なぜいいのかということもきちっとやはりバックグラウンドを見ていただいて、あわせてそういうことも日本のシ

ステムの中に取り入れていただければありがたいかと、そんなふうに思っております。

それから、最後に点検、評価のポイントでございますが、実は昨年のは平成23年度の点検です。その後、今平成24年と25年の重点ということで多少観点を実は変えさせていただきました。そういう関係がありまして、前と必ずしも同じ観点でなくて、少しハードルを高めた部分がありますので、そういうことから少しマイナス的な、これからの努力事項ですよということで少し評価を下げた部分が出てきております。これは、23年度と4年度で変えたことにもよります。単純に同じ評価項目にはなっておりません。24と25は、2カ年同じスタンスで今精力的に取り組んで、先ほど全国学力調査の問題等が出されましたが、ようやく12カ年教育の成果が出てきて、正答率等も全国並みに近づいておりますし、中にはそれを超えている部分も出てきております。このまま丁寧にきちっとやっていけば、もう少し子供たちが自信を持って将来に夢を与えることができるのではないかな、そんなふうに思っているところでございます。

以上です。

3番（有川りえ子君） ご回答ありがとうございます。

まず、教育問題については本当にまさに今おっしゃられたことが実行されていけば、本当に田上の教育も未来が明るいというふうに感じました。統合問題については、まだちょっと時期が早いのではというお話ではございましたが、先ほど教育長のお話を聞いていますと、確かに羽生田地区、田上地区それぞれで小学校6年間を過ごして、また中学でみんな一緒になるというのもいいことだなとも思いますし、また一方で進んでいる大人だけではないですが、生涯学習ということを考えて、生涯学習センターだけが独立してあるのがいいのかということもまたみんなで検討していったらいいのではないかと思います。そのときに小学校の問題と一緒に考え合わせて、原ヶ崎の地域が全部学習の地域になっていくのも一つすばらしい考えではないかと感じているのは私だけではないと思います。そういうふうと一緒にするのがいいのか、少し離れ離れにしてまた戻るのがいいのか、それは両方のいい面、悪い面があると思いますので、まだ今時期が早いとしても、また数年後には考えていかなければならない田上町にとって大きな問題だとは思っていますので、そのところを今後議員も含めて皆課題として考えていかなければならないと感じましたので、今後もぜひそれに向けて進んでいただきたいと思います。

そして、パンフレットについてはまた課長から説明がございまして、今まで3つ

折りのものがフルカラーの16ページになっていくということは、本当に内容が充実されていくのだなと期待をしております。それを持って町の中を歩けるというのは、ガイドブックのような形にもなっていくのかなというふうに想定されます。なかなか新潟の中で田上町というふうに見ても、それほどたくさんの記述があるわけではないので、そのパンフレットを目にしたら本当に田上町に行ってみたい、行ったらこれだけ回れるというようなことに使えるようなツールにぜひしていただきたいと思います。

また、テレビコマーシャルについては少しまだ改定もできるということであれば、もうぜひこれを見たら田上に行ってみたいなと思っていただけるような言葉なり呼びかけなりが入っていくようなテレビコマーシャルであればいいなというふうに感じさせていただきました。きょうは、多岐にわたってご回答いただきありがとうございます。

以上で終わります。

議長（渡邊正策君） 有川議員の一般質問を終わります。

次に、7番、川崎議員の発言を許します。

（7番 川崎昭夫君登壇）

7番（川崎昭夫君） 午後から眠いところお疲れさまです。今回は、私は1点、町の高齢者介護における問題点について3点ほどお伺いいたします。

まず1点目ですが、第5次田上町総合計画の中でも高齢社会への対策の充実で、課題として住みなれた地域で安心して暮らせる町づくりが必要であるとし、その施策として福祉施設の整備、すなわち特養の増床と地域密着型の施設の新設等が掲げられております。この点については、以前から何回か質問してきましたが、町長は2年後、特別養護老人ホーム50床の増床の意向があるということから、対策の充実が図られると喜んでおりました。ところが、最近増床計画について土地の確保が危うくなってきたという情報があります。この情報は、事実でしょうか。もしこの情報が事実であれば、今後どのような高齢化社会対策の充実を図ることを考えておられるか、お伺いいたします。

それから、2点目ですけれども、これも以前に質問した内容ですが、寝たきり、認知症予防のために高齢者を家に閉じこもらせない、進んで外出の機会を与えるために各地にコミュニケーションのコミュニティーの設置をお願いしたところ、これも今後とも高齢者が生きがいを持てるような環境づくりを一層進めていきたいという町長のお考えでした。これも大変喜んでおるところでございます。しかし、その

反面、大事なことが一部発生しております。これは、先日ある方の依頼で中店にあるコミュニティデイホームふれあいの家なのですけれども、環境的整備要望で、実は中身はエアコンのききが悪い等の要望の中身だったのですけれども、同僚議員と現地に向かった中での事項ですが、環境整備等は来年度予算に反映していただければいいという施設のお考えでしたが、私は建物自体に危機感を感じました。築50年という建物。天井を見れば何カ所か剥がれそうになっております。それから、屋根裏を見れば説明を聞くと、小動物や鳥とかの侵入の痕跡。あすにも震度5ぐらいの地震が発生したらぞっとする思いでした。町長へは担当課長のほうから報告されていると思いますが、現在7名から8名のご利用がありますが、利用数が何人であろうとも町が建物を提供した限りは、こういった危険な箇所は早急に対処しなければならないと思います。町長は、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

それから、3点目ですけれども、2点目にもお話ししましたが、寝たきりや認知症予防のために高齢者を家に閉じこもらせない、進んで外出の機会を与えることから、私これから1つの提案をいたします。今後も継続するだろうと言われている少子化で学校の空き教室が出ることから、田上、羽生田両小学校の空き教室の一部を高齢者に利用していただくという提案でございます。仮称、例えばじじ、ばばスクールと命名いたしまして、開催日は学校の夏休み、その他の休日を除く週2回程度。時間は、午前10時から午後2時まで。それから、昼食は低学年と一緒にというように、あとは世話人のほうですが、これはボランティアの力を結成しておかりするという担当を決めたりという提案ですけれども、町長はいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの川崎議員の質問にお答えしますが、最初に特別養護老人ホームの増床計画についてのご質問であります、最初のいわゆる土地問題の情報は事実でしょうかと、こういうことでありますが、事実ではありません。これまでも何度か説明してきたとおり、町内の特別養護老人ホームあじさいの里の運営主体であります社会福祉法人ごまどう福祉会とこれまで協議をしてきた中で、平成27年度から29年度までのいわゆる第6期介護保険事業計画の期間内において、当法人として30床から50床の範囲で増床するということを確認してきたところであります。これらの中でごまどう福祉会においては、今特養のいわゆる増床計画に向けてさまざまな研究をしているところでありまして、建設用地についてもあらゆる角度

から検討してほぼ確定しているわけではありますが、個々の土地の可否についての言及は当事者もいることから差し控えさせていただきます。

次に、コミュニティデイホームふれあいの家について質問であります。もう当施設はもともと町の母子センターとして利用してきたわけではありますが、町総合保健福祉センターの開設に伴いまして、その役割を終えたことでしばらくの間閉所しておりました。その後必要が生じまして、その建物に手を入れることで平成12年度よりコミュニティデイホームとしてこれまで再利用してきたところでもあります。母子センター当時においても何度か必要に応じて改修を重ねてきておりますし、また柔道の練習場ということにも改築をいたしております。木造の平家建ての建物であるということで議員が心配されているわけではありますが、それほど心配されているほど危険な建物というふうには思っておりません。非常に古いということでは大変ちょっと心配しておりますが、危険箇所があるようであれば早急に対処いたしたいと、こう思っているところであります。

次に、空き教室の活用についてのご質問であります。教育長に確認したところ確かに原理的に、いわゆる生徒数の問題も含めまして空き教室ができていますが、3校とも空き教室を活用した事業展開を行っておりまして、恒常的に利用することには支障があります。具体的には両小学校では、学年集会あるいは総合的な学習での活用、あるいは動作を伴う学習、例えば英語活動、外国語活動や行事の練習等で活用していますし、中学校では数学や英語の学習においては少人数指導で活用していますとの回答でありました。今のところ空き教室を高齢者から利用していただくということは考えにくい状況ではありますが、今後の業務の参考にさせていただきます。貴重なご提案だと思っております。ありがとうございました。

以上であります。

7番（川崎昭夫君） 町長、ありがとうございました。50床の増床の危機ですか、そういう事実はないということで承りましたので、町長の言うことは間違いないと私は思っております。これは、実は社文の所管事務調査で施設側からちょっとお話があったので、どうかなと今お聞きしたわけですけれども、町長が言われるから間違いのないと思います、1番目は。

それから、それにつけ加えまして、今の皆さんご存じのとおりあじさいの里は、ホームステイが20床、それから特養は50床で、田上町の利用者は今34名だそうです。それで、あと16名は町外の利用者ということで非常に狭き門になっていると思います。また、私の質問の3点とも関連していくのですけれども、コミュニティデイホ

ームの2カ所、これは中店のほうは1日6名か7名ぐらい、それから原ヶ崎のほうは大体13名ぐらいのご利用だそうですけれども、皆さんご存じかもしれませんけれども、コミュニティデイホームというのは利用できる方は要支援の認定までです。介護1以上になると、このデイホームを利用することはできないそうです。こういったことから今後考えると、こういう人たちの利用者の方もいずれは介護認定が進むかちょっとわかりませんが、また特養等、利用希望されてくると思います。その辺から見て町長、これから平成27年の第6期という話もありますけれども、一年も早く具体的な案を示していただきたいと思います。その辺の考えをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、中店のふれあいの家ですけれども、町長がおっしゃったように母子センターの跡、平成12年にオープンしましたけれども、本当に50年という築、私は不安だと思っております。以前にも空き家を利用したそういう高齢者介護、障害者に利用したらどうかと一応提案したのですが、耐震対策等を考えますと、かなり高額な予算が必要になってくると思ひまして、それなら思い切って新しいホームですか、そういった介護予防のためにそういう施設を新設したらどうかという考えも選択肢ではないかと私は思ひます。そういった意味で、先ほど小学校の空き教室も利用していったらどうかというのを私の続いた思いなのですが、これも後でまたいろいろお考えになっていただきまして、いろいろ検討していただきたいと思ひます。

それから、最近の話なのですが、厚生労働省のほうでは平成27年から特養の入所の決まりとして介護3以上の方でなければならぬという方針を決めまして、近々国会に提出するというお話です。それから、また一方持ち家、それから預貯金のある方は、今特養の利用料金は3万9,000円ぐらいなのですが、個人負担が8万円ぐらいになるというお話も出ております。この面もあわせて町長、ぜひ介護予防、それから在宅介護の充実を図るためにももっと一歩踏み出した、踏み込んだ回答をいただきたいと思ひますが、町の財政もありますけれども、その辺もう少し具体的な案があったらお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上です。

町長(佐藤邦義君) 土地問題については、ちょっと疑いのお考えのようではありますが、実は当初は二、三当たったので、それがだめだったということで、今はもう既に大体のことは決定したので、心配はないということでございますので、ご理解願ひたいと思ひております。

それから、くつろぎの家、ふれあいの家というのは、いわゆる介護予防ということをつくった施設でございますが、中店にある施設は七、八人と先ほどお話ししましたが、原ヶ崎にあるほうが十数名で少し利用者が多いわけではありますが、いずれにいたしましても介護予防ということで利用されている方は大変気分よく使っているというか、私行ってみますと中店のほうはちょっと重症の方が多いようでありませうけれども、原ヶ崎のほうは比較的いわゆる介護予防にふさわしい人のご利用でございます。いずれにいたしましても、待機者が全体では百数名おりますけれども、実際に居宅で入所したいと考えている人は五十五、六名、60人達しませんが、五十五、六名が今自宅で介護を受けているというのが現状でございます。介護施設の増設あるいは町での設置というのは、もう川崎議員ご承知のように国、県のほうが実はかなり厳しく規定しておりまして、国、県の指導では基本的には居宅介護と、こういうことで大変難しいことを自治体に締めつけをしているわけではありますが、今基本的にはそういった居宅介護の対応に力を入れていることであります。特養のいわゆる入所状況も先ほどのご指摘のように国のほうで閣議決定だったのでしょうか、何かちょっとわかりませんが、特養の利用者は3以上でなければだめだと、非常に費用もかかるということでございますが、いずれにいたしましても特別養護老人ホームを新たに設置するということは大変厳しい状況になっていると。そのかわりといいたしでしょうか、いわゆる老健施設とかあるいはデイサービスの施設については、比較的緩やかになっているということになっておりまして、当面はそういう形でむしろ民間がいわゆるやっております老健施設とかデイサービスというところにやっていくことが、ほぼそういう方向に流れてきているということでありますので、今あじさいの里が計画している50床、計100床であります。そこがとりあえず田上町に県のほうから言われている最大限のベッド数だというようなことも聞いておりますので、とりあえずはあじさいの里の整備に期待しているというのが正直なところでありますので、よろしく願いいたします。

7番（川崎昭夫君） ありがとうございます。

町長が言われる、やはり私もそう思うのですけれども、介護予防、それから在宅介護を充実させるということ、この言葉につきると思いますが、今田上町の特養のあじさいの里では介護の平均が3.9だそうです。そういった意味からも考えますと、今後入所条件が悪くなってくると思うような時代になっております。あくまでも介護予防ということでみんな我々も頑張って知恵を出していきたいと思っております。やはり住みなれた地域で安心して暮らせる町、私は皆さんの子供さん、お孫さんが町外

に嫁がれたとき、やはり田上町は社会福祉関係は充実している、安心してじいちゃん、ばあちゃんを田上町に残していかれると、そういった私さつきからじいちゃん、ばあちゃんにこだわっています、そういうのではなくて、本当に嫁に嫁がれても安心して置いていかれるという町づくりにということで、町長ぜひ平成27年からの第6期介護保険事業計画に具体的に示されて努力していただきたいことを再度お願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

町長（佐藤邦義君） 実は、これも国の取り決めが大変厳しくて、特別養護老人ホームでも実際にはいわゆる個別の部屋でというのが基本的には国の取り決めになっておりまして、そういうところには補助金を出します。いわゆる4人部屋になりますと、ほとんど国、県のほうの補助金出さないというような、こういう通達があるわけですが、最近自民党のほうで4人部屋でも区切りをしっかりと、プライバシーが守れるのであれば予算をつけましょうかと、こういうことで話をされている。先般国会議員に話をして、ぜひそうなるようにしてほしいというふうをお願いしてきたところでありますので、そういったような形で一刻も早く特養のほうは、何せ県は27年、第6期ですから、26年度はまかりならぬと、こういうことになっておりますので、条件を整備してやっていきたいと思っておりますし、近々デイサービスのほうも来年の3月には開設するという、坂田にそういうのができる予定、今建築中でありますが、少しでも町民の要望がかなえられるように努力をしていきたいと、こう思っております。

議長（渡邊正策君） 川崎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時23分 休 憩

午後2時35分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井でございます。一般質問をさせていただきます。

まずもって私も有川さんではないですけども、オリンピックの開催、非常にうれしく思うとともに、実はその前日にアルビレックス新潟対新潟経営大学という天皇杯の試合があって、本当に奇跡の同点延長戦に行って、ゴール方式ならば経営大が勝ったという、15分延長だったので、その間にまた逆転されたのですけれども、

非常に素晴らしい試合があって、初めてサッカーを見に行っただお母さんが涙流して感動したとあって、スポーツの感動する力というのは、こういうところにあるのだなと改めて思ったところで、オリンピックの成功を祈らずにはいられないというところがございます。ぜひ田上でもこの秋、感動するスポーツイベントが行われるように切に願っております。

さて、今回は町の施設、土地の活用について質問をいたします。3つに分けて質問したいのですが、まず遊休地全般についてでございます。田上町の所有する施設、土地で活用されていないもの、価値があって活用されていないもの、いわば遊休地等になっているものは何力所あるのでしょうか。また、今後の活用計画、また売却計画は、どのようになっているのでしょうか。例えば私が思い浮かぶところで言えば、農村アパートまたは曾根の交流センターなどがございます。私の記憶が確かならば、現副町長が総務課長のころに国から予算がついたとあって、私の目です、私はほかに予算使えばいいと思っているのに農村アパートの解体費に予算が充てられて、更地になればすぐ売れるなら、それもいたし方ないかと思いつつも、そんな思いがあった中、解体費に使われていったというような思いがありました。ところが、いまだに売れていない状況があるというのは、だったらやっぱりあのとき解体なんかするとき、買い手がついてから解体するというようなやり方のほうがよかったのではないかというふうにも思えてくるわけです。そういう意味でも遊休地をどのようにしていくのか。財政再建が叫ばれたときには、そういう土地を売却して財政再建に充てるというような思いがあったと思いますけれども、ちょっと財政再建が一段落ついたところで、何かそこら辺も弱くなってきているのではないかと考えています。貴重な町の財産でございます。ぜひ有効な活用をお願いしたいと思っています。今後の活用計画、売却計画の方針をお示してください。

次、2番目に旧役場庁舎周辺についてです。旧役場庁舎周辺、現公民館のあたりのところは、土地の形状が非常に複雑で、活用や売却ができずにいるようにも見受けられます。あそこは旧役場というか、現公民館、それから今スポーツクラブが入っているところ、それから旧商工会の建物、それから警察に貸している交番の場所等々があって、田上町にとっても非常にいい場所、地理的にはいい場所だと思っています。そういうところが活用できないのは非常に残念でなりません。私は、あそこをもうちょっと起伏をよくして売却していくような方向でいくべきだろうと思っています。売却していくというのは、当然のことながら新しい生涯学習センターができて公民館機能が移るというところが大前提ではないかと思えますし、新しい生

涯学習センターの中でまたスポーツクラブの事務局が入ったりまたは今郷土資料館になっている旧商工会の、そういうふうなものも何か移動していくような形が求められていくのではないかなと思っています。そういう中で私は、あそこをまた小区画にして売却していくというような方法がとられていくべきなのではないかなと思っています。それより先ほどの川崎議員の心配ではないのですけれども、現公民館または商工会のあの建物、あれも大変古うございます。耐震化はしていないと認識しています。そういう意味でもあの建物、今の公民館の建物、それから郷土資料館の建物をこれからどのようにしていくのかというビジョンをお聞かせいただきたいと思っています。

3つ目です。原ヶ崎運動広場についてです。原ヶ崎運動広場の、ある8月の日に私ちょっと見てみようと思って行ってきました。現状は、丈が30センチから50センチの雑草が勢いよく生えておりまして、5月に消防演習を行ったとき消火器をまいたところだけが異常に草が育って80センチぐらいの雑草が生えていると。人が歩いた形跡など全くないというような状況の中、ゲートボールコートのところではゲートボールの愛好者が数名ゲートボールを楽しんでおりましたし、竹林側の遊具が置いてあるあたりの日陰のところには、どこかの会社の営業車が営業マンが車をとめて昼寝をしているというような、そのような状況が見られました。あんなに広い場所なのに子供の歓声も聞こえない。非常にもったいなく思っております。また、あのエリアというのは、私は文教ゾーンとして田上中学校、町民体育館、武道場、竹の友幼稚園、原ヶ崎交流センターと連なり、一体とした活用が求められると思っております。ちょっと余談になりますが、私昨日糸魚川市で行われた日本海クラシックカーレビューという、要はクラシックカーのイベントに行っていました。車が150台ぐらい展示してあって、その周りに飲食ブースだとか物販ブースだとかあるのですけれども、あの会場はフォッサマグナミュージアムという、要は博物館の駐車場があって、そこで車の展示なのですけれども、そこもそういう市のゾーンになっていて、陸上競技場があって野球場があって、野球場の第2グラウンドがあって、それぞれの駐車場があると。そういう意味でフォッサマグナミュージアムの駐車場を会場にして、ほかの駐車場を来場者の駐車場にするというようなことができるという、非常に市の施設、公共の施設の集積によって大きなイベントが開かれているのだなというところを感銘してきました。そういう意味では、個々の駐車場は田上中、町体、竹の友、交流センターも含めて小さいのですけれども、これ1カ所でイベントをやって、その駐車場にするというようなやり方をすれば、かなりいろい

ろな活用が図れると思っております。非常にもったいない状況が現状の原ヶ崎運動広場だと思っております。私個人的な意見言えば、天然芝張ってサッカー場にというような思いもあるのですが、サッカー場はともかくとして、多目的に使える広場をしっかりとした状況にしておけばいいのではないかなと思っております。また、体育協会とのいろいろなやりとりの中で、何か教育長にもいろいろな腹案があると聞いております。しかし、現在のところ原ヶ崎運動広場は、町長部局の地域整備課の所管である施設になっています。そういう意味から質問を4点したいと思っております。

まず第1点、原ヶ崎運動広場の年間の使用実績と管理に係る経費についてお聞かせください。どのくらい利用されているのか、現状で利用価値があるような利用がされているのかお聞かせください。

次に、町長の考える今後の運用または整備計画がありましたらお聞かせください。現在原ヶ崎運動広場は、竹の友のイベントがあるときの駐車場として使われているふうには見受けられますけれども、駐車場の拡大等々とか整備計画があるならばお聞かせいただきたいと思っております。

それから、先ほど文教ゾーンという話をしましたけれども、この際町長部局から教育委員会部局への所管を移管できないでしょうか。そうすれば教育委員会として一体的な教育ゾーンとしての利活用の計画作りができると思っておりますが、いかがでしょうか。

4つ目、教育長にお伺いします。教育委員会の所管になった場合、どんなビジョンが描けるでしょうか。今まで私がお話ししてきたように、あそこを文教ゾーンと捉えて一体的な取り組みができるようになったら、どのような将来像が描けるのかをお聞かせいただければと思っております。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 池井議員のご質問にお答えしますが、最初に遊休地についてのご質問であります。現在町で活用されていない土地、つまり未利用地となっている土地は、ご指摘の旧農村アパート敷地、それから椿寿荘駐車場隣の旧職員専用駐車場用地、そして旧農村交流センター、曾根交流センター敷地の3カ所、合わせて3,595.41平方メートルというふうになっています。それらの土地は、今年度準備が整い次第、一般競争入札を実施する予定でいます。参考に現在の進行状況を申し上げますと、旧曾根交流センターは建物の解体が完了しましたので、敷地の測量を行

った後、旧職員専用駐車場用地とともに不動産鑑定評価を実施いたしまして、最低売却価格を決定していきます。

次に、旧役場庁舎周辺についてのご質問であります。田上町公民館周辺の活用につきましては、議員の質問のとおり土地の形状が平らではありませんが、田上町公民館を利用する方あるいは職員及びスタッフ等の駐車場、地区のゲートボール場、また自動車分団のポンプ置き場や詰所としても利用されており、有効に活用されていると思っております。また、田上町公民館及び民俗資料館は、昭和20年代から40年代に建てられたものでありまして、確かに老朽化は進んでおりますが、適切な維持管理のもと、必要最小限に修繕に努めているところであります。それは、将来それにかわる施設として生涯学習センターの建設が予定されておりまして、現在その基金を積み立てております。生涯学習センターが完成した暁には、不要な建物等の解体あるいは整地を行いまして、土地の売却も含めた新たな活用方法を検討してまいります。

次に、原ヶ崎運動広場についてのご質問であります。初めに使用実績と管理に係る経費についてお答えをいたします。地域整備課の調べによりますと、調整池を含めた管理面積は台帳上、1万7,268平米で、運動広場だけでは9,500平米であります。使用実績であります。例年多目的にわたり使用されておりまして、幼稚園、PTA、教育委員会所管では10件、社協関連で2件、老人クラブ連合会では3件、原ヶ崎行政区関連では2件、消防総務課所管では2件、その他で3件の使用実績であります。また、管理に係る費用についての質問ですが、便所の管理費が7万8,750円、保険料3万2,450円、電気料は1万9,620円などありますが、別途状況に応じて遊具の修繕あるいは立ち木の管理、あるいは除草作業等の維持管理費が必要となります。

次に、今後の運用、整備計画については、基本的には多目的に利用されていることから、現状維持を基本に考えておりますが、ほかに活用の道があれば検討してみたいと。その上で移管が必要であれば考えることとなります。教育長のビジョンについては、後ほどこの後教育長から答弁してもらいます。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 池井議員のご質問にお答えいたします。

原ヶ崎運動広場について教育長のビジョンについてのご質問であります。総合運動公園としての活用を構想しております。基本的に天然芝による運動場を整備し、

田上中学校のサッカー部の練習や竹の友幼稚園の園児の運動広場、原ヶ崎交流センターでの児童クラブの活動の場など、フィールドとして活用できれば利用効率は格段に向上すると期待をしております。これが実現できれば、この地区一帯が文教地区として整備をされ、教育の町、田上として誇れる存在になると考えております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問で遊休地、曾根交流センターと旧職員駐車場はわかりました。完了して測量、評価入っているということで。あと、農村アパートの件について答弁なかったのですけれども、農村アパートはこれからどのような形でやっていく方針になっているのでしょうか。かなり前にそれは終わっていると思うのですけれども、売れていない現状というのをどのように捉えているのか、まず1点お聞かせください。

それから、2番目の旧役場周辺についてでございます。昭和20年から40年って本当に古い建物で、一刻も早い生涯学習センターの建設が望まれるところだと思っています。私も新しい生涯学習センターができるまでは、今のまま活用していくことが一番だなとは思っておりますけれども、そこで2番目の質問、町長からくしくもそのような話、その後は解体、売却していくというような話も出てきたところです。ですから、生涯学習センターを今積み立てしているわけです。私今でも竹の友幼稚園ができるときに旧竹の友幼稚園と、あと保育所、各地の、利用計画、幼稚園建設特別委員会があるときに、そっちのほうも一緒にみたいな話だったのですけれども、どうもこれからなくなっていくところの利用計画みたいなのは活発に議論されなかったななんて思っているところです。生涯学習センターをつくるにもそろそろ生涯学習センターの、新生涯学習センターの検討委員会、ビジョン委員会と申しまししょうか、新生涯学習センターにはどんな機能を持たせたほうがいいのか、予算は別としてどんなふうなイメージがいいとかというのを市民参加または社会教育関係の参加者でやるべきではないかと思っています。これ町長に質問したらいいのか、教育長に質問したらいいのかわからないのですけれども、生涯学習の方向性の中で生涯学習センターがどうあるべきかというビジョン委員会、仮称ですけれども、例えば私が言うようなビジョン委員会というのをつくるのと、それと並行して今度は跡地になる現公民館あたりの旧役場庁舎の土地利用計画会議みたいなものを設置して、新たに生涯学習はこうしていくけれども、遊休地になるここはどうしていこうというような、そういうようなことをやっていく必要があるのではないかと思ってお

ります。町長の答弁または教育長の答弁なのかわかりませんが、ちょっとお願いしたいと思っております。

それから、3つ目の原ヶ崎運動広場についてです。現状を聞いてわかりました。利用されているとはいっても、合計で19件、19回しか年間利用されていないわけです。その上、利用されている最大、一番多いのが教育委員会関連の利用だというふうにお聞きしました。そういうことであれば、なおのこと教育委員会に所管を移して利用したほうが現実的ではないかなと思っております。また、今報告いただいたような経費がかかっているかという話なのですけれども、管理経費は今報告された額では非常に少ないと思っております。ただ、今町長の答弁にもあったように、立ち木の剪定や下草刈りを地域整備課の職員が直で行っているという現状がございます。これをまた金銭に換算したら大変な労力で行っているものと思っております。そういう意味でも有効利用がされるべきであると思っております。町長も移管の必要があれば移管の方向も考えていきたいということですので、ぜひこれから教育長と教育部局と密に話し合いをしながら移管して、ともかくどちらのほうが無効活用が図れるのか検討していただきたいと思いますと思っております。

また、教育長の将来像、ビジョンの答弁もありがとうございました。教育の町、田上というものを描いていくため、有効利用していきたいというようなことです。あそここの場所は、現国道403から見える非常にいい場所でありますので、あんないい場所をペンペン草生やしておくというのは非常にもったいない。あそこは本当に整備してきれいになって、そこに子供たちが遊んだりスポーツをしていたりするというような場所を見せるというのが田上町の元気をアピールするという意味でも非常に有効な利用方法だと思っております。ぜひそのような方向でやっていただきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） お答えします。

最初に、農村アパートについてであります。ご承知のように一度いわゆる工事をしまして売却をしようと思いましたが、残念ながら買い手がついておりません。ご承知のように立地条件としてなかなか難しいのでしょうか、多分。そういったことがありまして、もう一回評価し直して、提示しました値段がそれでいいのかどうかも含めまして、もう一度農村アパートについては再評価をして改めて公告を出すと、こういうことにしています。

2番目の旧役場庁舎周辺については、この活用について私が就任したときにもう

既にあの跡地の利用ということがありました。跡地の利用ということは、もう既に前段でできておりました、そのときの私の答弁を思い返してみますと、公民館があそこにあるということといわゆる商工会があったときのことでございましたので、いずれそういったものの利用価値が新たな展開が行われれば検討するというので、その会はもうやめてしまいました。やめてしまったというか、やめたよとは言っておりませんが、一応休止状態にしてありますので、先ほど申し上げましたように新しい生涯学習センターが建設された暁には、先ほど申し上げたとおりしっかり検討して有効利用を図っていかねばいけないと、こういうふうには思っております。

それから、生涯学習センターの検討委員会の設置ということでございますが、現状では教育委員会がこれまでもいろいろ研究をしてまいりました。これも以前に田上町の町民の方からも入ってもらったらどうかというご提案をいただいておりますので、いずれあと2年の27年に実際に動き出すということになっておりますので、来年あたりには今までの教育委員会が研究してきたことも含めまして、町民の意向も入れながらやっていきたいということでもあります。そういうふうにやっていきたいと思っておりますので、教育長が今までやってきました教育委員会のこれからの進展については後ほど述べてまいります。

それから、原ヶ崎運動広場のことについては、池井議員、8月の何日だったかに見られて、50センチなりの草がぼうぼうだということではありますが、また必ずしもあその場所、原ヶ崎あるいは近隣の人たちが土日にボール遊びやらあるいは子供連れで遊んでいるという場面もないわけではありませんので、現状ではやはりこれから整備をして多目的広場として使いたいというのが私の基本的な考えであります。しかしながら、いずれ文教地区にしていくというのは一つの考え方でございます。しかしながら、あの土地は皆さんご承知のように晴れている日はいいのですが、ちょっとでも雨が降りますと相当ぬかるみになりまして、あの広場を直していくには相当費用がかかるということと、土の入れかえをしなければいけないということと、それから芝を張るというような提案もございしますが、内々検討したところによると、やっぱり五、六千万円ぐらいかかりますが、そのほかにもし仮にサッカー場をつくるということになれば、あの一带にフェンスを全部回さなければいけないというようなこともありますので、今のところこれまでの財政計画の中には組み込んでおりませんので、抜本的な研究をしながら最もいい、使いい活用の仕方を考えていきたいと思っております。仮にサッカー場等を整備するというのであれば、例えば中学校

が放課後使うと。例えば3時半から6時ぐらいまでは使う、優先的に使っていくということもございましょうし、それ前の時間帯は今まで使ってきた人たちが有効に使っていくあるいは地域の人たちが使っていくという、そういったことも含めまして、抜本的にどういう使い方がいいのかあるいは費用の面から考えても十分検討して、また議会の皆さんにも相談しながら有効活用に持っていきたいと、こう思っております。

以上であります。

教育長（丸山 敬君） 生涯学習センターの取り組みの経過について簡単にお話をさせていただきたいと思っております。過去2年間、社会教育委員会を中心にしまして、近隣の県内施設、同様の施設4カ所を見させていただきまして、一応のまとめが今年の3月に私ども頂戴をいたしました。それを受けまして今、今年から公民館等の利用を若い働き世代の方の利用が非常に少ないということがありましたので、社会教育委員の中にそういう30代のばりばりの方をお迎えいたしまして、今年1年かけまして、いただいた報告書を中心にしましていろいろ議論させていただいて、将来を見据えてそろっと来年あたりから先ほどの話にありましたように、町民の皆さんのご意向等もお聞きするような、そういう機会を作りながら整理をして取り組んでいければなど、そんなふうに使っております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 3回目の質問をいたします。

まず、第1点の遊休地についてなのですが、農村アパート売れないという話です。再評価するという事は値下げするという事だと思いますけれども、ではどうだったのでしょうか、当時あそこで解体予算を使って、売れると判断したから解体をして整地したと思うのですが、そのときその判断は、ではどうだったと町長はお思いでしょうか。また、売れない原因をどのように捉えているのか。立地状態がいいから売れると思って解体したと思うのですが、立地状態が悪いという答弁も何かおかしいような気がしておりますので、そこら辺もう一回お聞かせいただきたいと思います。

それから、旧役場庁舎周辺のお話なのですが、生涯学習センターがという話には当然なってくると思いましたが、わかりました。ただ、現状として私この質問の要旨の中にも書いておりますけれども、耐震化の問題も含めてどうなのでしょう。あそこは、それこそさっきの旧母子センターのふれあいの家みたいに平家ではなくて、2階建てでもあります。あのような状況の中、あの建物で耐震化

というものは不安はないのか、耐震化の問題も含め将来ビジョンをお聞かせくださいというふうに通告しておりますけれども、そこら辺の危険はないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、3番目の運動広場です。町長は、多目的広場、教育長は総合運動公園というふうな形で大して変わらない部分でもあると思えますし、時間帯によってそれこそ竹の友や児童クラブ、それから中学校のサッカー部が利用したり、はたまた社会人が使ったり。あそこを別に天然芝を張っても私は消防演習に使っていいと思っております。芝なんていうのは非常に再生力ありますし、今芝というのはすごく品種改良が進んでどんどん青々と生えてくるような状況があるので、消火器訓練ですか、消火器の訓練でちょこっと焦げたぐらいではすぐ再生してくるなと思っておりますので、別に文教ゾーンになったからといって消防演習ができないわけでもないと思えますし、かえってさっきの話ではないですけれども、例えばそういう自動車が集まるようなイベントだとかコンサートだとか、教育部局とは関係ないようなところがまた何かのイベントを行うとかにしても、ともかく整備しておけば使えるというような側面が出てくると思えますので、ぜひ私は教育委員会の所管に移して整備を進めるべきだと思っております。なぜそういうふうに思うかというと、一つは町長言ったとおり今計画の中に予算建てしていないということだと思っておりますけれども、t o t oからの助成金だとかまたは日本サッカー協会からの芝生プロジェクトの助成金だとかいろいろな可能性があると思っておりますので、そういうところを活用していくという意味でも私は教育委員会部局に移管して整備の方向を示していけばいいと思っておりますけれども、最後にまたお考えをお聞かせいただければと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えしますが、農村アパートにつきましては先ほど回答をちょっと抜かせてしまいましたでしたが、当初の問題は鉄筋コンクリートではありましたが、何回か行ってみる中で大変危険だということで、大変もうぼろぼろになっていたということで危険であるということで、解体をまずはしたということが1点。それから、実はそれ以前には近隣の方があそこを活用していただいていた、1階の部分。町には、もしかして買ってもしいような話も実際はあったわけでありまして、そういったこともあったので、実際にはその当時担当でありました現副町長がそれなら解体をして、危険だということもあるし、買ってもらえればと思ったわけでありまして、残念ながら数年後には余り必要ないみたいなことを言われてしまいまして、そういう状況になっておりますので、いずれ売れるように

努力はしていきたいと、こう思っております。

それから、耐震化につきましては、実は国、県のほうからはいわゆる3階建て以上の特に鉄筋コンクリートもそう、木造もそうではありますが、公の施設で3階建て以上のものについては、できるだけ耐震測定をして耐震工事もしなさいということでもあります。ところが、これも実はよく聞いて、国のほうに聞いたりいろいろしてみますと、耐震測定をして、では今まではすぐ工事するということになるのかということを知って見たら、実はそこまでは厳しく求めていないと。特に木造校舎については、ある意味ではコンクリートよりも耐震に耐えられるというような話を、何かわけのわからないことを言っていました、実際には田上町の公民館は皆さんご利用になってわかるように、2階にいと地震のときもかなり揺れるわけでありますので、耐震化という観点からいけば、2階の部分は非常に危険なような状況になっておりますので、できるだけ早く生涯学習センターを設置して解体をしたいと、こういうふうを考えております。

運動広場につきましては、基本的には教育長が考えているのと私の考えていることはそう違いがありませんが、先ほど申し上げましたように施設に相当費用がかかるということと、しかしながら田上町のもう地理的にはちょうど真ん中でありますので、有効活用することが最善でありますので、中学校の生徒もクラブ活動に使えるように、あるいは午前中から午後の3時ごろまでは一般の町民が使えるようにというような形で使っていきたいと思っております。今整備課が管理しておりますが、教育委員会に移管するそのものは、それほど大きな問題ではなくて、それはどっちでもいいということではありますが、池井議員指摘のように文教地区ということであれば、それはそれなりのメリットあるわけでありますので、十分検討していきたいと、こう思っております。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 池井議員の一般質問を終わります。

最後に、2番、椿議員の発言を許します。

（2番 椿 一春君登壇）

2番（椿 一春君） 2番の椿でございます。最後になりましたが、きょう朝から多忙な日程で、きょう準備してきたのがやはりきのうの8日、2020年の東京オリンピックが開催決定して、オリンピックに向けた構想計画が報道されて、テレビでもこんなドームですとかいろいろな形が出て、これからオリンピック始まるなという、そんな期待の中、7年後の開催目的ということで具体的に動いていくと思います。先

ほどというか、朝町長も言われたのですが、東京周辺で約3兆円もの経済効果が…
…

(何事か声あり)

2番(椿 一春君) 3兆円もの経済効果が想定されると報道され、私もとてもうれしく思っております。

今回の質問は、田上町の都市計画について質問するのですが、過去を振り返って見たら昨年9月にも私同じ都市計画について質問をしておりました。その当時は、ちょうどさかのぼる2カ月、7月に全員協議会が行われ、その中で都市計画に対する考え方が説明されたわけですが、現状の都市計画の地図がもう大分古く現状と合っていない。考えは、ただ現状に合わせて色を分けるだけですよということを聞いて物すごくがっかりした記憶がありますが、そこでまた今度403号線のバイパス、これが間もなくできてくるわけなので、それらも視野に入れた都市計画がなされるのではないかと、今回どれくらい進行しているのかという意味も含め、一般質問を私今回やります。私の一般質問の通告の中には、都市計画による農業の改革、観光の町としてどう取り組むのか、それから人口流入の仕掛け。ただ黙っていれば人口自然減で減りますから、何かしら人口が流入するような仕掛けをどのように考えているのか。また、物事をするためには全てお金がかかります。予算計画として県ですとか国とどういう連携をとって予算取りをしていくのかということを質問いたします。通告のときに書いた概要書と多少話が前後するかと思いますが、これから話していきますので、よろしくお願いいたします。

私は、都市計画のプレゼンテーションの仕方にも物すごく関心があります。1つ目は、町の白地図に都市計画のここ何々ゾーンです、何々ゾーンですといった、そんなゾーン分けされているだけで終わってしまうのか、それとも403号線バイパスが大体平成27年度開通予定とか、そういったものが具体的に表示されるような都市計画になっていくのか、それとも403号線を起点とし、観光ですとか商業、工業、いろんなゾーン分けされたり、そうすると必ず幹線道路というのが必要になると思うのですが、そういった幹線道路のインフラ整備計画が新たに計画されるのか、いろいろどんなふうにできていくのかというのがとても関心があります。今町でも10年構想ですとか5カ年計画でそのようなインフラ整備が都市計画とどのようにリンクされていくのか。それと、あと関連の一つに農業問題として農地なのですが、担い手がやはり問題で、今農地集積による大規模になるように動いています。これから国の政策にも注目していかなければならないのですが、集落営農で今田上町はまとめ

ようというふうに動いていると思うのですが、その辺町長はどのように考えているのか、一つ質問したいと思います。集落営農で可能性があるのかどうなのかということですが。

それから、農林水産省のほうも非農業法人が今農事事業ができるようになってきていると思います。いずれにしても、しばらくこのままほっておくと、田上の農地もいずれ作付放棄ですとか農地の担い手ができず農家をやめてしまう人が増えて農地が過剰になります。農地が過剰になると、必ず地代が安く、農地が利用されるようになるのではないかと思います。今基盤整備されているところはいいのですが、基盤整備をされていない農地というのは、やはりそういったのは農地としての魅力は少ないと私は考えます。この農地なのですから、田上町のどの辺の位置にあり、基盤整備のされていない農地は今後都市計画でどのように開発を位置づけるのかということをお聞かせください。

次に、観光と都市計画なのですが、湯っ多里館が指定管理制度を今、今年導入されようとしておりますし、椿寿荘ですとかYOU・遊ランド、これも新たに指定管理者が募集が募られております。先日の全員協議会の中で、一応これどちらも観光をメインとした建物であるため、観光の集客の企画があれば別途予算計上も考えるかと副町長が言われたように理解しておりますが、その辺大丈夫でしょうか。

それから、以前の定例会の中で複数の議員の方から一般質問の中で、観光拠点ということで今点々とした観光のポイントがあるのですけれども、それをライン化、ゾーン化についての質問があったように思います。やはりこういった観光についても都市計画にどのようにリンクさせて考えていくのかということをお聞かせください。

それから、次に6次産業化についてなのですが、農商工連携で今商工会のほう為主になって6次産業化のことに動いておりますが、道の駅に類似するような近郊から集客できる施設をつくったらいいのではないかと思います。これらを都市計画にどのように盛り込む計画があるのか、町長の考えをお聞かせください。

それから、将来の教育なのですが、幼稚園から一貫教育、有川議員の中にもあったのですが、小学校の統合ですとか、やはり将来的にどういうふうに行くのをおもな都市計画がもとになってつくられていくのではないかと思います。だから、文化的な施設の建設も今27年度から動き出すと言いましたが、その場所がどこにというのがやはり都市計画の中に盛り込まれていくべきだろうと思います。あと、いろいろこういった問題のことを話し続けると、町全体のことがまだまだ話しして

いかなければならないので、この辺でやめますけれども。

ここで重要なことなのですからけれども、田上町の5カ年計画の政策にもあるように、農業の政策、観光の町、人口の流入の仕掛け、これらを実現できる都市計画に盛り込まれているのかというのが見えてくるのが重要だと思います。そのためのプレゼンテーションを町民へ発信していくことがとても大事だと思いますので、町の政策が都市計画に盛り込まれ、どのように表現されていくのか、また内容の濃さに私はとても注目をしております。やはりこれから田上町が自立してますます発展していくか、もしくは人口の自然減により限界集落の道をたどるか、ちょうど24年、5年、この辺が物すごく大きな転換期になっているのではないかと思います。ただ将来この地域に何々ゾーンと色分けされるような都市計画では、なかなか進まないような感じでありまして、町民からの我々議員に望まれていることは、町民の意見を聞くことが一番大事ですというふうに言われていますし、あと都市計画の作業は一般的にはコンサルタント会社が製作していると思われまして。その中で田上町の今問題となっている農業担い手の問題と都市計画。先ほどの観光資源開発と都市計画。6次産業化と都市計画。教育と都市計画。全てこの都市計画がどういうふうになっていくのかによって、町が発展するか、限界集落へ行くかというふうになるのではないかと思います。町民に対するヒアリングとか実施して、町民の意見が反映されるような都市計画にしてもよろしいのではないかと思います。それで、前段にも話した都市計画にはやはり農地転用ですとか予算ですとか、いろんな障害が出てくると思いますが、やはり私たちも議員でございますので、議員の立場で国に働きかけ、障害となるものは改善していくように努力していきたいと思っております。ですから、都市計画の作成は24、5、6、この3年間かけて完成させるということで、あと1年半の時間があります。ぜひ既存の枠にとらわれないような大胆で、さらに実現できたら、いいねと言えるような、そんな具体的のある都市計画の策定をされることを一番願っております。将来の町の発展を町民の皆さんと一緒に共有して、一丸となって町の発展を目的とするような行政と町民、これが一体となっていければ、物すごく田上町にもエネルギーが湧いてくるのではないかと思います。

最後に、当町では未来に、たしか田上町で都市計画というのは今まで作ったことがなく、加茂市の都市計画に載っているというふうなのを記憶しているのですが、当町で初めて都市計画を計画するのではないかと思いますので、コンサルタント会社に対してどのような目的で都市計画の策定を指示されたのか、お聞かせ願えればと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの椿議員のご質問にお答えしますが、質問の趣旨と少し大分ずれてきましたので、半ばから後半は総合計画どうするかということの内容に私今っておりますが、後ほど都市計画とは何かということについて少し説明をいたします。それと、都市計画はご指摘のように以前加茂市の都市計画に基づいてちょっと48年だったと思いますが、ちょっと忘れまして、四十何年ぶりかに見直すということで、これで2回目だ。とりあえずは、最初の質問が都市計画が農業、観光資源あるいは6次産業化、教育等についてどのようにかわるのかという最初質問でございましたので、今現在の作業進捗状況についてお答えをいたします。昨年度実施しました都市計画基礎調査、こういうのがございますが、その内容は地区の区分あるいは人口、住宅、産業、建築、土地利用、それから土地条件等の現況分析であります。その計画として、いわゆる上位計画の総合計画をもとにしまして、基本的な都市計画マスタープランと、こう呼んでおりますが、これを作成することになっております。このマスタープラン、いわゆる都市計画のマスタープランというのは、今後20年を見据えた都市づくりの目標あるいは全体構想、全体構想の中に分野別の方針とか、そういった策定がありますし、また地域別構想の策定、それを実現化方策の検討等からあるいは計画書のまとめが主な内容でありまして、最終的には都市計画審議会で作成することになっております。こういった大まかな20年を見据えた計画を作るのが都市計画でございます。都市計画というのは、これから概念を申し上げますが、いわゆる都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用。その中には土地の使い方あるいは建物の建て方など。例えば第1種低層住宅とかそういったようなことです、そういう建物の建て方など。あるいは都市の施設。その中には今お話がありました道路をどうするかという、いわゆる道路。それから、公園、下水道をどうするか、そういった各種の処理施設などの整備。それから、市街地の開発事業。例えば住宅地開発とか工業地開発などに関する計画のことでありまして、議員ご指摘の農業とか観光資源の関連性については全体構想の中で、全体構想のうちの分野別方針の中で、いわゆる方針づけすることとなっております。例えばで例えますと、農業であれば土地利用あるいは緑環境保全の分野で方向づけいたしますし、観光資源であれば交流とにぎわいの町づくりの分野で方向づけすることになっております。したがって、議員の質問にあります集落営農として管理者制度などが直接都市計画とリンクするかということは、今後の問題となっていくわけであ

ります。

それから、町民からのヒアリング等についてのご質問が前もってありましたので、お答えしますが、基本となるマスタープランの作成は、都市計画法の第18条の2に地域住民の意見を反映させなさいと、こういうふうに定めてあるわけでありますので、望ましい町づくりの将来像をまとめた基本的な方針を定めることから、ご承知のように今年の6月の「きずな」で周知を行いました。その後無作為抽出で2,000名の方に町づくりの評価やあるいは土地利用のあり方、都市施設等のあり方のアンケート調査を実施しておりますので、町民の生の意見を参考にしまして現在作業中があります。なお、議会では都市づくりの目標、全体構想原案時などの節目においては、必要により全員協議会で説明をしながら進めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上であります。

2番（椿 一春君） ありがとうございます。

なかなか都市計画というものと町の10年の10年構想、そういったものでいろいろやはり分野別で決める場所があるかと思われるのですけれども、やはり5年計画ですとかに匹敵するよう、それが何か具体的に紙に書かれたり、物すごく都市計画でここを何々ゾーンにします、商業ゾーンにします、道はこういうふうに整備しましょうとか、そういったもの、本当これから今計画立てている10年構想、その中にリンクするように盛り込まれていくような感じがするのですが、これからもそれ、そうすることによっていろんな町の問題ですとか、例えば人口を町のほうへ増やす、流入させるためには、団地、宅地造成を図って、そういうものを都市計画の中でこの辺に将来的に団地の造成をしなければいけないかなとか、そういうのが盛り込まれてくるのかなというふうに私は今イメージをしているのですが、そういうふうによっていろんな町のところで色分け、ゾーン分け。あと、観光においても今403号線と湯っ多里館、椿寿荘ですとかY O U・遊ランド。今本当に既存の道だけでいいのか、もっと便利なインフラ整備したほうが観光の町として点がゾーンになるのだとか、そういうところをいろいろ都市計画によって検討されてもいいのではないかと、いうふうに私はとても感じたのです。これからあともう1年半あって、先ほど全員協議会の中で説明してくださるといことなのですが、大体概略の日程的なものがわかればお聞かせ願えればと思います。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 先ほど申し上げましたように、いわゆる総合計画のマスタープラ

ンの上位にある計画というのは総合計画でございます。実際には、総合計画を参考にとりながら、もとにしながら、あくまでも20年後に田上町はこうあるべきだ、こうあったほうがいだろうということを想定して作るのがこの都市計画マスタープランです。例えば今ここに田んぼあるけれども、将来的に人口がもし増えるのであれば、この一帯は住宅地にしたほうがどうだろうかとか、そういったあるいは今第1種低層住宅になっているけれども、そこはやはり今もう少し制限を弱くして、もう少し大きいうちができるように、一つの敷地の中にもう少し大きい、そういった基本的な枠組みを決めていくのが簡単に言えば都市計画でございます。それで、実は県のほうと話ししていると、例えばこの一帯を全部住宅地にするとかあるいは商業都市にしようとして私が提案したら、県のほうは、いや、それはまた具体的なことがないと、そこに道路も配置しなければいけないので、なかなかそうはいかぬという大変面倒なことがあります。うちの担当職員も再三にわたって私の言ったことをまた県に持って行ってはね返されというようなことがあります。いずれにおきましても具体的には総合計画の中でも5年刻みでございますので、5年刻みで椿議員がご指摘のようなことについては毎年見直しをしながら、できるものはやります。しかし、大枠ではいわゆる都市計画のマスタープランに基づいてと、こういう規定があります。さっきもお話ししましたように、実は下吉田の自動車学校の一帯の土地がそういう枠組みの縛りがありまして、実はあそこに3階建ての建物をつくってはいかぬとかあるいは会社をつくってはいかぬというのがずっと縛りがあったわけでありまして、今回のこの改正でそれを取り外そうというのが第一の目的であります。それから、403号から東側、いわゆる住宅一帯の土地利用などについても改めて検討し直すと、そういう基本的な計画がこの都市計画であります。それで、そういった例えば403号のバイパスから東手になりますところに道路をつけることは、今まかりならぬということになっているわけです。そういったことも20年先を見越して田上町が発展するためには、やはり403号から東手のほうは住宅地もあるいは商業地も兼ねたところにしていくということが決まって、初めてそこに道路がついていくと、こういったような計画でありますので、細かいものについては椿議員ご指摘のあったようなことについては検討しますが、総合計画の中で具体的に進めていくということになっておりますので、どうかご理解願いたいと思います。

日程のご質問ありましたので、担当課長から説明をさせていただきます。

地域整備課長（土田 覚君） 椿議員さんの都市計画についてちょっと詳細に話をさせていただきます。

当町のマスタープランでございますが、平成10年にはちゃんと作ってございます。10年から見直しがされないまま現在に至っております。したがって、今回昨年度から町長申したとおり基礎調査を実施いたしまして、今年度マスタープランを作成しまして、新しい十何年ぶりのマスタープランを作ることとなります。そのマスタープランは、先ほど言いましたように都市計画のもととなる今後20年を、町の将来を見据えた、20年後を見据えたもととなる計画でございますので、大きな計画が変わればまた見直すこととなります。そこで、少し細かく説明させていただきますが、都市計画の現状と課題については今現在も把握してございますし、町長申したとおりアンケートを18歳以上の人たちを無作為抽出して町づくりの評価、土地利用のあり方、都市施設のあり方等をアンケートしてございます。例えばどこでお買い物するとどこに勤めているとか、土地とかということになります。そのアンケートにつきましては、町民広報によりましてマスタープランの策定のスタートのアナウンスでございますので、町民のほうに知らせてこの6月に町民アンケートをとってございます。それらをもとにしまして、都市づくりの目標を定めるということになります。今後20年先を見据えた都市づくりの目標を定めることとなります。案はございますが、また後で全員協議会のところでご説明申し上げますが、その案というのはアンケートをとった中では、議員ご指摘のとおり国道403号バイパスの整備に合わせた町の活力づくりや鉄道駅周辺の都市機能整備による利用性の向上や土地利用規制や都市基盤整備による生活環境の改善等というものがいろいろございまして、それらを目標にまず基本目標を定めます。

(だから、基本目標をいつまでに定めるかという、その日程を聞きたいんです。20年先がどうなんじゃなくての声あり)

地域整備課長（土田 覚君） はい。その基本目標につきましては、都市計画マスタープラン検討会、庁内でございますが、それらをもとに全協に諮りまして、今後9月から10月をめどに都市計画審議会を経まして都市づくりの目標を定めることとなります。その後全体構想、先ほど来話ししてございます分野別の方針です、例えば土地利用の方針や、土地利用の方針というのは、その中には例えば土地利用の方針ですから、コンパクトの町づくり、町の形成やら将来の土地利用の方針やら鉄道駅周辺の機能強化やらというものがございます。

(審議会、いつごろやるんだの声あり)

地域整備課長（土田 覚君） それで、それらの構想をこの9月等から10月等にかけてま

して、それらを検討委員会でまた諮っていきまして、最終的に来年の3月までに計画書案、都市計画のまとめをすることとなります。したがいまして、節々というところでございますので、これから議員の皆さん方には全協等でご説明申し上げますが、2回の都市計画審議会を経まして、都市計画マスタープランを作成することとなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(いつごろ全協でお示しいただくんですかの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 全協の説明につきましては、10月をめぐりにご説明申し上げたいと思ひてございます。

以上でございます。

2番(椿 一春君) ありがとうございます。

10月の全協をめぐりに私もちょっといろいろ勉強させていただいて、活発な議論ができるように期待しておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長(渡邊正策君) これにて椿議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後3時49分 散 会

別紙

平成25年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成25年9月9日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	5番 6番
第2		会期の決定	16日間
第3		諸般の報告	報告
第4	議第1号	田上町教育委員会委員の任命について	同意
	議第2号	田上町教育委員会委員の任命について	同意
第5	議第3号	専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について	付託
第6	議第4号	田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について	付託
	議第5号	田上町入湯税条例の一部改正について	付託
	議第6号	田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	付託
	議第7号	田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	付託
	議第8号	田上町介護保険条例の一部改正について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第7	議第9号	平成25年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について	付託
	議第10号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について	付託
	議第11号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第8	議第12号	平成24年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
	議第13号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
	議第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
	議第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
	議第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
	議第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
	議第18号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
	議第19号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第9		一般質問	
		散会	

第 2 号

(9 月 10 日)

平成25年田上町議会
第5回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成25年9月10日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 8番 | 松原良彦君 |
| 2番 | 椿一春君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局 局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（渡邊正策君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

（何事か声あり）

議長（渡邊正策君） ここで暫時休憩いたします。

午前9時02分 休 憩

午前9時04分 再 開

議長（渡邊正策君） 会議再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（渡邊正策君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、1番、今井議員の発言を許します。

（1番 今井幸代君登壇）

1番（今井幸代君） おはようございます。議席番号1番、今井幸代でございます。

まずもって、新潟大学に通う女子学生お2人がトルコに旅行中、命を奪われるという事件が発生をいたしました。もうお一人の学生も重症ということで報道されております。未来ある若者がこのような事件に巻き込まれたことを大変残念に思っております。慎んでご冥福、お見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。今回、私はまず1点目、町内学校における土曜日授業の導入について。2点目、学校給食、給食費補助のあり方について。3点目、今後の食育の推進について。以上、3点をテーマに一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、土曜日授業の導入についてです。TPP交渉参加で、さらに今後ますます情報化、国際化、グローバル化という激動の時代、物事が現在よりもさらに多様化し、複雑になり、どんどん変化をしていく。さらなる成熟社会に進んでいくのであろうと思います。日本は成長するという前提条件がバブル崩壊とともに崩れました。経済も社会も年々成長するという前提が崩れ、きょうよりあしたは豊かかもしれないし、貧しいかもしれない。今やっているやり方自体があつという間に陳腐化してしまう。物事が非常に多様化し、複雑になり、変化する成熟社会です。これは日本だけでなく、グローバル化が進む現在では、先進国共通に言えることであります。このような時代を迎えていくに当たり、必要な力、生きていく力とは何でしょうか。

先進国が国際標準学力やキー・コンピテンシーの育成を掲げています。OECDのキー・コンピテンシーは、世界のOECD加盟国の教育改革に大きな影響を与えています。日本においても、生きる力に反映されており、2002年及び2011年改訂の学習指導要領にも盛り込まれております。2000年から始まったOECDの学習到達調査、いわゆるPISA調査では、義務教育終了段階の15歳児が持っている知能や技能、これらを実生活のさまざまな場面で直面する課題にどの程度活用することができるのか、これを評価するものです。つまり特定の学校カリキュラムをどれだけ習得しているのかというものを見るものではなく、思考プロセスの習得や概念の理解及びさまざまな状況でそれらを生かす力であり、これは新学習指導要領のいうところの生きる力でもあります。

このいわゆる生きる力、PISA型学力の力を習得するために、当町では田上の子供は田上で育てるという基本理念のもと、学校、地域、家庭がしっかりと連携をし、幼・小・中、一貫的に教育を行う田上12カ年教育を行い、尽力いただいております。教えればできる基礎知識の習得や再現という旧来学力は、学校の授業で身につけられることができるかと思っております。しかし、生きる力、PISA型学力の習得という点には、学校だけでは身につけられるものではありません。そして、この力に大きな課題が残っております。これは日本の子供たち全体の傾向であり、田上の子供たちも同じような傾向がいえるかと思っております。

私は、子供たちが生きるために必要な生きる力、PISA型学力の習得を可能にするために、土曜日授業の導入を行っていくべきだと考えております。実施されております新学習指導要領では、授業数の大幅な増大、体験や実験などを重視しているものの、総合学習の時間を小中ともに削減し、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に変えることができるとも記されております。このちぐはぐな対応が、ただでさえ詰め込みがちな現場をさらに窮屈にしているのではないかと感じてなりません。あわせて、土曜日においてこれまで必ずしも有意義に過ごせていない子供たち、例えば金曜日の夜は遅くまでゲーム三昧、寝不足で土曜日の朝は寝ているかテレビ漬け。土曜日の晩から日曜も同じようにだらだら過ごしてしまう。現在このようにしか過ごせていない一部の子供たちにも、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会を提供するという事は、非常に意義深いことと考えます。土曜日ですから、地域や家庭の力を大いに活用し、授業を展開することも可能になってくると思います。

土曜日授業導入に当たり、地域や家庭の機能強化や連携をより図れるように検討していき、家庭や地域でこの生きる力が培われる、その教育力を取り戻せるような取り組みを検討していただきたいと思います。これらが実施されれば、子供たちの成長にも、12カ年教育にも大きく資するものだと考えております。文科省も、来年度から小中高生らの学力向上に向け、土曜日授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を決めております。地域の人材を講師にするなどして、月1回以上実施することを想定し、地域と学校のつながりをより強めることもねらいとされております。これらを踏まえ、土曜日授業導入を前提にし、どういった授業を取り入れていくのかというものを検討していくべきかと思いますが、見解をお聞かせください。

2点目に、学校給食費補助のあり方について質問いたします。24年度決算では121万2,000円、例年約百十数万円程度で支出しております学校給食費補助ですが、これは田上産コシヒカリを使用するための価格差を補填し、保護者の給食費軽減を目的に予算化されているものです。これは、小学生では1食当たり5.5円の補助額というふうに聞いております。

今年度、町内学校は普通教室に空調設備、天井に扇風機を設置し、子供たちの学習環境の向上を図ることができました。しかしながら、予算額の問題から、両小学校のランチルームに空調設備の設置に至ることができませんでした。ランチルームは、田上小学校は1年生を除く全校生徒、羽生田小学校は全校生徒が一堂に会し、給食の時間を過ごすための教室です。近年6月ごろから真夏日を超える日が非常に

増え、部外者侵入を防ぐため、施錠をしておりますランチルームはまさに高温多湿、給食センターは給食の品質管理に最善を尽くしているものの、食品衛生上の観点からも決してよい状況とは言えないと聞いております。

給食費が安いということは、保護者にとって大変ありがたいことではありますが、給食関係の環境整備、これはランチルームだけではなく、食器関係も含めてですが、正直なかなか進んでいない点も多く見られます。夏季は給食残量も非常に多く、子供たちと話をする、暑過ぎて食欲が出ない。給食を食べるときは、みんな汗をだらだらかきながら食べて、給食のにおいというよりも汗臭い中でちょっと気持ちが悪くなりますという声も聞こえてきました。田上小学校は片側しか窓があげられず、風も通り抜けませんし、羽生田小学校も決して風通しがよい環境ではありません。

給食環境の向上は、子供たちに食の楽しみを伝え、学校における食育活動の基本となっていると思います。環境改善に予算づけが難しいのであれば、例えばですが、この給食費軽減分は保護者が負担し、負担額は小学校であれば一月米飯回数が15回だとすれば、月額82.5円です。これらは保護者が負担をし、給食費補助で出している同等程度の予算を毎年給食環境整備に回していくべきではないでしょうか。私はこれこそ新潟の米百俵の精神ではないかと思えます。そこで、当町の学校給食環境の現状をどのように捉えていらっしゃるのか。また、給食費補助のあり方の検討もしていくべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、今後の食育推進について質問いたします。食育推進計画には、町、教育機関、農業生産者、食品関連事業者、町民、子供の保護者の役割を明記し、関係機関に毎年の実績報告、意見を求める旨が明記してあります。しかしながら、現計画食育推進ワーキング会議は、学校、幼稚園、執行関係と食生活改善推進委員の皆さんのメンバーで構成されており、行政関係者以外から意見を求めるには非常に物足りない会議となっております。

食育を考えることは、町民の健康、そしてこれからの医療を考えることにつながります。食育を考えることは、家庭のあり方や役割、地域のつながり、そしてこれからの農業を考えることにも大きくつながると思います。有識者や農業生産者、商工会、町民代表、保護者の代表、さまざまな立場から連携ある食育の取り組みの推進、また給食運営に関しての意見を聴取し、それを行政運営に反映させる仕組みの確立が必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

また、このようなことができれば、幼稚園の給食に下田産コシヒカリ、厳密に言うとなんかん米のコシヒカリですが、これらの提供で満足するようなことにはなら

なかったのではないのでしょうか。食育推進計画でも、また日ごろから地産地消を行政自身で推進しておきながら、田上産のコシヒカリを使用ということにならなかったこと自体に、非常に驚き、残念に思ったことが今でもはっきりと覚えております。その後、教育委員会と話をし、なんか米コシヒカリから田上産コシヒカリの使用に変更され、迅速に対応したことは評価いたしますが、このような体制のまま計画期間の26年度まで、計画の目標達成は非常に難しいのではないかと考えます。もちろんさまざまな取り組みにより、効果が出てきているものもありますが、さまざまな分野から意見を聞くことで、新たな取り組みや手法が考えられるかもしれません。現計画の現状を踏まえまして、今後どのように対応していくのか。また、27年度からの計画策定については、どのように行っていくのか見解を伺いたしたいと思います。

以上、私の質問をさせていただきました。ありがとうございます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) おはようございます。ただいまの今井議員のご質問にお答えいたしますが、前半の学校関係に対する質問については、後で教育長が回答いたしますので、私のほうからは今後の食育推進についてのご質問の回答をいたします。

町の現行の食育推進計画は、平成26年度までに見直すことにしておりますので、来年度はPDCAサイクルにのっとり、計画が達成できたかどうかを検証し、必要に応じて計画を改善、発展させていく年と捉えております。その検証の中においては、基本目標達成に向けた取り組むべき事業の絞り込みや見直し、また評価指標による目標値の設定において、中には実現可能な値に修正する必要があるものと考えております。さらに、食育の推進体制の見直し自体も含めて検討していく必要があると今思っているところであります。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 今井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小中学校における土曜授業についてのご質問であります。昨日の有川議員へのお話と重複するところがありますが、学校週5日制はご指摘のとおり学校、家庭、地域の3者が連携し、役割を分担しながら、社会全体で子供を育てるという崇高な理念のもと、慎重な試行期間を経て、平成14年4月から完全実施されました。その後、平成20年3月、小中学校の学習指導要領が改訂され、標準授業時数も増加をいたしました。この時数増に対応するべく、田上町教育委員会では長期休業日の期間を学校裁量で弾力化し、適切に配置してまいりました。

先日、新潟県小中学校PTA連合会より、各校の役員を対象とした土曜授業に関するアンケート調査がありました。田上町の傾向は「どちらとも言えない」が多数を占めておりました。社会的に学校週2日制が定着する中で、子供だけが土曜日に登校することに懸念されている向きがあるのではないかと考えております。私は、制度を変更するのであれば、本当に子供のためになるのかなど。この視点が欠かせません。文部科学省では平成25年3月、省内に土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、さまざまな角度から検討され、中央教育審議会等における議論を踏まえ、本年秋には一定の方向が出されると伺っております。その方向性と、本当に子供たちのためという視点で吟味をすると同時に、教員が余裕を失って、子供たちと向き合う時間がなくならないか、総合的に判断していきたいと考えております。

次に、学校給食、給食費補助のあり方についてのご質問であります。毎年田上町学校給食会へ米飯給食の補助として100万円前後の補助を行っております。これはコメの消費拡大に対するものと、地元のおいしい田上産コシヒカリを子供たちに食べさせてもらうことを目的とした補助でございます。したがって、補助は今後とも継続していく予定です。

また、夏場のランチルームなど、学校給食環境の改善につきましては、学校現場の状況を十分把握した上で、どのような改善整備が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番（今井幸代君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まずは、土曜日授業導入に関して再度質問をさせていただきます。教育長のご答弁では、土曜日授業に関してはどちらとも言えないというアンケート結果が非常に多かったというふうに伺いました。親御さん自身お休みの中、子供たちだけ学校に行かせるというのは非常に疑問が残るといいますか、本当であれば親子でどこか出かけたりとか、スポーツをしたり、一緒に勉強したりとか、いろんな家庭での取り組みができるのに、なぜ学校に行かなければならないのかなというふうにお考えになる保護者の方も多いのかなと思います。しかしながら、私はこの学校という場所をかりて、親子がともに学ぶ場提供というふうを考えていくのも一つなのかなというふうを考えております。

基礎学力、例えば計算ができる、歴史の暗記ができるとか漢字がたくさんわかるとか、そういったことは学校の日々の授業できちんと培われる基礎学力であると思いますが、この生きる力というのは、家庭での会話であったり、日常生活の中で大

きく育まれていくものだと思うのですけれども、なかなかそれが家庭で機能し切れていない、地域で機能し切れていない現状を考えると、学校という箱を使って、例えば親子で意見をぶつけ合うという大変ですけども、何かテーマを決めて意見をディスカッションするような場を提供したりとか、例えばですけども、子供部屋は本当に必要だと思いますか、子供部屋を持つことは是だと思いますか、非だと思いますかみたいなテーマを1つ持って親子で話をしてみるとか、例えばそういう経験を、一つきっかけを与えることで、家庭では今度これについてはあなたはどう思う、これについてどうしてそう思うみたいな会話が日常的にされていければ、この生きる力というのも家庭でも地域でも育んでいかれるものではないかなというふうに考えております。

多数の方がどちらとも言えないというような意見もありましたが、実際に土曜日に必ずしも有意義に過ごせていない子供たちの現状を聞くと、やはり学校という場で地域のゲストティーチャーを呼んで、そこで社会と学校で学んでいることがどういうふうにつながっているのかというのを講義してもらおうというのもおもしろいと思いますし、そういった地域の力を土曜日授業に大きく活用していただけるのは非常に意義深いなというふうに思いますので、状況を見ながら教育委員会のほうでは検討していくということかと思いますが、学校の先生が授業を提供していただくが全てではないと思いますので、ぜひ土曜日だから、保護者の方が体があいているからこそ、土曜日授業に地域や家庭の力を活用することが逆に私はできるのではないかなというふうに思いますので、その辺は教育長はどのようにお考えになるのか、見解を伺いたいと思います。

続いて、学校給食費補助のあり方ということで、給食費補助はこのまま継続をしていくということで、給食関係の環境については、状況をまずは把握して今後検討していくというふうなご答弁でありましたけれども、実際に学校給食の現場のほうには町長を含め、学校給食交流会等でお邪魔しているかと思いますが、現場の状況というのは逆に教育委員会のほうでは今現在把握はしていらっしゃるのでしょうか。どのような状況になっているのかというのを今どのように把握していらっしゃるのか、その辺をもう一度伺いたいと思います。

最後に、食育推進についてですけども、状況を精査しながら必要な取り組みは継続しつつ、体制の変更も必要であれば変更するということなのですけれども、逆に現体制で満足というか、十分だと思っているのか。逆にどのような点が課題があるかと思っいらっしゃるのか、その辺もう少し詳しくご説明いただきたいなと思い

ます。

例えばですけれども、食育推進の計画、数値目標を出していらっしゃる部分で、なかなか効果が上がらないという大変ですけれども、数字が上がってこないもので言えば野菜の摂取量の増加、野菜を毎食食べる子供の割合というものは、平成20年が田上中学校54%、小学校40%、竹の友幼稚園、ルーテル幼稚園が39%だったのに対し、平成24年度は田上中学校35%、約20%の低下、小学校に関しては5%低下、竹の友幼稚園に関しては9%の低下というふうに結果が出ております。地産地消、地元の野菜をしっかりと子供たちに食べてもらいたいといったふうに考えたときに、では実際に保護者の方々が、小さなお子さんを持つ、子供たちを持つ保護者の方々が地元の野菜を買える環境に今現在あるのかというところも考えなければいけないと思うのです。そう考えたときに、直売所はあるものの、直売所は保護者の方々が働いている時間しかやっていないのですよね。スーパーさんとかでも直売コーナーがあって、そこに田上産のお野菜なんかも置いてあるかと思えますけれども、夕方過ぎともなればそういった野菜なんかも非常に数も少なくなっておりますし、野菜の地産地消を進めるのに地元の保護者の方が野菜がなかなか買えない。結局スーパーに行って買うのは茨城産だったり千葉産だったり、他県のものを買わざるを得ないという大変ですけれども、そのような状況があると思うのです。

例えばですけれども、原ヶ崎の交流センター等に簡易な直売スペース等があれば、もう少し気軽に地元の地産地消の推進にもかかわっていただけるのかなというふうに思いますが、では実際そこまでワーキング会議の中で保護者の人たちの生活のスタイルとか、なんで使ってもらえないのだろうというところまで、私は考えられているような気がされないという申しわけないのですけれども、もっと保護者の方だったり、町民代表の方であったり、農家の方であったり、もっと私たちはこういう目標を持っているのですけれども、皆さんはどんなところが足りないと思いますか、どんなことをすれば、これはどうしたらいいですかということをもっと意見を聞いて、私たちがというか、執行のほうではなかなか考えられなかった新たなアイデアだったりとか、新たなつながり方が見えてくるのではないかなというふうに思うのです。いろんな方の意見を聞いて、いろんなアイデアをもらって、いろんな方の力を活用して、たくさんの方を巻き込んで施策を展開していくということが、まさに私は町民協働の町づくりではないかなというふうに考えますが、改めて町長の現計画に関してどのように目標達成をしていくのか、それについての意気込みをお聞かせいただきたいなと思います。

よろしくお願ひいたします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの今井議員のご質問に、今後の食育推進についての2回目の質問にお答えしますが、まず先ほど申し上げましたように、この食育推進計画をPDCAといいましたが、Pというのは計画であります。その計画がどのように達成されたかということ、それからその検証をして、新たにその計画を改善させていくという、そういう観点から、この方法というのは一般の企業でも採用している方法でありまして、町でもそういった観点から、子供たちの給食をよりよいものにしていくということで検討して、来年度もそれに向けて体制を立て直していくといいましようか、よりよい給食を目指していくということにしております。

体制の問題もご質問ありましたが、実際には給食交流会などにも、当然生産者の皆さんも給食の会に参加をしていただきまして、その後に生産者と学校あるいは町が一緒になりまして、今後の給食がどうあるべきかというような意見交換もされております。その会議に一般の方を、いわゆる保護者も入れるべきかどうかにについては、今後検討をさせていただきますが、いわゆる子供たちの給食の状況については、それぞれの小学校、中学校でアンケートをとったりしながら、当然子供たちの要望あるいはそういった嗜好の状況なども把握をしているというふうに思っております。

また、食材の購入につきましては、非常に数が多いわけでありますので、けさ足りないからそこへ行って買ってくるというわけにはいかないというのが現実のいわゆる給食担当の考えだろうと思ひまして、1週間のメニューを作りまして、できるだけ町内の農産物を使うようにということになっております。今多分28種類ぐらいの田上産の農産物を使っておりますが、端境期というのもありますから、必ずしも年中田上町のいわゆる農産物というわけにはいきませんが、やはり28種類ぐらいの田上産の農産物を使っているというのは、県内には恐らくないだろうと思ひます。そういったことで、田上町では学校給食をしっかり作って、子供たちにしっかり食べてもらって、元気になってもらうということに努力をしている。

以上でございます。

教育長（丸山 敬君） それでは、今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、土曜授業について、学校という場をかりて親子でというお話ですが、先ほど私も答弁させていただきましたが、教員の余裕の問題について触れさせていただきました。子供たちが基本的に土曜日、ほぼ完全に子供たちが来るのであれば、親子だけに任せておくわけにはいきません。当然先生方も出勤ということになりま

す。確かに国は概算要求で、外部人材活用していろいろプログラムを用意するモデル校に対して補助を出すというような概算要求の中身ですが、殊教員については何ら触れられておりません。全く教員がかかわらなくて、その場所だけ提供して、親子だけでどうぞご自由にといいわけにはいかないと思います。もしそれを実施するのであれば、教員の配置増が必ず必要になります。その配置をするとき、昨日も触れさせていただきましたが、1クラスの学級定員、現在小学校1年生だけ35人学級です。あとは法制化されておられません。どっちを優先するのかいろいろ議論があるところだろうと思うのです。今、文科省の中でもチームを作ってそういう内部検討をされておるので、それら含めてどういう検討がなされて、本当にそのプログラムが子供たちの生きる力、育むそういう場になるのか、それをぜひ見きわめたいと思っております。

きのうも申し上げましたが、この5日制の本来の趣旨は、フィンランドと同じように学校、家庭、地域の役割をきちっと自覚をしていただいで、機能をさせるということにあらうかと思っております。田上でも家庭の役割ということで、ノーテレビ、ノーゲームデー、年3回実施をされておまして、かなり定着しておりますし、この取り組みに対して親御さんから評価もいただいております。また、我が家の約束ということも、他市町村に先駆けて先進的な取り組みをさせていただいて、これもかなり成果を上げております。

先ほどご指摘ありましたように、その中にあってもまだまだテレビ漬け、ゲーム漬けの子供はゼロではありません。学校の学び、将来の学びに対するその基礎を培うためにどうあらねばならないのか、私どもも今検討して、試行的ではありますがけれども、間もなくたけのこ塾というプログラムを試行的に走らせます。これは週1回、放課後、学校の場をおかりしまして、子供たちに学習計画をさせた上で集まってもらおう。対象は小学校の4年生、5年生、6年生を対象に行います。場所はようやく調整できまして、それぞれの学校の図書室をお借りすることができました。また、児童クラブとも競合する部分がありましたので、ここもお話をさせていただいて、ようやく調整がなりましたので、近々そのプログラムを走らせて、どういう取り組みをすることが本当に子供たちのためになるのか。そして、役割分担をきちっと自覚していただいで、総力を挙げて田上の子供を育てるといふ、この12カ年教育の精神が実現できる方向はどうあるべきなのか、これらを慎重に検討して対応していければなど、そんなふうにお思っております。

それから、学校給食環境についての状況把握ですが、私もお邪魔させていただ

ておりますが、時期が夏場ではありませんので、夏の状況の暑いときという体験はありません。毎年P T Aの方から学校改善の要望が出されておりますが、正直そこにはランチルームの改善の要望は今までも上がっておりませんでしたし、各校の校長先生方も遠慮されているのかもしれませんが、ランチルームの改善要望というのは、実は上がっておりませんでした。そういうことから、先ほどの回答でも現場の状況を改めて十分把握させていただいて、財政事情は厳しい中ではありますがけれども、優先順位をつけて、改善できるものから取り組んでいければなど、そんなふうにしておるところです。

以上でございます。

1 番（今井幸代君） ご答弁ありがとうございました。

土曜日授業に関しましては、私ももう少し、これからも国の動向を見ながら、勉強させていただきながら、また質問等もさせていただくかと思えます。たけのこ塾を開催していくということで、非常に注目しておりますので、子供たちにとって非常に有意義な場になることを願っております。

家庭と地域の役割の強化ということを、教育長含め教育機関のほうで声高に言って伝えていただいておりますけれども、例えばノーテレビ、ノーゲームデーに関しても、それが運動化されてしまって、それが実際に定着するのはすごくいいことなのだと思いますけれども、ノーテレビ、ノーメディアデーというのが何のためにやられて、それがどういうためのものなのかというのをやっぱりもう少し家庭で話されたりとか、そういうことがされていくという大変ですけども、大人が、保護者の方が子供といろいろなテーマについて話をしていく。親御さん自身がどういうふうに子供といろいろなテーマについて話をしていけばいいのかわからないというと、家庭のコーチング力みたいなものの育成というところで、教育委員会もぜひ今後も働きかけといいますか、家庭の役割強化というところで、今後も研究をしていっていただきたいなというふうに思います。

学校給食の給食環境に関しましては、改めて学校現場のほうは恐らく遠慮をしないでないだけだなというふうに思っております。学校現場のほうにお邪魔をしていろんな話を聞くと、いろんな要望がやっぱりありますので、ぜひランチルームに関しましても、教育委員会のほうから積極的に状況はどのような形ですかというふうに伺っていただきたいなと思います。

最後に、食育推進関係の話なのですが、P D C Aサイクルでやっていくということなのですが、1年1年P D C Aサイクルをやっているかと思うので

すよね。その中で、今年の4月の幼稚園のお便りでしたけれども、お便りの中で、「幼稚園の給食がコシヒカリに変わりました（下田産）」というような表記がなされておりました。それを見たときに、なんで下田産なのだと。これだけ地産地消を推進で声高に言っていたのに、どうして田上産ではなかったのだろうかというふうな疑問が起きましたので、教育委員会のほうに問い合わせをして、どうしてこのようなことになったのかというふうに伺いました。

学校給食だけではなく、給食で使える食材、提供できる食材というのは限りがあるのはもちろんわかっています。私は給食だけではなくて、家庭でどのように食育を普及させて、それを実行していただくのかというところを考えたときに、今のこの現体制では足りないというふうに、そう申し上げているのです。実際に数字で見ても、そういったところが如実にあらわれている部分が非常に多いわけですから、以前もこのテーマで質問させていただきましたけれども、きずなですね、もう少し町の広報物と食育の連携をどうしたらいいのか。今まで各分野で、各課でいろんな取り組みをやっていきますけれども、それをどのようにつなげていくのか、そういったところをもう少し考えていくべきだと思いますし、一番食育を一生懸命やってほしいところはどこですかと考えたときに、家庭ですよ。では、それであれば家庭の中の皆さん方はどのようなことをお考えになっていて、どのような行動をされているのかというところを踏まえて計画を考えていかなければならないと思うのです。

その中で、公募でもいいですけども、そういった保護者の代表の方を入れていって、こういう計画を達成したいと思うのですけれども、現状でどのようなものなのでしょうかとというようなヒアリングをするというのは非常に大事だと思います。そういった体制が今の体制ではできていないから、なかなか数値としてあらわれないし、逆を言えば下田産コシヒカリを提供みたいな形になってしまったのではないかなと思います。このことに関して、迅速に対応していただいて、今は田上産のコシヒカリを幼稚園のほうで提供もしていただいておりますけれども、そういったことをもう少しいろんな分野の方から意見を聴取して、それを反映するような仕組みがきちんと確立できていけばそういったことも未然に防げていたのではないかなと思いますので、PDCAサイクルは毎年やっているかと思っていますので、それを踏まえて、私は今現体制ではなかなか現計画の達成は無理だというふうに考えておりますので、その辺を踏まえて今後どうあるべきかというものをお示ししていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。以上です。

町長（佐藤邦義君） 食育推進につきましては、実は例えば今町で一番心配になっているのは、子供のいわゆる食物アレルギーの件でございまして、例えば入学の段階に各家庭からそういった申し出を受けたり、基本的にはこういうことをしてほしいというような、十分父兄、保護者からはご意見を承って対応をしております。

今、今井議員のお話しされたような、あるいは町民のいろんな層からご意見をいただくというのは最も当然なことでありますので、大変貴重なご意見でございしますが、委員の人数等もありますので、十分その辺を検討して、今後田上町の食育推進をよりよいものにしていくために努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

教育長（丸山 敬君） それでは、お答えさせていただきます。

再度土曜授業ということのご質問ですが、本当に今井議員がおっしゃられるようなことが、教育環境、教員定数含めて用意をされて、準備ができればそれも一つの大事な視点ではないかなと思っております。

きのうも有川議員の質問で、フィンランドの教育、OECDの上位クラスに常連として顔を出していらっしゃる。ここは、私の承知している限りでは、本当に学校、家庭、地域の連携、役割がきちっとしています。子供たちはほとんど2時を過ぎますと家へ帰ってしまいます。親御さんも勤務は大体5時くらいで終わって、ほとんど残業があるとは聞いておりません。ですから、家庭で子供たちと向き合う時間あるいは学校で欠けている部分は家庭でフォローをする、そういうことがかなり役割として定着しておりますし、また学校外で起こった子供たちのさまざまな問題については、社会がその責任を負うという、こういう役割分担もきちっとできております。

明治以来、日本は近代化は学校教育を中心にして進んできた、そういう経緯があり、学校に対する期待感が非常に高いことは私も十分承知しております。ただ、現場を見ますと、先生方、学校のこれもよく光熱水費、もう少し学校儉約できないのかということをよく言われました。なんであんなに遅くまで明かりがついているのですかと。決してだべってそこまで遅くいるわけではありません。子供たちが帰った後によやく担任としての仕事、あすの授業の準備、そういうものをやっておりますと、ついつい9時、10時という、そういう時間になります。これを改善するにはやはり教員定数を増やしていかなければならぬのではないかと。もし国が本当にこの施策を、5日制から土曜日もということを取り組むのであれば、ぜひそういう教員定数の改善も視野に入れながら、私どもにそれがわかる形でお示しいただけれ

ば、現場でも取り組みというのがスムーズに行くのではないかと、そんなふうに思っております。ぜひ応援していただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（渡邊正策君） 今井議員の一般質問を終わります。

次に、12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番の関根一義です。一般質問をやらせていただきます。

きょうはこんなに多くの方々から、私たち議会においでいただきまして本当にありがとうございます。私も昨日、おまえ議員になって10年たったぞということで、ご苦労さんということで賞状をいただきましたけれども、10年にして初めてこのような大勢の方々から傍聴をいただいて、その中で発言する機会を得ました。ありがとうございます。

きょう皆さん方に関心のある議論ができるかどうか、いささか心配ですけれども、あらかじめ町長に提出してあります質問書というのがありまして、それに基づいて議論を行うというのが議会のルールになってございますので、あしからずですね、少々かたいこと、何を言っているのだというようなこともあるかもわかりませんが、傍聴者の皆さん方にもご清聴をお願いを申し上げたいと思います。

町長、そういう意味も込めまして、町長に通告をいたしました通告書、若干きょうの私の発言は表現を変えた中身で発言をいたしますけれども、ご理解をいただきたいと思います。質問通告については、変える気は全くございません。そのとおりでございますので、ご安心して聞いていただきたいと思います。

私は、今回大きくは3点にわたりまして町長に見解、所見を伺いたいと思います。まず第1点は、実は私は6月議会に質問書を提出いたしまして質問させていただきましたけれども、時間等との関係がございまして、私の意思で町長から答弁をいただくことをご遠慮申し上げましてきた経緯がございまして、改めましてこの点につきまして、3点にわたって町長に再度ご見解をお願いしたいと、こういうふうに思っております。

1点目ですが、平成25年度の国からの交付金、少々普通交付金が削減されました。削減をされたことに伴う国からの強い要請が町にも来ておりまして、新聞紙上にもにぎわしておりますけれども、各地方の自治体は地方自治体職員の給与を削減しなさいという強い要請が国から来ているわけです。しかし、田上町はまだ結論を出しておりません。それらに対する見解を伺う予定でございましたけれども、実はこれま

た次に登壇いたします皆川議員が取り上げておりますので、そちらのほうで町長のお考えを伺うことにいたしたいと思っております。

2点目ですけれども、ここから町長の見解をお伺いいたします。これまた新聞報道、マスコミはにぎわしておりますけれども、最近は少々その記事がなくなってまいったわけです。何があるのだろうというふうに考えてみますと、福島第一原発の汚染水の漏水問題があると。これは国際的にも大変な事態になりそうだというふうな報道があったり、きのう、おとといは今度はオリンピック、オリンピックの報道があって、少々TPPの関係については、マスコミも一時的ではあると思っておりますけれども、報道からちょっと力が抜けてきているという感もしておりますけれども、新たな段階に入ったというふうに私は捉えております。

このような段階における見解を伺うものでございますけれども、政府はTPP交渉に参加するに当たって、私たち国民と2つの約束をしました。1つは、交渉内容を開示をいたしますと。交渉内容については、逐次国民の皆さん方にお知らせをいたしますということが1つです。2つ目は、特に私たち田上町としては重要な事柄でございますけれども、いわゆる農産物の関税、これについては死守とは言っていませんでしたけれども、関税については守りますと。これが、関税は全て全廃するのだということが前提でないということが、オバマ大統領と約束ができましたと。したがって、TPP交渉に参加するのですというふうに言って、私たちに約束をいたしました。そればかりではありません。その後出てきたのが、もし仮に農産物の関税がコメだとか麦だとか乳酸品だとか、こういうものを関税が守れないような事態であれば、交渉から離脱することもあり得るのだということを私たちに示唆したわけですね。そういう言葉では私たちには言いませんでしたけれども、そういう言葉を言われ出したということなのです。

この3つが国民との約束であったというふうに私は捉えていますけれども、いささかこれが何にも保証されないような事態になってしまった。なぜかということだけれども、本格交渉に入るに当たって、日本は他の参加国も当然なのですけれども、全体と一緒になのですけれども、交渉内容の秘密について契約を結んでしまったと。こういうことになってしまったわけです。ですから、交渉内容については、一切公示をしないということが約束されてしまったのですね。そして、これは今回のTPP交渉が妥結をして以降、私たちは国会にそれがかかるのですけれども、そして国会で批准しなければ、その妥結内容というのは生きていかないのですけれども、しかし今回のこの契約によって、国会においてもそれが開示できないということが危

惧されているというふうな状況になったわけです。

もう一つは、農産物をめぐる主要5品目の交渉などについても、これは大きなハードルがあるようです。私たちが期待しているように、あるいは国内のTPP交渉参加に反対を唱えている農業者団体、そのほかもろもろの団体の皆さんが期待しているような、そういう状況にはなっていないのではないかと。非常にハードルが高いというふうにマスコミは報道しています。

さて、こういうふうになりますと、私はTPP交渉に対してどういう対応をすべきなのかというところが問題になってきていると思います。暗闇の交渉で、私たちにその中身が明らかにされないような事態、そういう事態というのは私たちが何が何でも守り抜かなければならないコメ、麦、その他主要農産物の関税、こういうものが守られるという保証はないということが明らかになってきたと。

そこで、私はこのような事態というのは、当初政府が私たちと約束をした……私は約束をしたというふうに言ってもいいと思うのですが、交渉離脱と、こういう事態に値する状況になったのではないかというのが、私が新たな事態に入ったTPP交渉というふうに私は呼んでいるわけですが、町長、私はそのように考えますが、町長どのようにお考えでしょうか。

町長がこの間ずっと議論してまいりましたけれども、TPP交渉については参加するか否かというのも判断が難しい。私は、田上町の農業関係の団体の長に入っている。したがって、私の立場から言わせてもらえば、TPP交渉については反対と言わざるを得ないような、そういう立場もあるのだと。私は関税が守られることを期待しつつ、注目をしていきたいというふうなことも陰に陽に話をされてきていましたけれども、そういう立場を踏まえて、交渉離脱に値するような事態だと私は思いますけれども、町長の見解を伺いたいと思います。

3点目なのですが、憲法改正についても見解を伺っておきました。特に96条の問題です。私は、この96条というのは、これは現憲法がどういうものなのかという立場を超えても、96条は守るべきだというふうに思います。ある人は、日本国憲法というのはアメリカから押しつけられたのだと。当時、憲法制定に尽力をした吉田首相の対応というのは、あれは間違いなのだということだとか、いや、そうでないだろうと。吉田首相こそ民衆の代表の総理大臣であって、その意思を具現化したのが吉田首相であったはずだという議論だとか、もろもろの議論があります。片方では改憲絶対反対、護憲、護憲というふうな主張もあるわけですが、そういう考え方の立場を超えても、96条というのは守らなければだめだというふうに私は思い

ます。なぜか。憲法というのは、時の国の権力者、政府、総理大臣、閣僚、こういう皆さん方を守るものではなくて、そういう人たちが国民をいろいろな立場から指導や規制をするに当たって、国民から守る立場であるものが憲法なのだ。いわゆる国民の利益を守る、国民の安全を守る規範が憲法なのだというふうに言われていますけれども、こういう憲法としての規範の精神から考えても、私は96条は守るべきだというふうに考えていますけれども、これについては町長はどのようにお考えでしょうかという質問を申し上げておきました。したがって、今回もこの質問について町長のご見解をお願いを申し上げたいと思います。

大きな第2点目に入ります。原発問題です。私は、過日同僚議員といいますが、私たち議会の常任委員会の一員として、柏崎原発の視察に行っていました。私自身は柏崎原発に入るのは2回目なのですが、前回と大きく変わったところはありませんでしたけれども、視察を行っていました。視察のバスの中だとか、そういうところで案内していただいた柏崎原発の方々とも歩きながらの議論をやったり、帰りまして会議室で議論させてもらったりしてきましたけれども、私は柏崎刈羽原発の再稼働問題が動き出そうとしている中で、次のような動向に強い関心を持っています。ちょっとご紹介しますのでお聞きいただきたいと思います。

1つは、安倍総理大臣が今年の3月予算議会ですけれども、国会で前総理大臣、民主党の野田首相が行った福島第一原発の事故終息宣言、野田さんは事故は終息したのだと言いました。何が終息しているのだと、私自身はそういうふうに思いましたけれども、そういうふうにしてしまった。これに対して撤回するというふうに言いました。私は、これは正しい見解だと思います。しかし、現在では福島第一原発は終息の方向に向かっているのかといえば、そうは言えないのだと思います。ますます事故の状況が私たち国民に赤裸々になってきているというのが現状なのだと思います。もちろん政府も東電も必死になって、事故を終息させるために頑張っている。そこに働いている労働者は、放射能に汚染されながら頑張っているということ抜きにして、私は語っているわけではありませんけれども、そのことを前提にしながらも、そういう状況だと思います。国会で事故調査の検証内容が幾つか発表されました。しかし、それが統一的に事故の検証が行われているかということ、そうはなっていないというのが私の考えです。

ところで、私は事故対策というのは、原因究明が出発点だと思います。原因が究明されないで事故対策はあり得ないということだと思います。それは、事故の検証なくして原因究明は不可能だということと同一だと思います。泉田知事は事故の検

証なくして再稼働の議論はしないのだと言っています。知事、再稼働についてどうお考えですかという議論にもならないのです。しないのだと言っているのです。検証ははっきりしないうちは、その議論はしないのだと言っています。これが私が注目する第1点目です。

2点目、これも泉田知事の見解をご紹介しておきたいと思えますけれども、泉田知事は毎週というか、1週間置きに記者会見を行うのですけれども、記者会見のところでも言うておりましたけれども、今回いわゆる規制庁ですけれども、国が示した新規制基準というのは、事故があり得ることを前提としたものなのだと。基準を満たしたとって安全が確保されるとは言えないというのが泉田知事の見解です。

ところで、私は先ほども紹介しましたが、現地に視察に行きまして、柏崎刈羽原発所長と議論する場がありまして、そこで質問をいたしました。同じことを質問したわけです。知事の立場に立って質問してみました。そうしたら、柏崎刈羽原発の所長は、私にこのように答えました。安全基準を規制基準としたことについて、従来は安全基準だったわけです。今回は規制基準に変えたわけです、国は。これを変えたことについて、東電が、自分たちの会社が基準をクリアしたことを持って安全が確保されたとして、慢心することはないというふうに答弁したわけですね。今、柏崎刈羽原発も、東電は新しい基準に基づく審査をしてくれ、審査をしてくれと言っていますけれども、その議論とは別に、またそういうものに対してどう捉えるのだという質問をしたわけです。そうしたら、所長はこういうふうに答えたわけです。安全基準から規制基準に変わったのだと。これについては、規制基準を自分たちの会社がクリアしたからとって、これで安全が確保されたということについて、私たち自身も慢心しないのだというふうに言ったのですね。これは私は注目をいたしました。泉田知事の発言に関心を持っている、そういうあかしの発言かなというふうに思いましたけれども、そういう答弁を私にくれました。これが2点目です。

3点目ですけれども、汚染水問題です。地下水汚染が発表されまして、東電どうなったと言ったら、東電はそんなことありません、とぼけていたわけですね。2週間に至ったら、いや実はありましたというふうに言いました。これはおかしいではないかというふうにマスコミもたたき出しました。そうこうしているうちに、今度はタンクから水が漏れたと。汚染水の貯蔵タンクから水が漏れたのだと。貯蔵タンクは1,000本あるのだ。その貯蔵タンクは要するに月日がたてば漏れるということは当たり前なのだと。なぜかと言ったら、2つの輪っかをつなぎ合わせて、パッキン

を入れてボルト締めしただけなのだと。溶接されていない。こういうタンクなのだと。したがって、何カ月かたてば、この貯蔵タンクが漏れるということは当たり前のタンクなのだとということが明らかになったわけです。そして、現在まだその問題が尾を引いているというのが現状です。

こういうものを見ますと、私は2年間何をやってきたのだと。確かに当時の民主党政権がだらしかなかったという批判を浴びている。それもあつたらうと。しかし、それだけで済まされるのかいと。そうではない。原発事業の、原子力事業そのものの体質があらわれているのではないかというふうに私は考えておりました、今マスコミはどういうふうに言っているか、東電に対して。変われない東電。何を言っても変われないのだと、この東電は。会社解体する以外ないなど、泉田知事言い始めましたね。変わる気のない東電、こういうふうに言い出している。これでは、再稼働に向けた議論の前提である電力事業者の東電と、私たちの信頼関係が全くないというふうに思われているのが3点目です。

ちょっと長くなっています。はしよります。4点目は、私はこれも原発、柏崎へ行ったときに質問しました。使用済み燃料棒、どこに保管されているのですかと質問しました。要は原子炉の隣にプールがありますと。そこに保管されていますと。ですから、そちらに行ったとき見てもらいましょうと。見れませんでしたが、ここだよということをお知らせしましょうということが話がありました。

ところで、この柏崎刈羽だけではないのですけれども、使用済み核燃料棒の処理が全く進んでいません。処理計画は提示されていません。柏崎刈羽はあと3年で使用プールは満杯になります。こういう事態のものに対して、誰もメスを入れていない。マスコミも時々一行、二行指摘をするだけ。本当にこれでいいのだろうかということを考えています。私はこういう4つの注目する点を捉えて町長と議論したいと思います。

田上町は東北電力と住民の安全確保に関する協定を締結いたしました。協定を締結したのです。従来はそういう相手にされていませんでした。立地自治体のみだと、こういうふうに言っていました。ですから、立地自治体といえば、極端に言えば柏崎と刈羽だけ。あとはあんた方は当事者ではないと、こういうふうに言われていたのです。ですから、私たちは田上町議会としても、安全協定締結にこだわりを持って議論をしてみいました。内容は不十分であったかもわからぬけれども、締結することに意義を求めて私は提起をしてみいました。なぜかと。安全協定が締結されれば、社会的には一方の当事者として認知をされたことを意味するということだ

からです。

そこで、私は田上町は50キロ圏に位置してしまっていて、もう皆さん既にご承知のとおりでございますけれども、不幸にして苛酷事故が発生したとき、1つの対策は避難。それも、屋内避難が指示されることもあり得ます。2つ目は、ヨウ素剤を飲んでいただくということもありますけれども、もう一つ重要なのは、田上町の任務としてですよ。苛酷事故が発生したとき、立地自治体の避難者の受け入れをなささいということが強い要請が来ています。検討しなさいということです。検討しなければなりません。これはどうするのだと。もろ手を挙げて、はい、わかりましたというわけにはいかぬぞというのが私の意見です。なぜか。私たちがまずもって田上町の住民を守らなければならない。そのことが第1。第2に、避難の受け入れもしなければならないだろうというふうに思っていますけれども、大きな問題がこれから議論されてくると思います。

したがって、私は町長に質問したいのは、安全協定を締結した当事者になったわけでありますから、従来にも増して原発事故に対する住民を守る責任の重さをお互い自覚しなければなりませんねということです。したがって、私たちは協定締結者としての対応をこれからどんどんやっていくべきだというふうに考えますけれども、町長はどのように対応していこうとされておるのでしょうかという点をお聞かせ願いたいと思います。

第3点ですけれども、私は今回この議会で議論をされます24年度決算に当たって、町長の全体的評価を伺いたいと思います。これから特別委員会で個別事業等々については、その評価も示されておりますので議論することになりますけれども、町長には全体的な評価を、総体的評価といいますか、お伺いしたいと思います。

なぜこのようなことを、抽象的で恐縮ですけれども、質問するのかということですが、私は24年度の決算をするに当たっては、重要な局面の決算として捉えていくべきだろうというふうに考えているからです。1つは、町長は24年度の予算編成に当たって、このように施政方針で述べました。財政健全化計画、16年から実施してまいりまして、町民の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。ご協力をいただきました。その結果もあってでしょうけれども、町長は財政健全化計画も一定の成果が得られたということが認識なのだというふうに言われました。私もそのように捉えていました。財政健全化計画は、一定の評価をするに至った。さて、自立した、独立した田上町として、これから町を考えるに当たっては、従来のように財政の健全化だということは当然の課題として踏まえつつも、町民にけちけち運動のよ

うな、そういう意識を与えてはならぬ。もっと自信と活力を生み出すような、そういう施策の展開が必要なのだろうと。その区切りの年にしなければならないのだろうというのが私の気持ちでした。

そして、ちょうどその年は、田上町が向こう10年間の、田上町の町づくり構想、第5次総合計画の初年度に当たったわけです、24年度が。いろいろ議論してきました。町長は、初年度に当たって、重点実施施策を明らかにしました。第1歩を踏み出すのだという意思を明らかにしました。それが盛り込まれたのが24年度予算であり、今回議論する24年度決算なのです。したがって、個々の関係については、審査の段階で議論させていただきましても、町長にあらかじめどうしても聞きたいことがあるということで、私は町長、総体的な評価を聞かせてください。

数字に示されています財政力指数がどうだとか、何だかんだとかということは、それは数字で示されていますから、健全財政が確立されているのだというのは当たり前ですけれども、執行責任者としての町長が、単年度の24年度決算ではあるけれども、町長が16年間にわたって町政を運営してきた、その歴史と、それから今後10年間に向けた町づくりの展望の、この24年度決算をどういうふうに評価するのだということをどうしても聞きたい。

住民サービスが向上しました。私たちは外に向かって、田上町の住民サービスは県内でもトップクラスだよというふうに言っています。まだまだ不十分ですけれども、そういうふうに言っています。それが、さらに発展させることのできるようなものとして評価し得るのかどうなのか、こういうことも含めまして。

2つ目、10年間の総合計画の初年度の重点実施施策を24年度に入れたというふうになっているわけですから、入れたのですから、町の将来像への道筋が描けたのかどうか。町長どう考えているのか。こういうことも含めまして、これとこれとこれを入れて、考え方を聞かせてくれとは町長に言っていませんから、これ今2つのことは今初めて言うのですけれども、こういうことも含めまして。

3つ目は、財政状況。財政状況を、何々指数、何々指数なんていうのは、これはもう基準内です。田上町は健全です。隣のどこかとは違います。健全です。健全ですけれども、私は健全だけではだめと。健全だけではだめと思うのですね。田上町の財政力をどう認識しているのか、執行責任者として。数値が示すとおりなんて誰でも言える。どう認識しているのかということを知りたいわけですね。ぜひ町長からお伺いをしたいと思います。

大変長時間にわたりまして演説を繰り返しましたがけれども、私もこれが最後かなと思

って強く演説いたしました。

どうもありがとうございました。

(議長、休憩の声あり)

議長(渡邊正策君) 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時45分 再 開

議長(渡邊正策君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 関根議員の先ほどのご質問にお答えいたしますが、最初に地方自治体職員の給与削減について、この質問は6月議会にいただいたご質問でございますので、そのときに用意した回答を今申し上げますので、また皆川議員のときにも同じ回答ということになりますので、よろしく申し上げます。

実は、従来から田上町は、給与については原則的には新潟県の給与のあり方について、対応について準じているということにしてきました。今回のいわゆるラスパイレス指数をもとにした、国からの職員給与の削減要請に対しましては、先ほどの関根議員のご説明のように、新潟県は確定しておりませんが、6月の時点で、私は田上町としては削減しないことにいたしましたと、こういうふうには実は断言をしておりましたが、答弁する機会がありませんでしたので、今ほどこの場ではっきりと、そういうふうにはしたいと思っております。その理由でございますが、実はご承知のように地方交付税というのは、地方の固有の財源でありますので、国の事情で地方自治体の給与に関して、国の考えを強制するということは、本来望ましいことではないと私は考えております。当然、地方交付税の削減は、地方自治体の財政運営にも大きな影響を与えるものでありますので、今回のようないわゆる国の事情で削減すべきことではないと考えてきました。また、田上町が財政再建を、いわゆる財政健全化を実施するときに、職員、それから議員の皆さんもそうありますが、私どもも自主的に職員の給与を削減をいたしました。2年間にわたりまして削減したわけですが、こういう自主的な給与とか報酬等も減額しましたが、実際にはそのときも国、県は何ら援助、助成があったわけでありませんので、私はあえて本来の交付税のあり方に従いまして、削減をしないということにしております。

次に、TPPの問題については、これもご承知のように、さきにブルネイでの交渉が終わり、この交渉に日本が正式に初めて参加した交渉でございますが、9月末

に最終交渉があると。そこに最終的な決断が持ち込まれたわけでありますが、これもご承知のように日本の首席交渉官が、その説明の中では内容は日本にとっては大きく進展はなかったと。ただ、多少の前進があったと。この程度の発表でありました。

また、日本の国民みんなが注目しております農産物の主要5品目の関税についても、当然最終段階の交渉の中で決定するものだと思っておりますが、これも関根議員が主張されたように、この主要5品目の関税は守るということに、やはり日本の政府は最善の力を入れる必要があるだろうと、こういうふうに思っておりますし、私はぜひとも守っていただきまして、国民の期待に応えられるように努力してほしいと、こういうふうに、簡単であります、そういう感想を持っております。

また、秘密交渉は国益に反し、主要農産物の関税交渉の暗闇の中となり、これらの状況は交渉を離脱するに値すると思うかと、こういう実は質問をいただいたわけですが、国益のための秘密保持など、いわゆるそういった交渉の実態は、私は一つも中身は全然わからないわけでありますので、今自治体の首長としては、なかなか判断することは難しい内容だなど、こういうふうに思っております。

次に、憲法96条の改正論議についてであります。これは憲法の9条とは全然別のものでありまして、総理大臣が憲法96条の改正についての声明について、なぜそういう考えに至っているかというのは、薄々はわかります。薄々は理解できるものもありますけれども、現時点では恐らく日本国民は、この96条の中身については、必ずしも理解できていないし、議論も十分でないというふうに思っておりますので、真意を理解できる段階には達していないのではないかと思っております。この96条の1項というのは、何を決めているかということ、いわゆる両院、衆議院、参議院の3分の2を2分の1に、物事を決めるときに3分の2を2分の1に改正するという安倍政権の考え方ですが、こういうふうに今の安定与党になる前から言っているわけですが、このことによって、実はその次の第9条の改正等の私は道筋があるのだと、こういうふうに思っております。この国民的合意はどうしても必要だということで、その96条にこだわっているわけですが、私個人の意見を問われておりますので、私は第9条は堅持する必要があると、こういうふうにはっきり考えております。

次に、その原発再稼働の動向に関してですが、いわゆる柏崎刈羽原発の再稼働についてのご質問ですが、どう思うかということですが、実は安全協定というのは、今年の1月8日に柏崎と刈羽以外の28市町村と東電で安全協定を結ば

れました。これは1月10日の新潟日報の記事でございますが、この安全協定の中には、実は再稼働の問題には触れられておりません。中心になっております長岡市長も、こういうふうに、9日の会見で、森民夫長岡市長は、協定には再稼働に関する項目がないと説明したということで、それではその協定の中身は何かというと、協定は東電と意見交換するための連絡会を設置することや、トラブル発生時などに現地確認と意見交換ができるなどが主な柱だと、こうなっております。簡単に言いますと柏崎の原発でちょっと問題が発生したよと。では、あなたの町にお知らせしますと、たったこれだけの話なのですね。そういったようなことであります。実際に中身の深い安全協定にはなって……、何回かの会議がありました。そういったようなことで、東電と初めて自治体が話ができるということになったと。その以降のことについては、次の段階に行くということになっておりまして、その後は実はこの研究会は開催されておられませんので、今のところわからないということになっております。

そういったことで、一応安全協定の締結者が町長でありますので、どのような対応が必要かというのは、それは当然町民の安全を最優先するということでありまして。私の結論から申し上げますと、実はこの安全管理体制では、とても原発の再稼働には賛成できるようなものではないというふうに考えております。田上町は原発から50キロ以内であります。50キロ圏内の自治体は、例えば田上町はどんなことをするかというと、町民の皆さんが安全に屋内で退避をなささい、じっと待っていなさいということで、しかも本来であればこういう木造ではなくて、木造の場合は目張りをして、放射能が入ってこないようにきちっと屋内で退避をなささい。その上、柏崎近隣の市町村の住民が避難するときは、田上町は受け入れなささいと、こういうのがそういうことでありまして、田上町は避難者の受け入れ自治体ということになっているわけでありまして。

しかしながら、仮にいわゆる苛酷事故が発生した場合には、福島原発の被害状況から推測しますと、田上町にも相当な被害の発生が想定されます。県は田上町のような50キロ内の自治体の対応については、いまだもって具体案が示されておられません。そういったことで、この50キロ内の自治体は、ほとんど手つかずのままになって、ほとんどの市町村が対応策が今作れないということになっております。その原因は、1つには避難してきた方が退避できる公共の建物がなかなか見つけ出すことは難しいことも1つの大きな理由になっております。いずれは県の対応策が示された時点では、私どもはどうしても町民の生命、財産を守るためにも、あるいは避難

者をどういふふうを受け入れるかについては、検討していきたいと、こういうふう
に思っております。今のところ、県はここのところは今ストップしておりますので、
近々会議が開催されるのではないかなというふうには思っております。

最後に、平成24年度決算の総括的評価についてであります。提案申し上げまし
たように、限られた財産の事業採択には重点配分と経常経費削減に努めて、町民の
ニーズの高い施策及び社会情勢の推移に即応した施策を推進してまいりましたと。
当然のことではありますが、そういったことで精選をいたしまして事業をしてきたわ
けでありますので、24年度については、これも町民の皆さんから大変なご理解とご
協力いただきましたので、当初計画されました事業につきましては、予定どおり実
施することができました。ただ、羽生田浄水場の工事と、五明寺トンネルについま
しては、実施計画の段階で十分な積算あるいは細部の点検が不十分だったために、
工事費の増額などによりまして、全員協議会を開催をしていただきまして、再度申
し上げるといふようなことにご理解をいただくといふようなことで、議会にはご迷
惑をおかけしたことを十分反省しております。

以上であります。

12番（関根一義君） 再質問いたします。

時間がありません。私と与えられているのはあと3分しかありませんが、ちょっ
とオーバーしますが、それはよろしく願います。

どこからいこうかということでもちょっと悩んでいるのですが、TPPについては、
これはひょっとしたら、このままいったら、政府は国民に幻想を与え続けてしまう
という状況なのではないかというふうには私は思っています。そうでないことを期待
しますけれども、世の中そんなには甘くはないというのが現状なのではないでしょ
うか。私は離脱をすべきだということを主張しておきたいと思えます。見解につい
ては結構です。

憲法の問題について町長から見解をいただきました。ありがとうございます。
1回目の質問のところでも申し上げましたように、私は改憲反対改憲反対、護憲だ
護憲だというふうには、理念だけを叫ぶのではありません。私はここまで来た流れの
中で、守るべきは3原則だと思えます。基本的な人権、平和主義、国民主権という、
ここのところの議論はきょうする時間的な余裕はありませんけれども、これは守り
抜くべきだといふふうには思えます。3原則を否定するような改正なのであるとし
たら、これは反対すべきだと、私はそういうふうには思っています。

原発問題ですが、安倍首相はオリンピック開催を第4の矢にしたいなということ

で、あそこまで明確に言い切りました。本当にそれでいいのかと思うぐらいのことを言い切ったと思います。きょうの新聞見てきましたけれども、早速それは言い過ぎではないかと。東電はそんなことを承知していないぞという記事が載っています。汚染水問題については、完全にブロックされているという言い方。それから、いわゆる放射能被害については、これはコントロール下にあるというふうに言っているわけですね。何言っているのだと。原発の苛酷事故をコントロールができなかったから、このような悲惨な状況を生み出しているのではないかということなのですね。今から2年前、みんながどういうふうに思ったか。原子力発電所なんていうのは、一旦事故が起きれば人類はコントロールできない、みんな言ったのですよ。こぞって言ったのです。2年たったらみんな忘れていくというのが現状なのではないでしょうか。私も含めてですけども、戒め合っていきたいと思います。

さて、町長から安全協定についての話がございました。私も承知をしています。安全協定そのものだけを見れば不十分だなとも思います。期待が裏切られたなとも思います。しかし、締結したことの意義があるというのは先ほども申し上げましたけれども、私はそこに意義があると思います。長岡の森市長も新潟の篠田市長も言っているわけですね。当事者として認められたのだということを一言言っているのですね。これは、私たちは安全協定の不十分さを承知しながらも、それを生かすも殺すも我々が締結した一方の締結権者なのだということをきちっと自覚すべきではないかということ町長に期待したいと思います。

連絡会が設置されることになりましたけれども、連絡会は設置されていないようです、先ほどの町長の答弁からすると。1回ぐらいやられたのでしょうか。研究会やられたというふうに言われましたけれども、連絡会を設置することができるわけです。連絡会の設置の中で、お互いに意見交換ができるわけです。その意見交換をした結果を、東電に反映させることができるわけです。これは、だからその安全協定を生かす情熱があれば、それは可能なのだというふうに私は思うのです。そのところをぜひ町長からもきちっと受けとめていただいて、町民の安全のために寸暇を惜しまないというふうな気持ちで対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、規制基準の関係について申し上げたいと思います。私は危惧をします。新しい規制基準をクリアした。クリアした内容で、再申請にかかるだろうということは、これは誰が見たってそうなのです。クリアしないのなんか出てきっこない。不十分さは指摘されるかもわからぬけれども、クリアした中身が出てくるだろうと。

作業はその次なのです。この新基準をクリアしたことをもって、安全なのだ、安全なのだという世論操作がやられてきますよということなのです。私たちはあの福島事故が起きたときに、安全神話が作られていたではないかというふうに言いました。皆さんも否定しませんでした。誰も否定しなかった。ここはやっぱり反省しなければならぬなど、みんな思った。ところが、今回新たな安全神話が作られるかもわからないという危惧なのです。ですから、そういうことを踏まえた上で私たちは対応していかなければならないというふうに思っていますから、ぜひ町長、情熱を入れて頑張ってくださいと思います。

次に、24年度の決算問題について申し上げたいと思います。私がなぜこのような質問をしたのかという趣旨については、先ほど申し上げました。そこで、私が注目をしてきたのは、いつかこの点について町長に話したいなと思っていたの、ずっと温めてきたのですよね。それは何かと。去年のきずな10月号、町長が町づくりの夢を語っています。時間がないから読み上げるわけにいきませんが、町長の夢が載っています。都市計画の策定に入ったけれども、都市計画の中にはこういう夢を生かしていきたいなというのが言われているわけです。JR線と403バイパスの、この中間地の利用、これをどうしていくのかと。ここに医療機関を誘致したらいいなど。ここに住宅構想を立てたほうがいいかな、そんなことができたら、すばらしい町づくりにつながっていくなということを言っているわけです。夢なのだから夢なのでしょうけれども。

もう一つは、田上町には貴重な2つのJR駅があるのだと。この2つの駅を活用した施策ができないかなというふうに夢を語っているわけです。こういうものが都市計画の中に包含されていくことができたらいいなというふうに夢を言っているわけですね。私は、これは町長の夢ではないと思いますよ。これは町長の夢にしてはだめなのだとは私は思っているわけですね。これを今後の10年計画の中における重点施策に押し上げていく、高めていくというのが、私たちの努力の結果になるのではないかと、こういうふうに思うのですけれどもね。そんなふうに思っています。

そういうことが可能にする第一歩として、24年度決算の評価ができるか否かというのが私の関心事です。私は、それは可能なのではないかという思いを強くしています。これでは不十分だ、不十分だということを総務課長は言うのでしょうかけれども、決算審査のところ。田上町の貯金、財政調整基金というのと減債基金というのがありますけれども、合わせて13億になりましたよ。16年当時何を言ったのか。当時、六億、七億の貯金がありました。こんなものは、これからの財政展望を見る

限りにおいては、3年、4年後に全部食いつぶしてしまうのだと。だから危機なのだ。だから使用料の値上げなのだ、保育料の値上げなのだ、協力してくださいと頭を下げている。こんな言い方は失礼ですけれども、真剣になって町民の皆さんに向き合いました。そして、町民の皆さんも、それは疑問はあるけれども、そこまで言うのであればしようがないではないかという結論に達したと。

ところが、16年当時あった貯金を優に超えて、13億、14億に近いというようなところまで作り上げてきた。指数がどうこうというわけではないです。そういう打って出るバックボーンがそこまでの規模にでき上がっている、我々は。13億あったってそんな大した事業はできないと思いますよ。下水道事業だ、なんだかんだと言えばすぐ飛んでしまう。飛んでしまうけれども、13億という基金があるということをやバックにして、町長が町づくりに打って出る。こういう評価ができるのではないかというのが私の考えなのです。だから、そういう回答を期待したのですが、そこまでのことは町長言っていただけませんでした。

来年町長選挙があります。佐藤町長が継続して田上町政を担っていくのか否か。新しい町長が登場するのか否か。それは誰もまだ今の段階ではわかりません。町民の皆さんが決めることですけれども、新たな夢に向かって、積極的に打って出る町政を期待する議論をしようではありませんかというのが私の意見ですけれども、町長、コメントがあればいただきますけれども、特になければ結構でございます。

町長（佐藤邦義君） 励ましの声をいただきましてありがとうございました。

安全協定につきましては、先ほど申し上げましたように、実は協議の場が守られたと。いわゆるできたということでございますので、この協議の場が先ほど申し上げました、その後開催されていけませんのでちょっと問題だと思っておりますが、今関根議員ご指摘のように、その協議の場でやはり町民の安全を守るために、具体的に実はどうしたらいいかというのは、本当のこと言って私どもわからないのですね。田上町で本当に屋内退避でいいのかどうかというところは、これは当然検討して、私どもの話の中では今なかなかそういう場所もないし、一般の家庭でもなかなか難しいではないかと。そこでとまったつきりになっておりますので、今後町の話し合いの中でもきちっとしていくということと、対策を立てるとということと、それから避難者をどう受けるのか、あるいは避難者を受けた人をより遠くへ送るための施策などについても、当然国、県のほうで指示があると思っておりますので、それに対応できるようなことの準備をしていかなければいけないと、こう思っております。

また、24年度の総括については、短絡的な評価で終わってしまいました。夢は

尽きないわけでありますので、少しでも田上の町がよくなるようにということで、私は今関根議員ご指摘したように、このバイパスからJRの間というのはやっぱり有効利用していく必要があると。もう少し商店街も繁栄していくような施策も必要でありましょうし、山のほうはやっぱり住宅地として整備していくというふうなこともございますので、これからまた町としても十分対応を考えていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解いただきたい。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 関根議員の一般質問を終わります。

最後に、6番、皆川議員の発言を許します。

（6番 皆川忠志君登壇）

6番（皆川忠志君） 皆川です。きょうは本当にたくさんの方が来られまして、私は1回生でございますけれども、こんなにたくさんの方の前で話すのは初めてなので、早く終わりたいというのが内心でございます。ひとつ恐らくお昼前には終わると思っておりますので、おつき合いをいただければというふうに思います。

今ほど町長のほうから、全くのレアケースといいますか、私はハプニングだと思っていますけれども、私の質問をする前に答弁していただいて、私の口封じかなというふうに思うようなところがございましてけれども、自分で作っているストーリーが少し崩れるのですけれども、これにめげずに質問したいというふうに思います。

私は、本日は2点について町長の見解を伺いたいというふうに思います。まず1点目は、今ほどお話をいただいた職員の給与の関係であります。町長が先ほど言われた答弁はこちらに置いておいて、なぜこういうふうなことを聞くかということを中心に、それから交付金の関係を中心にちょっと質問したいというふうに思います。

今回、役場の職員の給与を削減するというのは、これは皆様ご承知かと思っておりますけれども、国のほうが、国の国家公務員が2年間、7.8%の給与を削減すると、こういうことで、国のほうから地方公務員についても依頼が来たわけですね。国も減らすからあなた方も協力してくれということで、依頼が来ました。これで捻出される金は、いろいろ問題はあるのですが、東日本大震災のお金に充てるというものなのです。

最近の新聞では、もうこの国家公務員の給与の削減が来年の3月に切れます。したがって、地方公務員も来年の3月まで減らせばいいと、こういうような流れになっているわけですがけれども、先ほど新潟県の話をしました、全国47都道府県、こ

の中で削減しないと言っているのは4都府県だけなのです。東京、愛知、大阪、鳥取、この4県しかないのです。新潟県は態度を示していません。優柔不断なのですね、こう言っては悪いですけども。あとの42の道府県は、全て削減に協力しています。

一方、県内の市町村レベルを見ますと、加茂市、上越市がようやく秋になって削減を決めたということで、今6市です。6つの市が削減をするということにしています。そのほかの市町村は、先ほど町長言われたように、県の態度を決めていないので見守っているというような状況です。先日、加茂・田上の消防衛生組合というのがありまして、ここも加茂市が削減するので、あわせて削減するというようなことを議会で議決いたしました。

田上町は、先ほど削減しないと言ったのですが、ラスパイレス指数というのがあります。これは、国家公務員を100にした場合に、田上の職員の給与はどれぐらいのレベルなのかということを示す数字です。国家公務員は高いのですね、いつも。今回、7.8%を下げて、その額と田上町を比較すると、田上町の職員の指数が101.9ということで、1.9%高くなっています。1.9%とは言いつつも、先ほど町長は削減しないと言ったのですが、1.9%でもほかの自治体で、例えば十日町、例えば南魚沼、ここは100.9ぐらいとか、100.8ぐらいで、100をちょっと、1%も超えていないところも減らしているのです。これは、首長の考え方一つではないかなというふうに思います。今ほど町長は削減しないと言ったのですけれども、削減したとしても、もう来年の3月までしかないのですよ。今回議案を出していません、先ほど削減しないと言ったのだから。12月に出したとしても、きくのは12月、1月、2月、3月、4カ月しかないのです。だから、決めるならばもっと早く決めておくべきだなというふうに私は思っています。こういうところを、先ほど理由を少し述べられていたのですが、もう少しきちんとした理由を改めてお聞きしたいなというふうに思います。

一方、国からは普通交付税という形で、国からお金が来ます。町だけだと、税金だけだと町は食っていけないです。だから、国は赤字国債というのがありますけれども、ここ田上も、それは建設とかいろんな起債はできますけれども、やっぱり足りないですね。国からいただいているお金が、25年度16億2,500万円と。もう少し細かく言うと2,551万円です。これは既に配付しています。この16億2,551万円という数字を出すときに、自治体が給与をおろしたことを前提にこの数字はできています。ですから、今さら削減しても、それが反映されることはないのです。交付金の算定

で、もう給与費ということで減っているのですよ。したがって、私はこの数値が町長としてどういうふうを考えるかお聞きしたい。

ちなみに、去年は16億300万円です。だから、今年は増えているように見えますよね。見えますけれども、国が普通交付金を算出するときに、皆さんの給与は減らすよと。公務員の方の給与は減らすよと。だけれども、一方で元気の出る交付金という新しい項目をこの中に入れたのです。3,000億円入れたのです。田上町も大きな数字のように見えますが、この実態を見ると、やはり去年より減っているのではないかなというふうに思います。元気の出る交付金というのは、田上では2億3,640万円です。したがって、先ほど私が言った数字から考えると、やはり減っているのではないかなというふうに感じます。ここの考え方をぜひ町長からお伺いしたい。これをどうするのか、どういうふうにするかですね。ここを2回目の質問も含めて、私はこれから議論していきたいなというふうに思います。

先ほどの関根議員の視線も非常に厳しいものがございますので、ぜひ明確な答弁をお願いしたいなというふうに思います。これが第1点目です。

2点目は、空き家対策についてです。私は、去年の9月議会で空き家条例というのを作ってほしいということで提案しました。町長も防犯上の理由とかあるいは環境悪化を招いているので、検討しますというふうになっています。空き家の把握は必要であるよということで述べられたというふうに思っています。既に1年は経過したわけでございますので。もうそろそろはっきりした答えをいただきたいということで、今回質問させていただきました。

この前、燕市では職員が中心になって空き家を調べました。管理職以上の方だそうですけども、職員が総出で空き家を調べたそうです。燕で1,044軒、空き地が2,921カ所あったそうです。田上はこんなにはないというふうには思っていますけれども、こういうような状況で実態把握は本当にできないのですかということ強く言いたいというふうに思います。条例化に向けた検討状況はどうなっているのかをぜひお聞かせいただきたい。

県内では、11の市で条例化しています。空き家はやっぱり問題だというふうな認識だと思うのですね。ちょっと助け船みたいになるかもわかりませんが、先日自民党が今回議員立法で、恐らく秋の臨時国会に出そうかというふうに思っていると思うのですが、全国的な空き家の増加を受けて、議員立法で法律を作ろうとしています。これは都市部でも空き家が増えてきているのだなというような状況を受けてだというふうに思います。骨子は、町長が今まで難しいと言っていたいわゆる

立ち入り調査権、空き家か空き家ではないかわからないというようなところを、立ち入っていいよというような立ち入り調査権ですね。それから、このうちは特別にもう危ないから壊してくださいということを所有者に言ったときに、とても壊せませんよというのがあったら行政代執行、行政がかわって壊すと。これを所有者の方に請求するというふうな制度を今自民党では考えているようです。議員立法になって、提出されればこれは成立するのではないかなというふうに思っています。

その中では、固定資産税とか、こういう軽減措置もあります。実は200平米ぐらいの家を更地にすると、固定資産税が上がってしまうのです。したがって、空き家であっても置いておいたほうが税金が安いのですよ、所有者は。5分の1ぐらいなのです。だから、壊して更地にしたくない。これも国のほうで助成するというような、議員立法ですけれども、そういうような動きがございます。

前回の質問で、私はいろいろ国の補助事業を、こういうのがあるよ、こういうのがあるよということで提案させてもらったのですが、町はノウハウがないということで、なかなか前向きになれなかったと思いますけれども、今回こういう法律ができれば、そら乗ったということにはなろうかと思うのですね。だけれども、そこまですぐ行政ではだめなのではないかなと実は私は思っています。その前に、町民のために取り組むべきものは取り組むということが大事ではないかなというふうに考えています。

古い空き家をどうするだという話ばかりではなくて、今後増えるであろう、またたくさんあると思われる空き家を今後どのように活用していくのかということがこれから大事だと思うのですね。皆さんの周りにも古い空き家もあるし、新しい空き家もある。私も新しい空き家見に行ってきましたけれども、すごい新しいところはほんの一、二年前にできたばかりで引っ越しされた。十分使えますね、すぐにでも。こういう空き家もあると思います。まず、実態調査をしていただいて、この空き家を高齢者の方の対策とか、あるいは人口を減らさない対策、こういうところに生かせないかなというふうに私は考えます。今、町が考えているこの対策について、どのように考えているのか見解を伺いたいというふうに思います。予定の時間ですので、これで終わって、2回目以降に議論したいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 皆川議員のご質問にお答えしますが、先ほど申し上げましたように、職員の給与削減についてのご質問であります。関根議員の質問と同じ回答に

なりますが、給与削減につきましては、実施しないとしました。その理由といたしましては、地方交付税は地方の固有財産であり、国の考えを強制することは本来望ましくないと、私は考えていますので、それが大きな理由であります。

ところで、その25年度の普通交付税について、例年に比較してどのように見ているかということではありますが、あるいは給与削減を実施しない場合の影響についてであります。今回全国の自治体に7.8%の削減ということですので、これは財政内容がよかろうが悪かろうが、7.8%の職員の給与を削減しなさいよということでした。そういうことで、この試算によりますと、田上町の場合は7.8%を削減しますと3,156万1,000円と考えられております。実際はその数字になるはずであります。

こういったことがある一方、先ほど皆川議員がご指摘があったように、国のほうは給与削減をしたけれども、多分それではちょっとかわいそうだなというようなことで、実は地域の元気づくり推進費というのも新たに設けて、各市町村全部ではありません。これは、田上町のようにこれまでの十数年間の間に、職員の人数をずっと削減をしてきて、その数字を求められておりますので、それを報告しましたところ、そのための削減した努力分として、2,816万7,000円がいわゆる基準財政需要額ということで国からお金が来ることになるということで、簡単に言えばその差し引きが339万4,000円となったわけでありまして、339万4,000円が少なくなったわけでありまして、これは少なからず影響はあるといえはるわけでありまして、そういった国の施策が、田上町が真面目にやってきたのがある意味では評価されたということでもあります。これは、議員の皆さんおわかりだと思いますが、7.8%削減した分は、どこの市町村も職員の給料その分7.8%下げるのです。下げると、その分浮くことになっておりますから、国から下げられた分と、実際にはゼロということになるのであります。痛い目をするのは職員ということになっておりますので、そういったことですので、私はそういうことそのものが余り私の考えと合わないというふうなこともありましたので、今回は実施しないということにいたしました。

なお、この給与削減をすることによって、職員に対してどうかということではありますが、給与削減しない分、しっかり頑張って、これ以上に頑張ってもらいたいと、こういうようなメッセージを職員に送っているわけでありまして、恐らく職員はその気になって頑張るのだろうと、こう思っているところであります。

次に、空き家等条例の制定とその活用策についてのご質問であります。まず空

き家の把握状況につきましては、昨年から皆川議員の一般質問に関連いたしまして、各区長さんを通じまして、それぞれの地区において把握されている空き家について、実は調査をお願いしていたところでありましたが、実際には全部で45軒の回答をいただきました。その後、各区長の皆さんから提出された資料によりまして、実際の家屋及び土地所有者の調査を行いました。何分にも提出された件数も多くて、通常業務の中ではなかなか間に合わないということで、今当初想定していたよりもかなり手間がかかるということで、現地確認調査も含めまして、いましばらく時間がかかるような状態になっております。

一方で、区長の皆さんからの空き家に関する苦情などの問い合わせについても、特に大きな変化はなく、現状を踏まえまして、今すぐに条例を制定をいたしまして、先ほど皆川議員がお話になった、例えば田上町による代執行とか、そういうところまでは今の問題が起きておりません。しかしながら、今後の状況次第によっては対応させていただきたいとも考えております。

次に、空き家の活用策につきましては、平成24年度より少子化対策事業の一環といたしまして、空き家情報バンク事業に取り組んできたところではありますが、平成24年度においては、空き家、空き地ともに申し込みや登録はゼロでありました。平成25年度に入りまして、少しずつではありますが、登録される方も出てきておりました。8月末には空き家が2軒、そのうち1軒がいわゆる契約が成り立ちまして、売買されたということでありまして、空き地は4件といった状況であり、それなりの成果があらわれてきております。

いずれにいたしましても、先ほどご指摘のありました議員立法の動きなどには、今後も十分注意をしていきますが、恐らくは市町村の権限強化が図られたとしても、基本的には所有者が存在するわけでありまして、ヒアリングをしながら問題に対応して、すぐ施策を打つということが実は非常に難しいのではないかとこの方には今も考えております。こういう状況の中では、実は監査委員のほうからも空き家バンクの充実と住宅の取得や建設あるいは改修に対する支援制度の創設を検討しなさい、あるいは少子化定住促進を図るように提案されておりますので、今できることを優先いたしまして、今後の事業についても検討していきたいと、こう思っております。

以上であります。

6番（皆川忠志君） 第1回目の答弁ありがとうございました。

内容について細かく言っていたのですが、要は先ほど339万円しかないとい

うことで、ほとんど影響がないというようなことをおっしゃったのですが、少なくともこの339万円は町民サービスが低下するということでしょう。額の問題ではないでしょう。姿勢の問題ですよ。これは、ほかの市町村も恐らく努力してきたと思うのですよ。努力してきたのだけれども、それで恐らく先ほどフィードバック、金がかかることになったということでお話ありましたけれども、こういうところはほかの行政も一緒だと思うのですよね。額が少なくなったのは非常に現実的にはありがたい話でございますけれども、この分については、本当に私はい、わかりましたということとは言えないと思うのです。ただ、額がこれだけ圧縮していただいたということは、非常に感謝申し上げたいというふうに思います。

仮にこの339万円のみ込んだとしても、先ほど職員には頑張れよというふうにおっしゃったのですが、私は今回質問したのは、要は今の話なのです。職員の皆さんの意識改革を図ってもらいたいということなのです。町民の方に本来するサービスをしなくて、極端な言い方ですけども、339万円といえば少ない金です。少ない金だけれども、多い金です。こういう中で、最近も職員の方の対応は本当に直っているのでしょうか。町の施設には、いや、職員なんて来たことないぞという声も聞きます。町外から田上でどういう施設がありますかと言ったときに電話したと。電話したけれども、こういう施設がありますと。どういうところですかねと言ったら答えられなかった。これでは困るのではないのでしょうかね。あと、地元のイベントにも参加していないと。将来は、退職した後は自治会になんか従事するのではないぞというような風評もあると。これは、実際現実かどうかわかりませんが、そういう話も聞いています。今回の、これは1つの考え方として、大いに職員の方の意識改革を図っていただきたいというのが今回私が質問したものです。きょう町長が答弁されている内容を、ぜひ町民の方にも知らせてほしいのですよ。

私の同僚が去年の9月にこの件について質問しました。そこからずっと町長の窓、きずなを見ているんですけども、1回も触れていない。だから、触れにくいのか、非常にそのところをはっきり町民の方にも、きょう来られている町民の方はわかるかわかりませんが、議会だよりが出れば恐らくわかるでしょう。だけれども、町長として説明したらいかがですかということを申し上げたいというふうに思います。

もう一つは、空き家条例ですけども、この実態把握するのに、これ国土交通省の住宅局で補助金が出ますよね、2分の1。これご存じですよ。であれば、区長さんだけをお願いするのではなくて、職員の方も行政も、少し金を使ってやっても

いいのではないかなと。これは大きな問題にいずれなるというふうに思っています。

空き家条例、なんで私がこだわるかというもう一つの理由は、高齢者の方の対策と、それから人口減があります。ほかの自治体では更地にして公園、駐輪場、公衆トイレ等々を作っています。私は、現在国の社会保障制度改革国民会議、これは社会保障の全般を国レベルで今議論しているわけですが、この中で要援護の方、要援護1、2の方むけに、このサービスを介護保険から外して、市町村事業に移管するというような議論があります。これの対処策として、サービスつき高齢者向け住宅とか、空き家の利用を推奨しています。これについても、私はこういう議論は本当にいいのかなというふうに実は心配しています。市町村に移管してうまくいくのかという部分は非常に大きいものがあります。しかしながら、流れとしてそういうのがあるとすれば、今後考えていく必要があると。

きのうも議論ありましたけれども、田上町にはコミュニティデイホームというのが、やすらぎの家、ふれあいの家の2カ所があります。田上町は高齢者対策がおくれているというふうに福祉関係の方からも意見いただいています。町としてどういう方向にいくのか、もう少しブレイクダウンしてお答えいただきたい。今、私が申し上げたのは一つの考え方ですけれども、これらを含めてお答えいただきたいというふうに思います。

それから、人口減の対策ですが、私は金融機関とか、あるいは不動産業者、ここともっと連携を図るべきだと思うのですね。田上にも不動産をリフォームして、売却している不動産屋もいます。それから、金融機関ともう少し連携して情報をいただくと。どうも町は連携とかそういうのに何か余りアクションを起こさないような気がするのですね。ぜひ、先ほど町長がP D C AのAですよ、A。最後のアクションをぜひ起こしていただきたいというふうに思っています。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えしますが、いわゆる339万円何がしかの削減に、いわゆる減少になったということで、先ほど申し上げましたように、やはりこれは町の財政運営には少なからず影響するわけでありまして。これは、削減を実施したかしくなくても当然起きることでありましたので、これは今回は先ほどこれまで田上町がやってきた職員の削減で、その見返りの2,000万円来たということによって、これで済んだわけでありまして、ある意味ではほっとしているというか、今までの努力が報われたなと思っております。そうでありませんと、三千数百万円の影響力になりましたので、いずれ、どちらにしても町民のサービスが低下するというの

は、先ほど申し上げましたように、影響あるわけではありますが、しかしながら現状の町の財産の中では、この額のことはいわゆる町の基金の中で対応できることでありますので、正直言って余り心配していませんということでもあります。

職員の意識改革については、きずなでこのところずっと書いてありますが、田上町はもう去年、また新たに業務改善委員会というのを立ち上げましたし、いわゆる自主財源の確保と、これは職員が自主的に立ち上げて、どう町の財政を確保していくかといったようなことも、職員がこちらから指示したのではなくて、自主的に立ち上げて、ある一定の成果が出てきて、引き続き進めるというふうにしてあります。

また、業務改善計画では、今ほど指摘されたようなことなどについても、かなり積極的にテーマを決めて取り上げているわけではありますが、今年1年間の取り組みを、この10月か11月に、今度は全体の職員のものにしようという、そういう計画をしています。

ご指摘のあったイベントの参加につきましても、今回の夏祭りなども昨年よりも数倍の職員が率先して出てきているというようなこともございますし、例えばこれはちょっと違いますけれども、イベントではありませんが、交通安全の週間にはほとんど全員の職員が立哨指導にも出るようになりました。そういった部分はやっぱりある程度評価をしていただかなければ、職員がちょっとかわいそうだなと思えますが、努力していることだけは皆川議員からだけでも理解していただきたいと、こう思っております。

そういったことで、今職員も自主的に取り組むというようなことが、私が就任してから実は初めてでありますので、今まではトップダウンでありましたが、今はボトムアップではありませんが、まさに職員から自主的に取り組んで、少しでも町民のためによい役場にしようという意識が今育っておりますので、これからもより一層町民の負託に応えられるようにしていきたいと、こう思っております。

議会のこういった答弁をきずなに載せるのはちょっと大変失礼かなと思っていて、いずれ議会のほうが大変努力して議会報出しているのでも、そこにお任せしようかというふうに思っているわけではありますが、本当はこの答弁を書けば、きずなの相当部分を費やすことができるので、私にとってはいいことというか、非常にいいことですが、それはさておき大変立派な議会報が出ていますので、そこに譲りたいなと、こう思っております。

それから、空き家については、これは皆川議員がご指摘のことの情報のとおりでございますので、先ほども1回目の答弁いたしましたように、やはりいざこれ取り

組んでみましたら相当手間がかかる仕事でありまして、すぐには結論が出ないということで、1件1件、区長の皆さんから状況だけ知らせていただきましたので、実際にそうかどうかというところ、あるいは広さとか家屋の状況、空き地の状況とか、そういったものについて、やはりきちんと調査をしなければいけないということになっておりまして、かなり時間がかかりますが、これは努力してやっていって、本当にその空き家が人口減対策になるように提供していただけるものかどうか、そういったようなことも考えておりますが、私ども庁議の中では、将来的にはそういった土地を町で買い上げなければ実際は進まないのではないかというような話も実はしているところでありまして、余り町民から提供してくださいというわけにはいきませんので、いずれそういったことも検討しなければいけないなど、こう思っております。

それから、人口減対策もその一環であるというふうなご指摘でございますが、それはそうだと思いますが、私は基本的には、田上町はやはり教育の町ということで、いい教育をして、将来的には恐らくは保育園の保育料などもかなり軽減されて、最近では過疎のようなところではほとんど無料になっているところもありますので、いずれ田上町もそういった道に進むのかなと思っておりますが、やはりそういった医療費、それから保育料の軽減に努めて、若い人たちが田上町に住んでいただけるようにする施策がまず第一だろうと、こういうふうに思っておりますので、今後とも努力していきますが、この人口減対策というのは国、県でも、今ではもう一番の問題になっておりますので、相当人口が減少してくるということは、例えば田上町で相当人口が減ってくると税収も上がらないわけでありまして、町そのものがもたないということになるという可能性すらある問題でありますので、やはり人口増に取り組むことがまさに喫緊の課題になってきたなど、こう思っているところであります。

とりあえず以上であります。

6番（皆川忠志君） まず、職員の給与の削減の関係で、本当に先ほど言いましたけれども、評価はしているのですよ。評価はしているのだけれども、やはり町民には倍返しでお願いしたいと。今はやりの言葉ではないのですけれども、10倍返しという言葉もありますけれども、倍返しでお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほど町長言われたように、職員の削減努力しているということですが、私少し合わないのですよね。町民の数が減ってくれば、職員が減るのはこれは至極当然ではないですか。町民の数が減らないのに職員の数は減らしてきま

したと云ったら、それは大きな努力でしょう。だけれども、母体が減っているのに職員の数が減ってくると、これ自然の利ではないかなというふうに思います。これはご答弁は結構ですけれども、考え方としていささかちょっと疑問が残るところであります。

それから、空き家の関係については、まだ私は中高年の……きょうは観客の方が中高年の方が多いのですけれども、中高年の方の対策についての答弁をいただいているというふうに思っています。ここのところをもう一回お願いしたいというふうに思います。

それから、教育の町を目指しているということですが、人がいなければ教育の町もないでしょう。教育する前にやるべきものは、教育するための人を集めるということでしょうというふうに思うのです。ここのところはぜひ意識はもうがっちり合っていると思いますので、ぜひご努力をお願いしたいというふうに思います。

3回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 答弁要らないということではありますが、職員の削減というのは、実はかねがね財政再建のときから将来的に当然人口減というか、人口に対して職員が何人ということは、当然これは国、県のほうからも指示というか、そういうデータあるわけありますので、それでまずは私が実施したのは、やっぱり財政再建のため、かなり厳しく職員を削減してきたということあります。そういったものが、実は今保育の先生が足りないというところに実際に、如実にあらわれてきていましたので、検討しなければいけないと思っておりますが、まず自然減のいわゆる退職を補充しない、あるいは人口と対比して何人の職員にしたらいいか、これ実は国、県のほうからのそういったものがあっての削減してきておりますので、今回の調査でも結局そこへ来ているわけですよ。あんたの町は何人削減したのだと、ちゃんと国が言うとおりにしたのだかと、こういうふうなことで、年度ごとにずっとこう10年間見られているのですね。それで、田上町は私が就任したとき百三十五、六人だったでしょうかね、いた中で今百何人ちょっとしかいませんので、そういったことによって、あなたの町はよく努力しました、だから2,000万円やりますよと、こういった取引材料になっているというのが正直なところでありまして、いずれにいたしましても計画的に削減してきたということだと思います。

空き家の活用については、皆川議員ご指摘なのは高齢者対策ということですが、私どもはこれ全く考えないわけではありませんが、例えば空き家を利用して、

高齢者が集える場所を作ってはどうかと、こういったことも以前にも議員の皆さんからのご質問でもあったわけですが、これもなかなか私は数カ所を挙げてはいるのですが、いざとなると所有者の問題もあってなかなかできないということで、それをこれからクリアしなければいけない一つの課題になっておりますので頑張っていきたいなど、こう思っておりますが、教育の町は先ほど申し上げましたように、いい教育をしている町だということで、いわゆる若い人たちが住みたい町に選んでくれる一つのポイントになっていくのではないかといいこともありまして、余り教育費にかからない町というようなことも考えて、やっぱり教育の町を推進しているところでもありますので、ご理解願いたいと思います。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 皆川議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時56分 散会

別紙

平成25年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成25年9月10日（火） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(9 月 24 日)

平成25年田上町議会
第5回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成25年9月24日 午後2時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 8番 | 松原良彦君 |
| 2番 | 椿一春君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 中野幸作 |
| 書 記 | 渡辺絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後2時00分 開 議

議長（渡邊正策君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 議案の訂正について

議長（渡邊正策君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 議会の最終日で日程の詰まっている中、大変恐縮ではありますが、貴重なお時間をおかりいたしまして、ただいま議題にしていただきました議案の訂正をお願いするものであります。

その内容は、お手元に差しかえを配付いたしておりますとおり、議第5号の田上町入湯税条例の一部改正についてのうち、租税特別措置法とありますが、そこに「(昭和32年法律第26号)」の文字を追加し、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に訂正いたすもので、その理由は議第6号、議第7号など、ほかの条例と表現の統一を図るためでありますので、お手数をおかけいたしますが、議案の差しかえをお願いいたします。

以上で訂正のご説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。今後このようなことのないように十分留意をいたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案の訂正につきましては、許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案の訂正につきましては許可することに決しました。

日程第2 議第3号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について

議長（渡邊正策君） 日程第2、議第3号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 付託案件の審査報告を申し上げます。

議第3号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第2号））は、審査の結果は原案承認であります。

この専決処分は、7月の29日から8月の1日にかけての大雨による水害関係の専決処分ということでございました。説明の中では、7月の29、30の雨量は22時から3時までで86ミリ、7月の31日から8月の1日までは22時から翌日の2時までは54ミリであったという説明がございました。内容は道路関係で11カ所、河川関係で5カ所などの応急復旧に係る経費ということでございました。

質疑では、補助の該当はないのかというような質問はございましたが、1カ所60万円以上ということでございますので、3分の2補助はあるということでありますが、該当するところはないという答弁でございました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第3号は委員長報告のとおり決しました。

-
- 日程第3 議第4号 田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
議第5号 田上町入湯税条例の一部改正について
議第6号 田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議第7号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議第8号 田上町介護保険条例の一部改正について

議長(渡邊正策君) 日程第3、議第4号から議第8号までの5案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 付託案件の審査報告を申し上げます。

議第4号 田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、審査の結果は原案可決でございます。

議第6号 田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、審査の結果は原案可決でございます。

議第4号、議第6号とも、それぞれ税制改正による地方税法が改正されたことに伴う改正ということございまして、施行は来年1月1日からであるとの説明でありました。特に主な質疑等はございませんでした。

以上でございます。

議長(渡邊正策君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇)

社会文教常任委員長(皆川忠志君) それでは、9月9日付けで付託されました議案の審査結果についてご報告いたします。

まず、議第5号 田上町入湯税条例の一部改正について、審査結果は原案可決でございます。なお、先ほど本会議の場で訂正ございましたけれども、意見とすればそのところが出たところであります。

続いて、議第7号 田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、審査結果は原案可決でございます。

続きまして、議第8号 田上町介護保険条例の一部改正について、審査結果は原案可決でございます。

先ほどの話ありましたけれども、地方税法の一部改正に準じた改正を行うということで、特段委員会の中では意見はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長(渡邊正策君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第4号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員

長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第5号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第6号について討論に入ります。意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第6号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第7号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第8号は委員長報告のとおり決しました。

日程第4 議第 9号 平成25年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について

議第10号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定
について

議第11号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定につ
いて

議長（渡邊正策君） 日程第4、議第9号から議第11号までの3案件を一括議題といた
します。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいた
ものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行
います。

議第9号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定についての中、第
1表、歳入、第1表、歳出のうち、2款総務費（5項）、6款農林水産業費、7款商
工費、8款土木費でございましたが、審査の結果は原案可決でございます。

少し申し上げますが、歳入のほうでは主なものは教育費の国庫補助金で、小・中
学校への理科教材の補助、農林水産業費県補助金では農地面的集積事業での補助、
介護保険特別会計からの繰入金、諸収入では社会福祉協議会の24年度の返還金等の
受け入れというのが歳入の主なものでございました。

歳出の主なものでは、6款農林水産業費では大豆・麦等生産体制緊急整備事業で
の生産組織が購入するトラクター2台の補助残に対しての補助、それと農地面的集
積促進事業への補助、7款商工費では指定管理者制度移行に伴う外部委託等審査委
員を新たに選任するための報償費、それと椿寿荘での庭木の枝おろし等の委託料、
それと8款土木費では道路維持管理業務での不足する委託料や原材料費、新たに川
ノ下5号線の横断樋管の改良工事、その他工事でのガードレール等の修繕料、それ
と山田川改修に伴う湯田上地内での用地取得の費用、それと河川改良で下吉田川の
工事費等の補正が主なものでありましたが、質疑の中では農林水産業費での農地面
的集積促進事業では人・農地プランにより、集積で1.3ヘクタールで50万円と2.1ヘ
クタールで70万円の2件の補助であったという説明がありました。それと、商工費
での外部委託等、審査委員会の人選の考え方ということではありますが、必要に応じ

て選任できるということになっているということ、それと利害関係がないというようなことを勘案して、大学教授に依頼をしたいというような答弁がございました。それと、土木費での道路維持管理の補正では、毎年補正が出されるようであるが、当初予算に反映できないのかといったような質問がございましたが、当初予算は基本的には前年度の当初予算をもとに編成をして、途中で補正した額を加味をした実績で当初予算作っていないということで、どうしても不足してくると補正をせざるを得ないといったような答弁がございました。

以上が審査報告でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでございました。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、先ほど申し上げました9月9日付けで社会文教常任委員会に付託されました議案につきましてご報告いたします。

まず、第9号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中、2款の総務費、3款民生費、4款衛生費、10款教育費でございます。質疑を中心にご報告させていただきます。

いろいろございました。まず、3款の民生費でございますけれども、老人福祉センターの屋上部分の外壁改修工事、これが行われているわけですが、この中にアスベスト材が含まれているというようなことを説明を受けました。また、これはもちろん除去するわけですが、羽生田野球場のバックスクリーン、ここにも工事をやっているのですが、ここからもアスベストの入った材料が使われていたというような説明もあわせてございました。

それから、同じ民生費の中で、子育て支援計画策定のための調査でありますニーズ調査業務委託というような業務がございます。ここのなぜこのようなニーズ調査でこのような金がかかるのかというような質問もございました。この委託は、国の子ども・子育て支援法という法律が平成27年度以降に国の根拠になるわけです。このための基礎となるアンケート調査を26年度までに行う必要があるというような説明がございました。その質問の中で、業者はどのような業者なのだというような質問ございまして、全国的な業者が行いますと、それからアンケートの内容はという質

問ございまして、国からの指示に基づくものでありますということでございました。
なお、対象は小学生が約580名、未就学約500名というような説明がありました。

また、183万8,000円計上されているわけですが、これのどうしてこんなにかかるのだという中身につきまして質問ございました。説明とすれば、人件費が52万円、調査票集計分析が75万円、それから調査票作成が15万円、それから報告書作成が20万円、それから諸経費13万円と、そのほかに消費税があるわけですが、以上のような説明がございました。

最後に、この費用がそういう施策であるならば国からいただけるのかというような質問がございましたが、これは今県と調整中であるというような説明がございました。

次に、同じ民生費の中なのですが、竹の友幼稚園の途中入園の状況について質問ございまして、増改築に伴って10名の増員となるわけですが、現在問い合わせは10件以上来ているというような説明がございました。

それから、竹の友幼稚園の防火対象物定期点検報告委託料というのがございます。これは年何回報告するのかということと、報告先はどこかというような質問ございまして、年1回やっていると、それから報告先は加茂消防署であるという説明がございました。

それから、10款の教育費の中なのですが、理科の教材の備品購入という項目がございます。これに関連して、これは学校側からの要望かあるいは行政側の考え方か、どうなのですかというような質問ございまして、今回は補助金がふえたということもあって、今までの残りを含めて学校側から希望をとったものでありますというような報告がございました。

以上、議第9号、いろいろ質疑ございましたけれども、原案可決でございます。

それから次に、議第10号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について並びに議第11号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について、これは特段質問ございませんで、原案可決でございます。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

11番（池井 豊君） ただいま委員長報告の中で、3款民生費の老人福祉費で、工事請負費のアスベストの質疑の中で羽生田野球場も得点板ですとかにアスベスト含まれているというような報告がありましたけれども、その羽生田野球場のアスベストの

対策についてはどのような方向性で処理を行うかとか、そういうふうな詳細の質疑の内容がわかりましたら、追加でちょっと報告していただきたいのですけれども。あつたら聞かせてください。

社会文教常任委員長（皆川忠志君） アスベストが含まれているということで話ございましたけれども、特段その処理については、どういうふうな処理をするかについては特になかったというふうに思います。ただ、ほかのところの町の公共施設、これについてはそのほか本当はないのかというような質問がございまして、きちっとみんな調べたよというような答弁といたしますか、説明がございました。

以上でよろしいですか。

議長（渡邊正策君） ほかにございせんか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第9号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第10号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第11号は委員長報告のとおり決しました。

-
- 日程第5 議第12号 平成24年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
議第13号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第18号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第19号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（渡邊正策君） 日程第5、議第12号から議第19号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(決算審査特別委員長 川崎昭夫君登壇)

決算審査特別委員長（川崎昭夫君） 大変お疲れさまです。それでは、平成24年度決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

今回の決算審査は、田上町第5次総合計画のスタートの年で、町づくりのテーマ「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」です。理念あるいは目標に基づいて進められております。新人議員も今回は3回目の決算審査で、委員長、副委員長に選ばれると、先輩議員の指導のもとで日々研さんしてまいりました。町民の要望が

的確に受け入れられるか、最少の経費で最大の効果があらわれているかと委員全員が厳しい目で臨みました。

それでは、改めて決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。本委員会は、平成25年9月9日付けに付託された議案を審査した結果、認定すべきものと決したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議第12号から議第19号までの8案件は、全て原案どおり認定であります。

決算審査は、9月17日から19日までの3日間にかけて実施され、総質疑は99件にも及び、その中で特に注目したのは町の財政状態をどう捉えているかでした。委員側は熱のこもった質疑でありましたし、執行側も以前に比べると答弁も丁寧な回答であったと感じております。答弁の中で、苦勞された事例まで織り込まれながら執行されている様子が見えて、一層の執行状況の苦勞を感じられる答弁であったと総括をいたします。

町長への総括質疑は5件でありました。それでは、総括質疑について説明させていただきます。まず、第1件目でございますが、平成24年度決算と今後の財政運営について、財政指数、基金残高、町債現在高、償還計画から見て、活力ある町づくりのために積極的財政健全型に転換すべきであると考えますが、町長の見解を問うものでありました。答弁は、財政はある程度安定しているが、税収の低迷が感じられる、町民の要望に全て応えているわけではないが、引き続き健全な運営に努力したいというものでありました。

2件目は、椿寿荘管理事業で指定管理委託料は適正かどうか、現在の委託料では十分に必要な対応ができなくなっているのではないかと、現在欠損していると思われるパンフレット改正の費用、盗難に関すること、漏電による火災、展示品等の鑑定等、今後の対応を問うものでありました。答弁は、要望は全て受け入れるわけにはいかないが、指定管理者の募集を行っているところであり、大きな問題は町が行っていくということでした。

3件目は、地方バス路線の今後の方向性について、利用客の増加が見られない現在、総合計画の中でも施策に掲げ、検討している状態を問うものでありました。答弁は、町民からの利便性が求められているので検討しているところですが、デマンドバス等にかえた場合試算が合わないため、現時点では補助金を継続していくしかないが、今後高齢者等のことも考慮して今年度中に結論を出したいということでした。

4件目は、公共下水道と合併浄化槽のバランスを問うものでありました。24年度

の合併浄化槽に対する予算措置は例年どおりとしました。今後何年後にどこまでといった住民説明会を開きたいと考えておりますが、十五、六年はかかるとのことで、当面は合併浄化槽に対して補助金を出していきたいとのことでした。

最後になりますが、幼稚園の正規職員枠の増、また臨時職員の待遇改善について問うものであります。答弁は、ゼロ歳児以外は職員の数は満足しているが、ゼロ歳児の職員の数が不足している。将来の児童数を考慮して今後検討していきたい。臨時職員の待遇については、他の市町村の待遇よりもよいが、臨時職員でカバーできるものはカバーしていき、待遇改善を考慮していきたいというものであります。

以上、5件の質疑、答弁でございましたが、以上で決算審査特別委員会の審査内容の報告を終わらせていただきます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第12号は委員長報告のとおり認定とされました。

次に、議第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第13号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第14号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第15号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第16号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第17号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第18号は委員長報告のとおり認定されました。

最後に、議第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議第19号は委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時40分 休 憩

午後3時00分 再 開

議長(渡邊正策君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 意見案第1号 道州制導入に断固反対する意見書について

議長(渡邊正策君) 日程第6、意見案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、池井議員の説明を求めます。

(11番 池井 豊君登壇)

11番（池井 豊君） 意見案第1号 道州制導入に断固反対する意見書についてでございます。提出者は私、池井豊、賛成者は小池真一郎議員、泉田壽一議員、関根一義議員、川口與志郎議員でございます。

それでは、意見書案を朗読することによって意見案の説明にかえさせていただきたいと思います。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

道州制に関し、町村議会議長全国大会で平成20年以来、その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを表明しているが、国会においては道州制導入を目指す法案提出の動きが依然として見られ、既に道州制への移行のための改革基本法案が第183回国会に提出され、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっている。これは、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき動向であり、まことに遺憾である。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統、文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある町づくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視して作り上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることがひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、本議会は道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年、新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願

ます。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井議員、ご苦労さまでした。

これより討論及び採決を行います。

意見案第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより意見案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、意見案第1号は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第7 請願第2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願について

請願第3号 下吉田1区地内の町道認定についての請願について

議長(渡邊正策君) 日程第7、請願第2号及び請願第3号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 請願の審査報告を申し上げます。

請願第3号 下吉田1区地内の町道認定についての請願であります。審査の結果は採択すべきものと決定をいたしました。

この請願は6月議会でも出されたものでありまして、同じ内容でありますし、その中で議論もされた結果、地権者の同意が一部得られていないのではないかとといったようなこともありまして、6月議会では継続ということになっておりましたが、今回は全員の同意が得られているという紹介議員の説明もございましたので、全員

が採択ということで決しました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） 委員長に質問させていただきたいと思いますが、私もこの請願をまず議会に提出されて以降、現地の状況を個人的に見させていただきました。この箇所は、一口に言いますと町の町道認定の基準に、町道認定をするにはいささか無理があるのではないかというふうに、私はそういうふうに見てまいりました。なぜかといいますと、ご存じのとおり袋小路になっておりまして、将来的にその道路が延長するなどということは到底考えられない地形になっているということでございます。

なお、請願書のところで、必要な用地については要するに提供するのだというふうなことがにおわされておりまして、本来であればどのような形で提供されるのかということなどが議論されるべきだったと思うのですが、その辺の議論がなされたのかどうなのかという点について質問を申し上げたいと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 町のほうの認定の考え方というのは町のほうで判断されるべきものであろうというのが委員会の中での議論であったと思います。この9月議会ではそういったところまでの議論はありませんでしたけれども、6月の段階ではそういった議論もあり、請願書の中身の中では必要な部分は提供するというような文言も入っておりましたので、請願が採択された後に町のほうで町道認定をされて改良するかどうかというのは町のほうの執行側の考えであろうと思いますので、委員会としてはそこまで細かな議論はしておりません。

議長（渡邊正策君） ほかにございますか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、社会文教常任委員会に付託されました請願につきまして、審査結果をご報告いたします。

請願第2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願についてでございます。紹介議員は川口議員でございます。審査の結果は、採択すべきとの採決でございます。

審査内容を少しご報告します。概略としまして、授業料はそもそも私立学校の経営上の問題ではないのかあるいは私立学校とはそのような環境の学校ではないのかと、また現在と過去とでは違ってきているのではないかと等々の質問がございましたけれども、紹介議員のほうからは、現在もハンディを背負っているのです、よろしくお願ひしたいというような趣旨がございました。この種の請願の扱いについて質疑がございまして、そもそもこの団体はどのような団体なのかと、それから今後も請願は続くのかというような質問がございまして、説明員からは父母が中心の団体で今後とも続くと、大きく前進があればなくなるというような説明がございました。ただ、本件は昨年も一昨年も、表題は若干違っていても趣旨は同じで、いずれも採択となっています。請願する権利はあるとしても、このような状況は請願権の乱用にもなるのではないかと、あるいは議会の権威にも響きかねないというような質問といたしますか、懸念が示されました。

以上を踏まえた結果、採決の結果は採択ということになりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひます。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひます。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひます。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後3時14分 休憩

午後3時16分 再開

議長(渡邊正策君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長(渡邊正策君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見案が提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております意見案につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件については日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

追加日程第1 意見案第2号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書について

議長(渡邊正策君) 追加日程第1、意見案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

(6番 皆川忠志君登壇)

6番(皆川忠志君) 今ほど請願第2号ということで採択をいただきました。それに伴っての意見書をご提案させていただきますので、今ほどお配りしたと思いますけれども、これを読み上げまして提案にかえたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。2面ございます。国会関係宛てと、それから新潟県知事宛てでございます。中身は若干違いますので、ちょっとお時間をいただいて意見書の案をご提案したいと思ひます。

まず、国会関係宛てのほうを先ご提案させていただきます。学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書(案)。

全国では、高校生の3割が私立高校で学んでおり、私学は公教育に大きな役割を担っています。平成22年度から公立高校の無償化とともに私学への就学支援金が実施され、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減されました。この施策によって、学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れています。

しかしながら、私立高校では就学支援金支給後も初年度納付金で約59万円の負担が残されており、就学支援金制度のさらなる拡充が求められています。平成24年9月、日本政府は国際人権社会権規約第13条2項(b)(c)「中等教育・高等教育への漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回しました。これは、高等学校及び大学の無償化を国を挙げてすすめることを世界に向けて宣言したことに他なりません。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒、保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持、向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額、拡充が求められています。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記、1、私立高校等就学支援金制度を拡充すること。

2、私立高校経常費助成を増額、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、記載の衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

もう一面のほうをお願いします。学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立

高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書（案）。

私立高校は、建学の精神、独自の教育理念に基づいて教育を進める公教育機関として認可され、地域の子どもたちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的にも重要な役割を担ってきました。

平成22年度から公立の無償化とともに私学への就学支援金制度が実施され、県独自の学費軽減制度と相まって、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減されました。この施策によって、学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現われています。

しかしながら、私立高校では国、県の学費軽減措置後も初年度納付金で約17万円から40万円の負担が残されており、学費軽減制度のさらなる拡充が求められています。

また、私立高校の経常経費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上でさまざまな困難を抱えてきました。専任教員数は、公立の配置基準に当てはめると約2割少なく、教員の過密な勤務状態を引き起こしています。専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額、拡充が求められます。

よって、県は本県教育の発展のために私学教育の振興を図る立場から、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記、1つ、私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。

2つ、私立高校への経常費助成を増額、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年、新潟県南蒲原郡田上町議会。

宛先は、新潟県知事でございます。

以上でご提案させていただきます。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

これより討論及び採決を行います。

意見案第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより意見案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、意見案第2号は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第8 議員派遣の件について

議長(渡邊正策君) 日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

日程第9 閉会中の継続調査について

議長(渡邊正策君) 日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申請書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長(佐藤邦義君) 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月9日から本日までの16日間にわたり、また今議会は平成24年度の決算審査の

議会でもあり、長期間の議会となりました。多くのご意見あるいはご提案もいただき、まことにありがとうございました。

平成24年度は、当初計画しました事業をほぼ完了することができました。これもひとえに議会の皆様のご理解とご支援のたまものであると感謝いたしております。今後は、積極的健全財政運営に転換すべきであるというご提案もいただきました。これからも健全財政運営を旨といたしまして、町民の負託に応えられるよう推進していく所存であります。ご意見をいただきました中で今後の課題も多くありまして、整理をいたしまして今後の行財政運営に生かしていくことにしています。

今年、収穫時期は天候不順でありましたが、ここに来て天候も回復して、稲刈りもほぼ終わりに近づいたようであります。議員各位におかれましては、委員会あるいは一部事務組合でも視察研修も予定されているようでありますので、今後の田上町の発展に寄与できる視察研修になりますことを期待いたしまして、閉会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） これをもちまして平成25年第5回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年9月24日

田上町議会議長 渡 邊 正 策

田上町議会議員 熊 倉 正 治

” 議員 皆 川 忠 志

別紙

平成25年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成25年9月24日（火） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		議案の訂正について	許可
第2	議第3号	専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について	承認
第3	議第4号	田上町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について	原案可決
	議第5号	田上町入湯税条例の一部改正について	原案可決
	議第6号	田上町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
	議第7号	田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
	議第8号	田上町介護保険条例の一部改正について	原案可決
第4	議第9号	平成25年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	原案可決
	議第10号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
	議第11号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第5	議第12号	平成24年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
	議第13号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議第18号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議第19号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第6	意見案第1号	道州制導入に断固反対する意見書について	原案可決
第7	請願第2号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願について	採択
	請願第3号	下吉田1区地内の町道認定についての請願について	採択
追加 日程 第1	意見案第2号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書について	原案可決
第8		議員派遣の件について	決定
第9		閉会中の継続調査について	決定

日程	議案番号	件名	議決結果
		閉会	